

高齢者保健福祉の あらまし

令和6年度版

第1章 生きがいづくりと社会参加…	P 1
第2章 高齢者の利用施設……………	P10
第3章 健康づくり……………	P22
第4章 介護保険……………	P31
第5章 介護保険以外のサービス……	P39
第6章 福祉施設・保健施設等…………	P74
第7章 高齢者医療……………	P88
第8章 年金・税等の優遇……………	P93
第9章 住まいのサービス……………	P96
第10章 保健福祉センター・健康支援課案内…	P101

- 内容は簡単に説明してあります。
詳しくは担当窓口にお問い合わせください。
- 内容は原則令和6年4月1日現在で作成しています。
内容が変わることがありますのでご了承ください。

【目次】

第1章 生きがいづくりと社会参加

敬老事業	1
高齢者に対する入場優待・割引施設	2
老人クラブ	4
生涯現役応援センター	5
シルバー人材センター	6
いきいき活動外出支援事業	7
高齢者学級・高齢者教室	8
スポーツ教室	9

第2章 高齢者の利用施設

いきいきプラザ・いきいきセンター	10
高齢者活動支援施設（おゆみ野ふれあい館）	18
高齢者スポーツ広場	19

第3章 健康づくり

がん検診	22
節目検診	24
健康手帳	25
特定健康診査など	26
一日人間ドック・脳ドック費用助成	27
高齢者精神保健福祉相談	28
禁煙外来治療費助成事業	28
後期高齢者歯科口腔健康診査事業	29
介護が必要な方の歯科診療	29
高齢者インフルエンザ予防接種	30
高齢者肺炎球菌予防接種	30

第4章 介護保険

	31
--	----

第5章 介護保険以外のサービス

1 在宅支援

千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）	39
福祉まるごとサポートセンター（相談支援）	41
安心電話	41
緊急通報システム	42
寝具乾燥サービス	43
訪問理美容サービス	43
日常生活用具給付	44
外国人等高齢者福祉給付金	44
おむつ給付等	45
家族介護慰労金	45
家族介護者支援	46
住宅改修費支援サービス	47
歯科診療送迎	49

2 介護予防・自立支援

介護予防のための健康教育・相談	50
訪問指導	50
歯っぴー健口教室	50
口腔機能健診（口腔ケア事業）	51
食事セミナー	51
チャレンジシニア教室	52
シニアフィットネス習慣普及事業	52
ちばし いきいき体操	52
シニアリーダー体操教室	53
プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室	53
生きがい活動支援通所	54
地域のつどい・ふれあい入浴	55
介護支援ボランティア制度	55

3 認知症の方に対する支援

ちば認知症相談コールセンター	57
千葉市認知症疾患医療センター	57
認知症等行方不明SOSネットワーク	57
高齢者保護情報共有サービス	58
認知症介護研修	58
認知症カフェ（認知症カフェ設置促進事業）	58
認知症サポーター養成講座	59
キャラバン・メイト養成研修	59
かかりつけ医認知症対応力向上研修	60
病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修	60
歯科医師認知症対応力向上研修	60
薬剤師認知症対応力向上研修	61
看護職員認知症対応力向上研修	61
病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修	61

4 高齢者の権利を守るための支援

成年後見制度	62
千葉市成年後見支援センター	62
日常生活自立支援事業	63
高齢者虐待の防止について（在宅）	63
高齢者虐待の防止について（施設）	64

5 その他の支援

三世帯同居・近居支援	65
地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金	66
地域見守り活動支援事業補助金	67
粗大ごみの運び出し収集	67
高齢者等ごみ出し支援事業補助金	68
避難行動要支援者名簿整備事業	69
家具転倒防止金具等取付費助成	70
防災行政無線のテレホンサービス	70
ちばし安全・安心メール	71
電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス	71
Yahoo!防災速報	72
消防情報メール	72
運転免許自主返納	73

第6章 福祉施設・保健施設等	特別養護老人ホーム	74
	軽費老人ホーム（A型）	76
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	76
	有料老人ホーム	77
	介護老人保健施設	80
	介護医療院	80
	グループホーム	81
	認知症デイサービス	83
	小規模多機能型居宅介護	83
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	84
	看護小規模多機能型居宅介護	85
	サービス付き高齢者向け住宅	85
	養護老人ホーム	87
	生活支援ハウス	87
第7章 高齢者医療	後期高齢者医療制度	88
	白内障特殊眼鏡等費用助成	91
	はり・きゅう・マッサージ施設利用助成	92
第8章 年金・税等の優遇	老齢基礎年金	93
	税の控除	94
	障害者控除対象者認定	95
	下水道使用料の一部減免	95
第9章 住まいのサービス	シルバーハウジング生活援助員派遣事業	96
	市営住宅（老人世帯向け住宅）	97
	住宅改造相談	99
	住宅増改築相談	99
	千葉市居住支援協議会相談窓口（すまいサポートちば）	99
	住宅確保要配慮者円滑入居支援（家賃債務保証料等助成）	100
第10章 保健福祉センター・健康支援課案内図		101
●障害のある方に対する支援		105
●付録 高齢者人口の推移・区別高齢者人口・区別要介護認定者数の状況		106
裏表紙 高齢者に関する各種相談電話番号		

千葉市の市外局番は **☎043** です。

第1章 生きがいくりと社会参加

敬老事業

【長寿祝金を贈呈】

長年社会の発展に貢献された高齢者のうち節目となる白寿（満99歳）を迎えた方に対して、その長寿を祝うため祝金5万円をお贈りします。

- 対象者 大正14年1月2日から大正15年1月1日までの間に出生した方で、令和6年4月1日から9月1日まで引き続き本市に住所を有する方
- 贈呈時期 9月中旬頃

【長寿祝品を贈呈】

長年社会の発展に貢献された高齢者のうち節目となる米寿（満88歳）を迎えた方に対して、その長寿を祝うため長寿祝品をお贈りします。

- 対象者 昭和11年1月2日から昭和12年1月1日までの間に出生した方で、令和6年4月1日から9月1日まで引き続き本市に住所を有する方
- 贈呈時期 9月中旬頃

【敬老会】

民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会地区部会、町内自治会、マンション等の管理組合等に対し、敬老会の開催に係る経費の一部を助成します。

- 補助対象 満75歳以上（生年月日：昭和25年1月1日以前）の方で、令和6年4月1日から9月1日まで引き続き本市に住所を有する方
- 補助額 敬老会開催経費の4分の3 ※上限額あり

【最高齢者祝品を贈呈】

最高齢者（男女各1名）の長寿をお祝いするとともに、お祝品をお贈りします。

- 対象者 令和6年4月1日から9月1日まで引き続き本市に住所を有する最高齢者の方（男女各1名）
- 贈呈時期 9月下旬頃

【満百歳者にお祝い状及び記念品を贈呈】

老人の日の記念行事として、今年度中に百歳を迎える高齢者に対し、内閣総理大臣からお祝い状及び記念品をお贈りします。

- 対象者 大正13年4月1日から大正14年3月31日までの間に出生した方で、令和6年9月15日現在においてご存命の方。
- 贈呈時期 9月15日以降

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	緑区高齢障害支援課	292-8138
花見川区高齢障害支援課	275-6425	美浜区高齢障害支援課	270-3505
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	高齢福祉課	245-5169
若葉区高齢障害支援課	233-8558		

高齢者に対する入場優待・割引施設

市内在住の満 65 歳以上の方は、運転免許証や健康保険証・介護保険被保険者証などの住所・氏名・年齢の分かる身分証明書を提示することにより、下記の施設が優待・割引価格でご利用いただけます。（一部施設は満 60 歳以上が対象）

【満 60 歳以上の方が利用する際、身分証明書の提示が必要な市の高齢者施設（無料）】

※いきいきプラザの浴室利用は有料

施設名	所在地	電話番号
中央いきいきプラザ	中央区松ヶ丘町 257-1	209-9000
蘇我いきいきセンター	中央区今井 1-14-38	264-6966
花見川いきいきプラザ	花見川区三角町 750	216-0080
花見川いきいきセンター	花見川区花見川 9-1	286-8030
さつきが丘いきいきセンター	花見川区さつきが丘 1-32-3	250-4651
稲毛いきいきプラザ	稲毛区稲毛東 6-19-1	242-8005
あやめ台いきいきセンター	稲毛区園生町 446-1（あやめ台小学校内）	207-1388
若葉いきいきプラザ	若葉区北谷津町 333-2	228-5010
大宮いきいきセンター	若葉区大宮台 7-8-1（大宮小学校内）	265-1751
都賀いきいきセンター	若葉区都賀 4-20-1（都賀コミュニティセンター内）	232-4771
緑いきいきプラザ	緑区誉田町 2-15-65	300-1313
越智いきいきセンター	緑区越智町 822-7	205-1290
土気いきいきセンター	緑区土気町 1634（土気市民センター内）	205-1000
美浜いきいきプラザ	美浜区高洲 3-5-6	270-1800
真砂いきいきセンター	美浜区真砂 4-4-10	278-9641

【満 65 歳以上の方が身分証明書の提示により無料で利用できる市の施設】

施設名	所在地	電話番号
千葉ポートタワー	中央区中央港 1 丁目地内	241-0125
市美術館 ※常設展のみ、企画展は 2 割引	中央区中央 3-10-8	221-2311
市科学館 ※常設展示・プラネタリウム一般投影のみ、 特別投影・企画展・特別展は 2 割引 ※プラネタリウムは 1 日につき 1 回限り	中央区中央 4-5-1	308-0511
動物公園	若葉区源町 280	252-1111

【満 65 歳以上の方が利用する際、利用料金が減額（2 割引）となる市の施設】

●体育館・トレーニング室等

施設名	所在地	電話番号
蘇我コミュニティセンター	中央区今井 1-14-43	264-8331
千葉ポートアリーナ（サブアリーナ、トレーニング室(1)(2)、体力測定室）	中央区問屋町 1-20	241-0006
蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館 （フィットネスルーム）	中央区千葉寺町 1208-2	420-8001
YohaS アリーナ ～本能に、感動を。～	中央区弁天 4-1-2	253-8050
畑コミュニティセンター	花見川区畑町 1336-2	273-5454
幕張コミュニティセンター	花見川区幕張町 3-7730-4	272-5001
花島公園体育館	花見川区花島町 308	286-8825
こてはし温水プール（スポーツ室・トレーニング室）	花見川区三角町 750	216-0090
穴川コミュニティセンター	稲毛区穴川 4-12-3	284-6155
長沼コミュニティセンター	稲毛区長沼町 461-8	257-6731
宮野木スポーツセンター	稲毛区宮野木町 2150-4	258-9690

長沼原勤労市民プラザ ※令和6年6月から令和7年4月頃まで休館予定	稲毛区長沼原町 304-1	257-1863
千城台コミュニティセンター	若葉区千城台西 2-1-1	237-2241
都賀コミュニティセンター	若葉区都賀 4-20-1	233-4211
みつわ台体育館	若葉区みつわ台 3-3-1	287-3730
鎌取コミュニティセンター	緑区おゆみ野 3-15-2	292-6131
土気あすみが丘プラザ	緑区あすみが丘 7-2-4	295-0301
古市場体育館	緑区古市場町 474-277	265-3005
真砂コミュニティセンター	美浜区真砂 2-3-1	277-2512
高洲スポーツセンター	美浜区高洲 4-2-2	279-9235
幕張勤労市民プラザ	美浜区若葉 3-1-8	274-0027
磯辺スポーツセンター(体育館のみ)	美浜区磯辺 1-50-1	270-6780

●プール(「*」は夏期のみ)

施設名	所在地	電話番号
中央コミュニティセンター	中央区千葉港 2-1	245-5724
こてはし温水プール	花見川区三角町 750	216-0090
北谷津温水プール	若葉区北谷津町 327-1	228-5000
千葉公園プール *	中央区弁天 3-1-1	253-7844
みつわ台第2公園プール *	若葉区みつわ台 3-3-1	254-0105
有吉公園プール *	緑区おゆみ野有吉 32	291-1800
古市場公園プール *	緑区古市場町 474-277	265-3005
幸町公園プール *	美浜区幸町 1-4	241-5305
高洲スポーツセンタープール *	美浜区高洲 4-2-2	279-9235

●その他

施設名	所在地	電話番号
青葉の森スポーツプラザ(弓道場、陸上競技場)	中央区青葉町 654	262-8899
YohaS アリーナ ～本能に、感動を。～ (武道場、弓道場・アーチェリー場)	中央区弁天 4-1-2	253-8050
花島公園弓道場	花見川区花島町 308	286-8825
中田スポーツセンターグラウンドゴルフ場	若葉区中田町 1200-1	228-2415
市民ゴルフ場	若葉区下田町 1005	237-0020
アクアリンクちば(アイススケート場、温浴施設)	美浜区新港 224-1	204-7283
千葉市相撲場	緑区古市場町 474-277	265-3005

【身分証明書の提示により、割引で利用できる施設：市内】

●映画館

シニア料金の設定がある映画館があります。詳しくは各映画館へご確認ください。

●ZOZO マリンスタジアム

千葉ロッテマリーンズ公式戦の平日開催試合(開幕戦他、一部試合を除く)の当日券のみ

※割引対象席種・シルバー割引価格(65歳以上対象)※

席種	内野指定席 IA	内野指定席 A	内野指定席 0A
金額(円)	3,400	3,000	2,000

ご来場者の観戦座席位置把握のため、初めてチケットを購入される場合、マリーンズ ID の発行が必要です。対象座席が完売となった場合の販売はありません。

※お問い合わせ マリーンズ・インフォメーションセンター 0570-026-226

【お知らせ】 ほとんどの方が健康保険証などの公的身分証明書を所持することが可能なことから、平成 22 年 3 月 31 日をもって「シルバーカード」の交付は終了いたしました。
なお、既にお持ちの「シルバーカード」は、引き続きご利用いただけます。

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	緑区高齢障害支援課	292-8138
花見川区高齢障害支援課	275-6425	美浜区高齢障害支援課	270-3505
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	高齢福祉課	245-5169
若葉区高齢障害支援課	233-8558		

老人クラブ

地域に住む方々が集まり、各種の活動を行うなかで、健康増進や地域社会との交流を深め、高齢者の日常生活を健全で豊かなものにする自主的な組織です。

活動に参加してみたい方は、お近くの老人クラブに加入されてはいかがでしょうか。

加入したいけれども、お近くの老人クラブがわからないという方は、下記までお問い合わせください。

また、老人クラブのない地域では皆さんで相談して、老人クラブを設立されてはいかがでしょうか。

【老人クラブへの補助金】

千葉市では、老人クラブに対する 2 種類の補助金制度があります。

なお、補助金の対象者はいずれも 60 歳以上の会員です。

●老人クラブ設立補助金（老人クラブを新規に設立する際の設立総会に対する補助金）

＜補助額＞ 200 円×会員数

●老人クラブ振興事業補助金（老人クラブ活動に対する補助金）

＜補助額（年額）＞ 会員数 30 人 50,000 円
 会員数 31 人以上 50,000 円+（会員数－30 人）×500 円
 上限 10 万円

※補助金の申請に必要な書類等については、下記までお問い合わせください。

【補助金の対象となる老人クラブの基準】

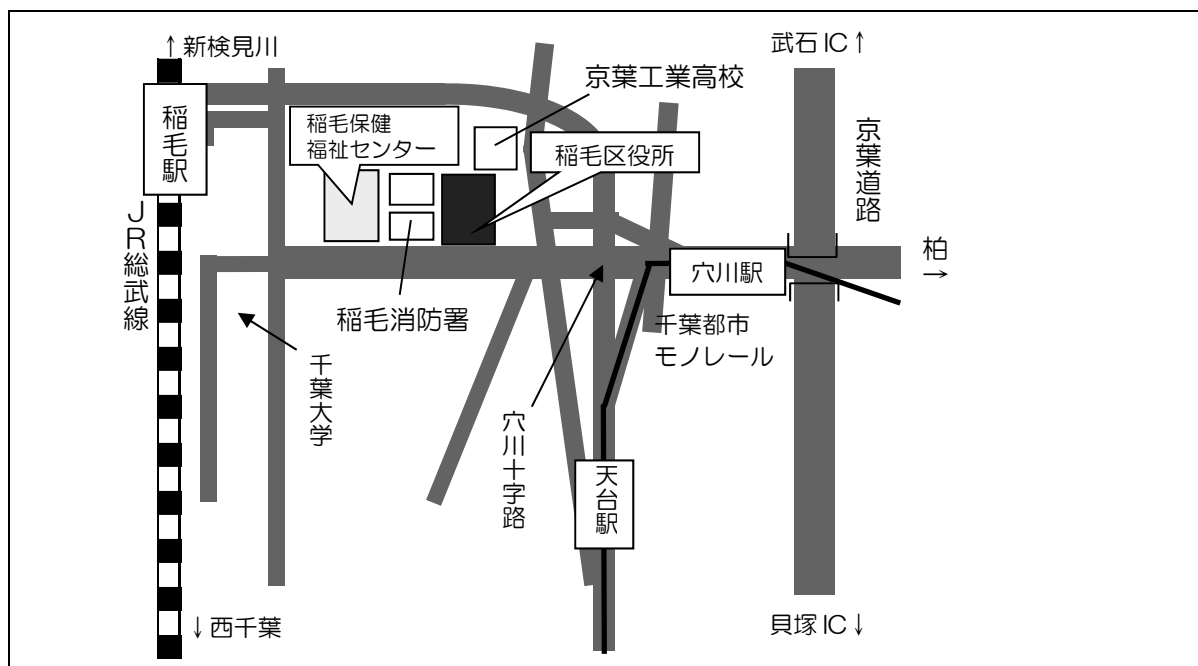
- ① 会員は 60 歳以上の方が 30 名以上とする。
- ② 会則を定めるものとする。
- ③ 会の活動経費に充てるため、会員から定期的に会費を集金するものとする。
- ④ 会の活動は恒常的かつ計画的に行い、相当数の会員が常時参加するものとする。
- ⑤ 会は政治上および宗教上中立であり、会員の民主的運営によるものとする。

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	緑区高齢障害支援課	292-8138
花見川区高齢障害支援課	275-6425	美浜区高齢障害支援課	270-3505
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	高齢福祉課	245-5169
若葉区高齢障害支援課	233-8558		

生涯現役応援センター

シニア層による就労やボランティア等地域活動のための情報を集約し、情報提供・相談・紹介を行うことで、社会参加を促進し、自身の生きがいの向上と社会を支える存在として活躍いただくことを目的として設置した総合相談窓口です。

- 主な業務 高齢者の多様な就業・社会参加の促進に関する支援
 - ・就労やボランティア活動など各種相談及び情報提供
 - ・セミナーや講習会、イベントなどの実施
- 所在地 稲毛区役所 1 階（稲毛区穴川 4-12-1）
（区役所が修繕中のため 1 階ロビーに仮移転しています。令和 6 年 6 月頃に 2 階へ移転予定です。）
- 開所時間 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前 9 時から午後 5 時まで
- 対象者 市内において社会参加を希望する概ね 60 歳以上の方
- 利用方法 直接、または電話でセンターへ相談
- 案内図



●交通案内

バス：①JR「稲毛駅」東口で、「山王町」行きに乗車、「稲毛区役所」下車。目の前。
 ②JR「稲毛駅」東口で、「ファミリーハイツ」行きに乗車、「穴川十字路」下車。徒歩約 5 分。
 鉄道：①千葉モノレール「穴川駅」下車。徒歩約 7 分。
 ②千葉モノレール「天台駅」下車。徒歩約 10 分。

《お問い合わせ先》

生涯現役応援センター	256-4510	高齢福祉課	245-5169
------------	----------	-------	----------

シルバー人材センター

公益社団法人千葉市シルバー人材センターは、民間企業や一般家庭および行政機関などから、高齢者に適した仕事の依頼を受け、高齢者が豊かな経験と能力を発揮しながら、働くことにより「生きがい」を高め、健康な日々を過ごし、地域社会に貢献することを目的とする団体です。

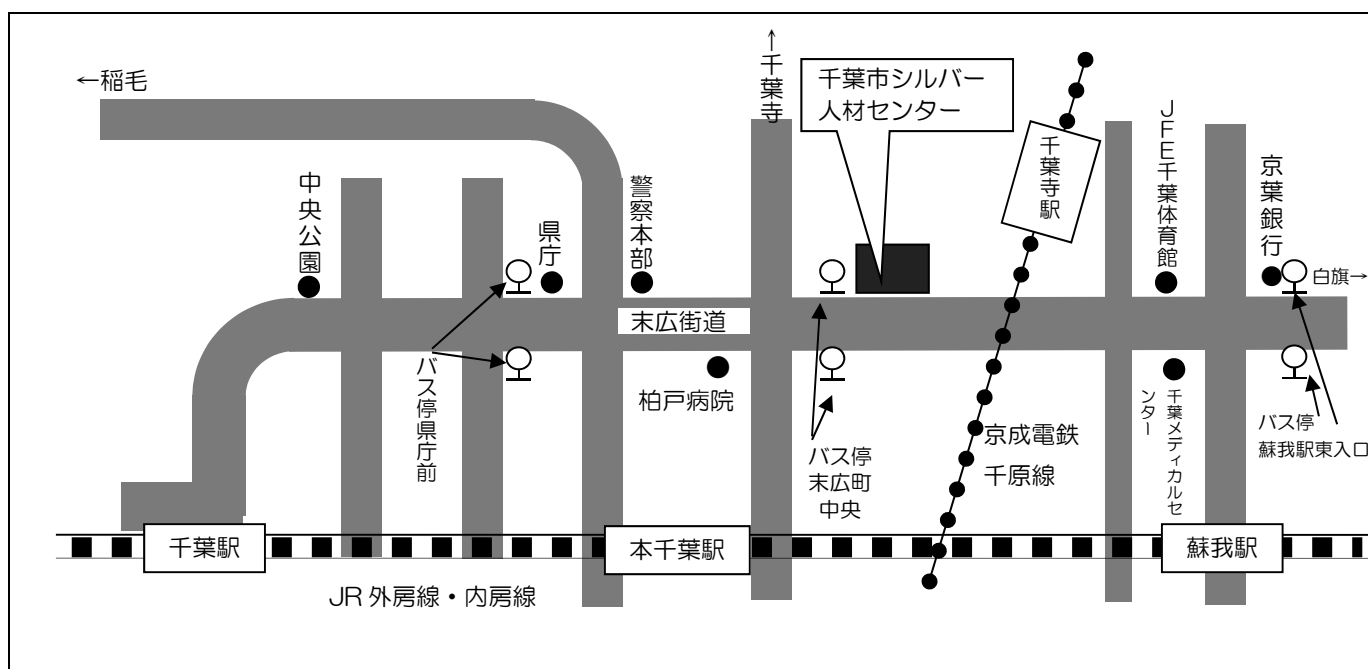
市内に居住する、60歳以上の健康で働く意欲のある方の入会をお待ちしています。

●会 費 年度会費 2,000 円

※初年度会費については 4月1日から9月30日までの入会者 2,000 円
10月1日から12月31日までの入会者 1,000 円
1月1日から3月31日までの入会者 500 円

●所在地 本部・事務局 千葉市中央区末広 3-17-15

●案内図



●交通案内

- バス：①JR「千葉駅」東口でハーバーシティ蘇我行き、末広町経由のイオンおゆみ野S.C、
明德学園、鎌取駅、仁戸名南、白旗、末広町経由の花輪行きに乗車し、「末広町中央」
で下車、目の前。
②JR「本千葉駅」付近の「県庁前」バス停で上記①の表示のバスに乗車、「末広町中央」
で下車、目の前。
③JR「蘇我駅」付近の「蘇我駅東入口」バス停で千葉駅行きバスに乗車、「末広町中央」
で下車、目の前。
鉄道：①京成千原線「千葉寺駅」で下車、徒歩約7分。
②JR「本千葉駅」で下車、徒歩約15分。

《お問い合わせ先》

公益社団法人 千葉市シルバー人材センター	265-0070	高齢福祉課	245-5169
-------------------------	----------	-------	----------

いきいき活動外出支援事業

高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体（11人以上）が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のために、民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。

- 補助対象 千葉市に住所を有する 60 歳以上の高齢者で構成され、千葉市に活動拠点がある団体（11 人以上）
※乗車する方全員が市内在住で 60 歳以上であること。

●補助金額

補助対象条件	バスの種類	補助額
本市内に住所を有する 60 歳以上の者が 30 人以上乗車する場合	大型バス等	バス借上げ料の 2 分の 1 ※限度額 4 万円
本市内に住所を有する 60 歳以上の者が 11 人から 29 人乗車する場合	マイクロバス等	バス借上げ料の 2 分の 1 ※限度額 3 万円

- 補助対象活動 視察、研修又は学習活動及び社会福祉等に関するボランティア活動（観光、遊興その他娯楽が主たる目的の活動は利用できません。）
- 補助対象経費 バスの借上費
（高速道路等の通行料、駐車場の使用料及び運転手に係る食事代、宿泊料その他の付帯費用を除きます。）
- 補助回数 1 団体につき 1 年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）あたり 2 回まで
（社会福祉等に関するボランティア活動を行う場合は、1 年度あたり 3 回まで）
※予算と申込状況を勘案し、年度途中から 1 回目の団体を優先する場合などがあります。
- 申し込み時期 ①6 月から翌年 3 月の利用分は、利用月の 2 か月前の月の 1 日から末日までに申請してください。
②4 月と 5 月の利用分は、3 月 1 日～29 日で受け付けます。
- 借上バス 民間バス会社等からバス（道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 3 条 1 号口に規定する一般貸切旅客自動車）を団体で直接借り上げてください。

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5169

高齢者学級・高齢者教室

高齢者を対象に、健康・介護予防・消費生活などに関する問題や課題を解決するための一助となる講座や歴史、芸術などの講座を開設し、より豊かで、充実した生活を送るための学習機会の提供を図るとともに、学習を通じての仲間づくりや社会参加活動の促進を図ります。

- 事業内容 健康体操、食生活、歴史、音楽、身近な法律、料理などの教室、講座
 - 場 所 市内各公民館 (47 館)
 - 費 用 公民館は無料 (ただし教材費は受講者負担)
- ※市政だよりなどで募集しますので、主催する公民館へお申し込みください。

【市内公民館一覧】

公民館名	所在地	電話番号	公民館名	所在地	電話番号
松ヶ丘公民館	中央区 松ヶ丘町 257-2	261-5990	草野公民館 図書室	稲毛区 園生町 384-93	287-3791 287-3790
生浜公民館 図書室	中央区 生実町 67-1	263-0268 268-3500	山王公民館 図書室	稲毛区 六方町 55-29	421-1121 421-1123
新宿公民館	中央区 新宿 2-16-14	243-4343	都賀公民館 図書室	稲毛区 作草部 2-8-53	251-7670 251-7673
宮崎公民館	中央区 宮崎 2-5-22	263-5934	緑が丘公民館 図書室	稲毛区宮野木町 1807-3	259-2870 259-2871
葛城公民館	中央区 葛城 2-9-2	222-8554	千城台公民館	若葉区 千城台西 2-1-1	237-1400
末広公民館	中央区 末広 3-2-2	264-1842	更科公民館 図書室	若葉区 更科町 2254-1	239-0507 239-0508
椿森公民館	中央区 椿森 6-1-11	254-0085	白井公民館	若葉区 野呂町 622-10	228-0503
川戸公民館	中央区 川戸町 403-1	265-9256	加曽利公民館	若葉区 加曽利町 892-6	232-5182
星久喜公民館	中央区 星久喜町 615-7	266-4392	大宮公民館 図書室	若葉区 大宮町 3221-2	265-2284 265-2889
幕張公民館 図書室	花見川区 幕張町 4-602	273-7522 275-7888	みつわ台公民館 図書室	若葉区 みつわ台 3-12-17	254-8458 254-8839
花園公民館	花見川区 花園 3-12-8	273-8842	若松公民館 図書室	若葉区 若松町 2117-2	231-7991 231-7992
犢橋公民館	花見川区 犢橋町 162-1	259-2958	桜木公民館 図書室	若葉区 桜木 3-17-29	234-1171 234-3000
検見川公民館 図書室	花見川区 検見川町 3-322-25	271-8220 273-7899	誉田公民館 図書室	緑区 誉田町 1-789-49	291-1512 291-6682
花見川公民館	花見川区 柏井町 1590-8	257-2756	椎名公民館	緑区 富岡町 290-1	292-0210
さつきが丘公民館 図書室	花見川区 さつきが丘 1-32-4	250-7967 250-7968	土気公民館	緑区 土気町 1631-7	294-0049
こてはし台公民館	花見川区 こてはし台 5-9-7	250-7977	越智公民館 図書室	緑区 越智町 822-7	294-6971 294-6972
長作公民館 図書室	花見川区 長作町 1722-1	258-1919 257-5115	おゆみ野公民館	緑区 おゆみ野中央 2-7-6	293-1520
朝日ヶ丘公民館 図書室	花見川区 朝日ヶ丘 1-1-30	272-4961 272-4962	稲浜公民館	美浜区 稲毛海岸 3-4-1	247-8555
幕張本郷公民館	花見川区 幕張本郷 2-19-33	271-6301	幕張西公民館 図書室	美浜区 幕張西 2-6-2	272-2733 272-2734
小中台公民館	稲毛区 小中台 5-7-1	251-6616	磯辺公民館 図書室	美浜区 磯辺 1-48-1	278-0033 278-0034
黒砂公民館	稲毛区 黒砂 2-4-18	241-2811	幸町公民館 図書室	美浜区 幸町 2-12-14	247-0666 247-3777

公民館名	所在地	電話番号	公民館名	所在地	電話番号
轟公民館	稲毛区 轟町 1-12-3	251-7998	高浜公民館	美浜区 高浜 1-8-3	248-7500
稲毛公民館	稲毛区 稲毛 1-10-17	243-7425	打瀬公民館	美浜区 打瀬 2-13	296-5100
千草台公民館 図書室	稲毛区 天台 3-16-5	255-3032 255-3052			

- 公民館指定管理者 公益財団法人 千葉市教育振興財団

《お問い合わせ先》			
公民館管理室	285-5551	生涯学習振興課	245-5954

スポーツ教室

スポーツなどの指導をとおり、健康づくり、仲間づくりを推進し、多くの高齢者が積極的にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる機会をつくることを目的とします。

※参加対象年齢 60 歳以上

- 実年スイミング教室 8 回を 1 教室とし、年 2 教室実施
指導者：2 人 定員：30 人
会 場：①北谷津温水プール
②千葉市中央コミュニティセンタープール
- 実年健康体操教室 8 回を 1 教室とし、年 4 教室実施
指導者：2 人 定員：40 人
会 場：①真砂コミュニティセンター体育館
②鎌取コミュニティセンター体育館
- 実年卓球教室 10 回を 1 教室とし、年 2 教室実施
指導者：2 人 定員：25 人
会 場：①高洲スポーツセンター体育館
②みつわ台第 2 公園スポーツ施設体育館
- 実年テニス教室 8 回を 1 教室とし、年 2 教室実施
指導者：2 人 定員：30 人
会 場：①中田スポーツセンター庭球場
②花島公園スポーツ施設庭球場

※その他、対象年齢を 15 歳以上としたスポーツ教室（卓球、テニス、バドミントン他）の開催を予定しています。

- 応 募 市政だよりなどで募集します。

《お問い合わせ先》			
公益財団法人 千葉市スポーツ協会	238-2380	スポーツ振興課	245-5968

第2章 高齢者の利用施設

いきいきプラザ・いきいきセンター

60 歳以上の高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるように、介護予防事業を展開しています。そのほかに、日常生活の悩み事や健康の相談に応じたり、健康増進やレクリエーション活動を行ったりすることができる施設です。

また、いきいきプラザには、グループで手工芸品等の制作活動のできる創作室や研修室等を備えています。

●事業内容

- | | |
|---------------------------|---------------|
| ①高齢者を対象とする講座の実施 | ⑤レクリエーションの実施 |
| ②創作室の運営・研修室の運営（いきいきプラザのみ） | ⑥地域交流 |
| ③機能回復訓練（ボディケアスクール） | ⑦老人クラブや同好会の支援 |
| ④相談業務（生活・健康） | ⑧生きがい活動支援通所 |

●開館時間

午前 9 時から午後 5 時 15 分まで

※入浴は、午前 10 時から午後 3 時まで（花見川、稲毛、若葉の各いきいきプラザ）
午前 10 時から午後 4 時まで（緑いきいきプラザ）

●休館日

年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

※設備点検等による臨時休館にご注意ください。

●対象者

60 歳以上の方（いきいきセンターについては市内在住の方に限る）

●利用者

無料（※ただし市外居住者は 100 円です。）

●浴室使用料（いきいきプラザのみ） 100 円（※ただし市外居住者は、200 円です。）

●利用するとき必要なもの 住所及び年齢がわかるもの（身分証明書等）

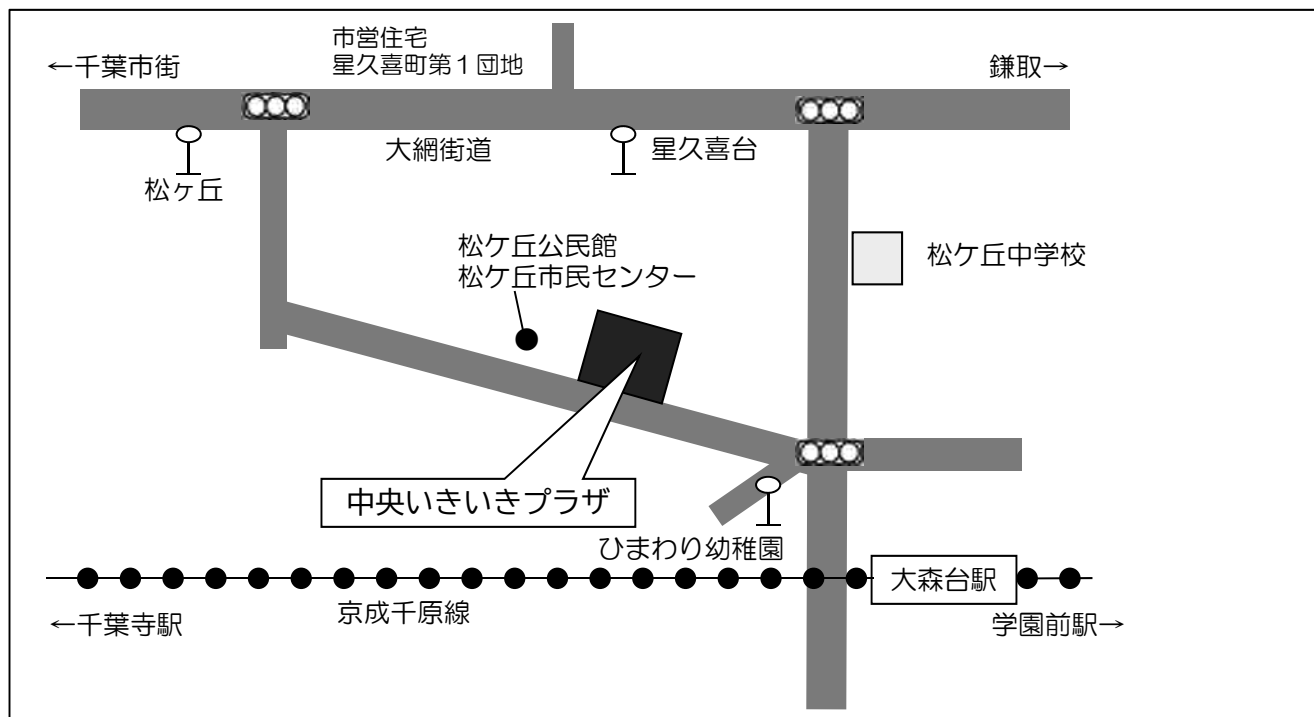
●団体で利用したいとき 希望日の 7 日前までにお申し込みください。

●指定管理者 社会福祉法人 千葉市社会福祉協議会

●ホームページ [千葉市 いきいきプラザ](#) [検索](#)

施設名	所在地	電話番号
中央いきいきプラザ	中央区松ヶ丘町 257-1	209-9000
蘇我いきいきセンター	中央区今井 1-14-38	264-6966
花見川いきいきプラザ	花見川区三角町 750（ゲートボール場 1 面）	216-0080
花見川いきいきセンター	花見川区花見川 9-1	286-8030
さつきが丘いきいきセンター	花見川区さつきが丘 1-32-3	250-4651
稲毛いきいきプラザ	稲毛区稲毛東 6-19-1（ゲートボール場 1 面）	242-8005
あやめ台いきいきセンター	稲毛区園生町 446-1（あやめ台小学校内）	207-1388
若葉いきいきプラザ	若葉区北谷津町 333-2（ゲートボール場 3 面）	228-5010
大宮いきいきセンター	若葉区大宮台 7-8-1（大宮小学校内）	265-1751
都賀いきいきセンター	若葉区都賀 4-20-1（都賀コミュニティセンター内）	232-4771
緑いきいきプラザ	緑区誉田町 2-15-65（ゲートボール場 3 面）	300-1313
越智いきいきセンター	緑区越智町 822-7	205-1290
土気いきいきセンター	緑区土気町 1634（土気市民センター内）	205-1000
美浜いきいきプラザ	美浜区高洲 3-5-6	270-1800
真砂いきいきセンター	美浜区真砂 4-4-10	278-9641

【中央いきいきプラザ案内図】



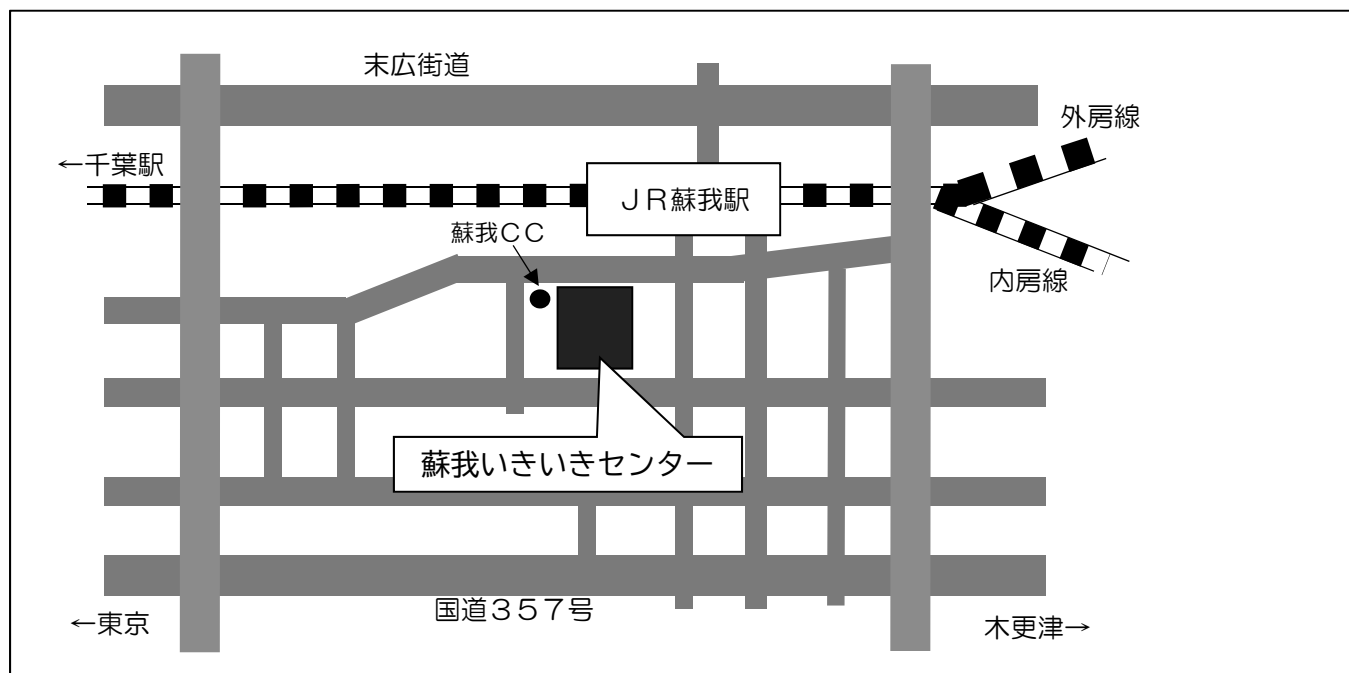
●交通案内

バス＝①ＪＲ「千葉駅」東口で、「誉田駅」「鎌取駅」「リハビリセンター」「大宮団地（星久喜台経由）」行に乗車、「松ヶ丘」で下車。徒歩約３分。

②ＪＲ「蘇我駅」東口で、「鎌取駅」「千葉南高校」行に乗車、「ひまわり幼稚園」下車。徒歩約２分。

鉄道＝京成千原線「大森台駅」下車、徒歩約５分。

【蘇我いきいきセンター案内図】



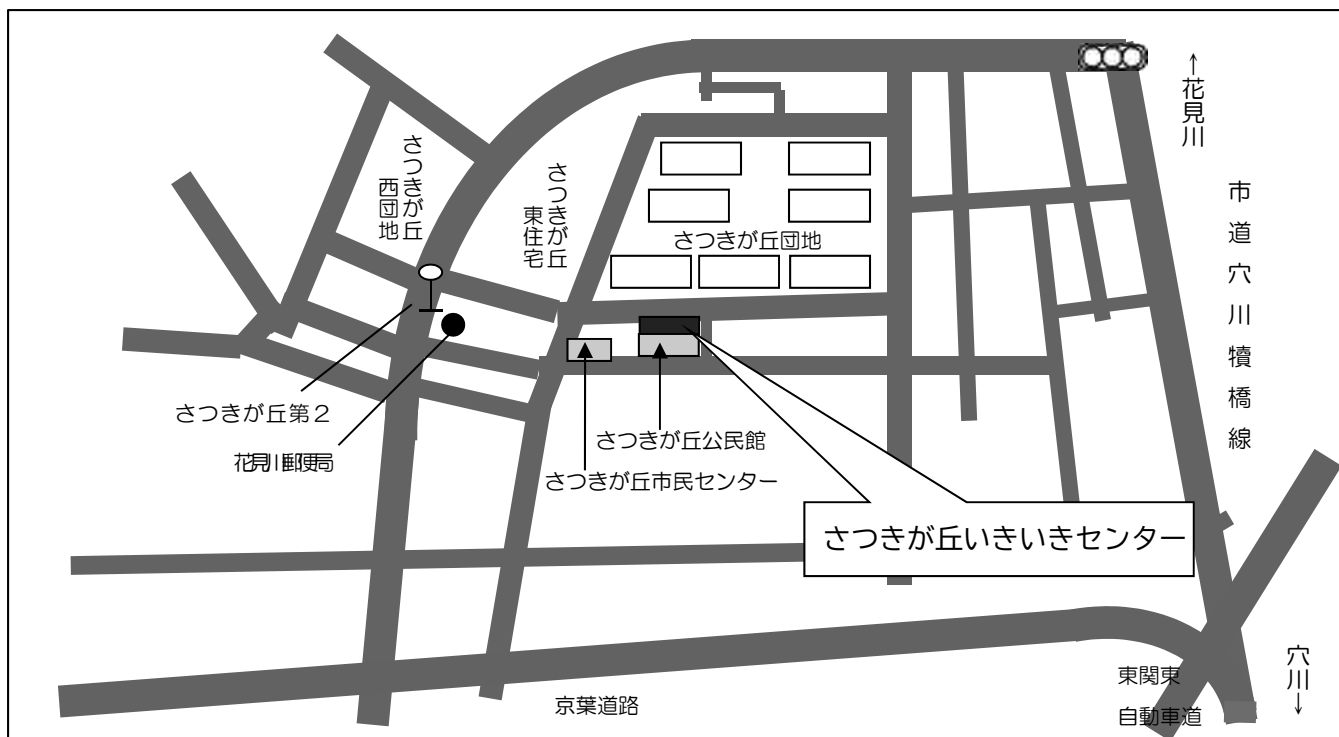
●交通案内

鉄道＝ＪＲ「蘇我駅」下車。徒歩約６分。

⑤ＪＲ「稲毛駅」で、「こてはし団地」行に乗車、「犢橋高校入口」下車。徒歩約１０分。

※車でのご来場はご遠慮ください。

【さつきが丘いきいきセンター案内図】



●交通案内

バス＝①ＪＲ「新検見川駅」で、「草野車庫」「いきいきプラザ」行に乗車、「さつきが丘第二」下車。徒歩約３分。

②ＪＲ「稲毛駅」で、「さつきが丘団地」行に乗車、「さつきが丘第二」下車。徒歩約３分。

【稲毛いきいきプラザ案内図】



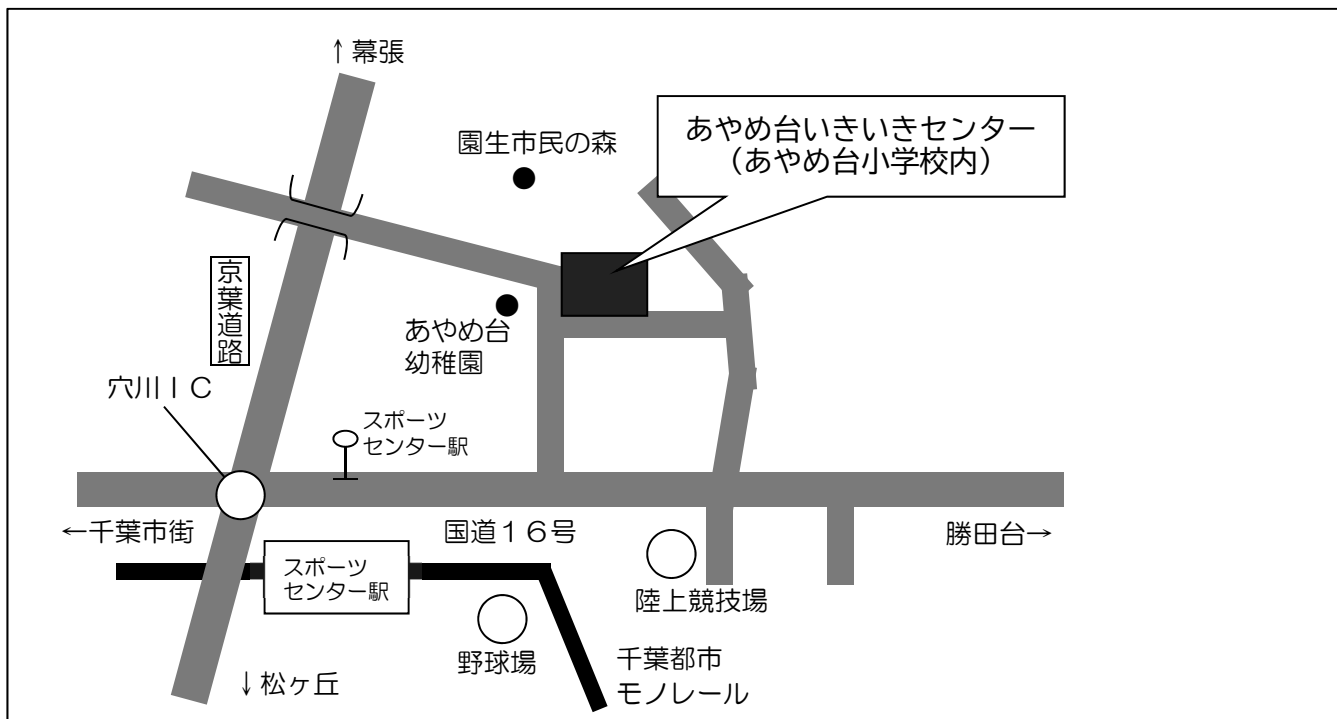
●交通案内

鉄道＝①ＪＲ「稲毛駅」下車。
徒歩１１分。

②京成千葉線「京成稲毛駅」下車。徒歩８分。

※車でのご来場はご遠慮ください。

【あやめ台いきいきセンター案内図】



●交通案内

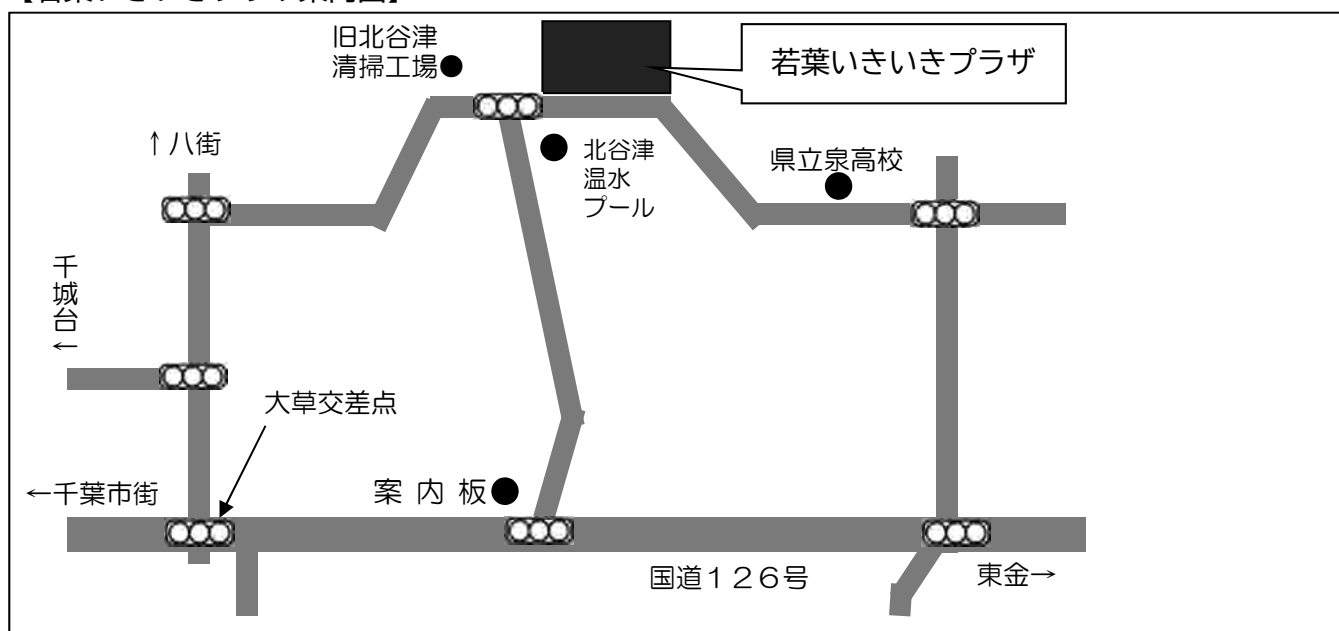
鉄道＝①モノレール「スポーツセンター駅」下車。徒歩約7分。

バス＝①JR「稲毛駅」で、「草野車庫」「こてはし団地」「ザ・クイーンズガーデン稲毛」「山王町」行に乗車、「スポーツセンター」下車。徒歩約5分。

②JR「千葉駅」東口で、「草野車庫」行に乗車、「スポーツセンター」下車。徒歩約5分。

③京成「勝田台駅」で、「スポーツセンター」行に乗車、「スポーツセンター」下車。徒歩約5分。 ※車での来場はご遠慮下さい。

【若葉いきいきプラザ案内図】

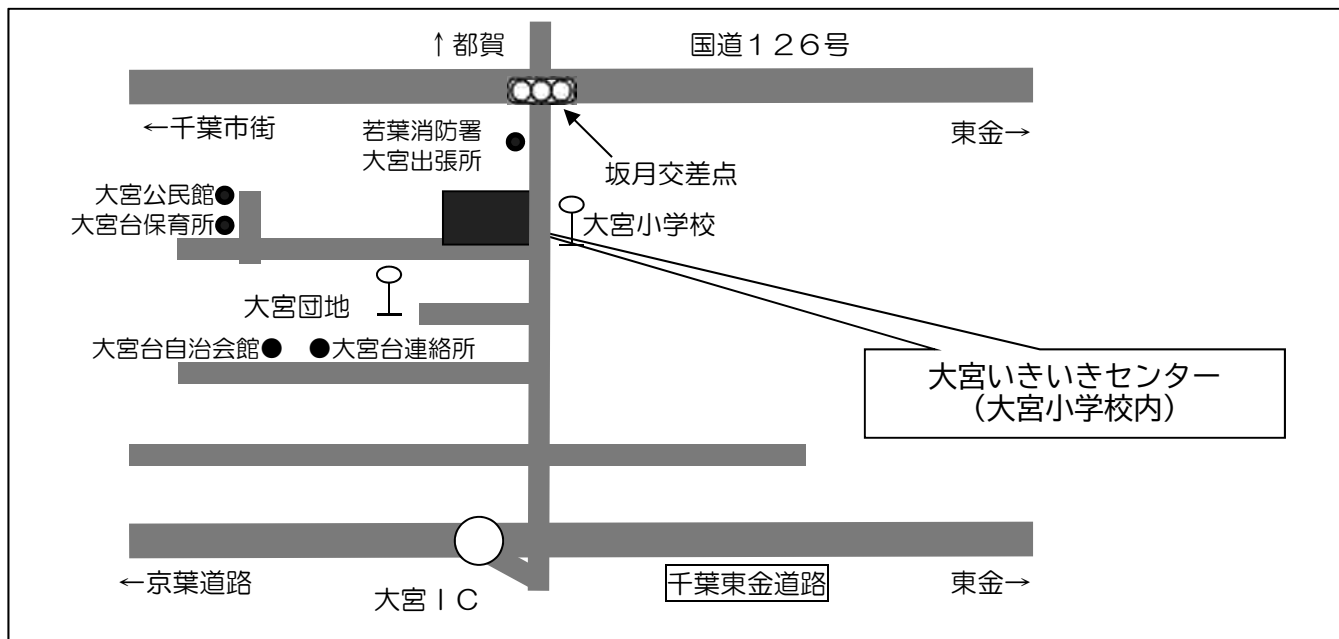


●交通案内

バス＝①モノレール「千城台駅」で、いずみバス（循環）に乗車、「若葉いきいきプラザ」で下車。目の前。

②JR「千葉駅」で、「千葉市中田スポーツセンター」「中野操車場」行に乗車、「北谷津ゴルフ乗馬クラブ入口」下車。徒歩約15分。

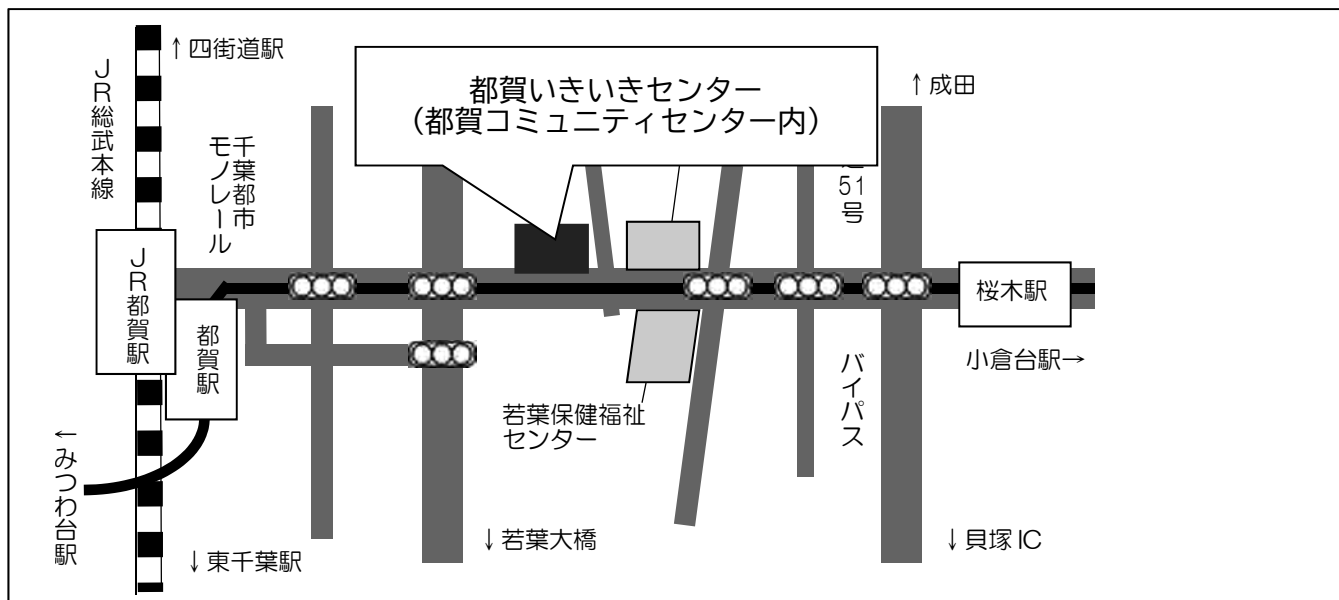
【大宮いきいきセンター案内図】



●交通案内

- バス＝①ＪＲ「千葉駅」東口で、「大宮団地（東金街道経由）」行に乗車、「大宮小学校」下車。徒歩約１分。
 ②ＪＲ「都賀駅」で、「鎌取駅」行に乗車、「大宮小学校前」下車。徒歩約１分。
 ※車での来場はご遠慮ください。

【都賀いきいきセンター案内図】



●交通案内

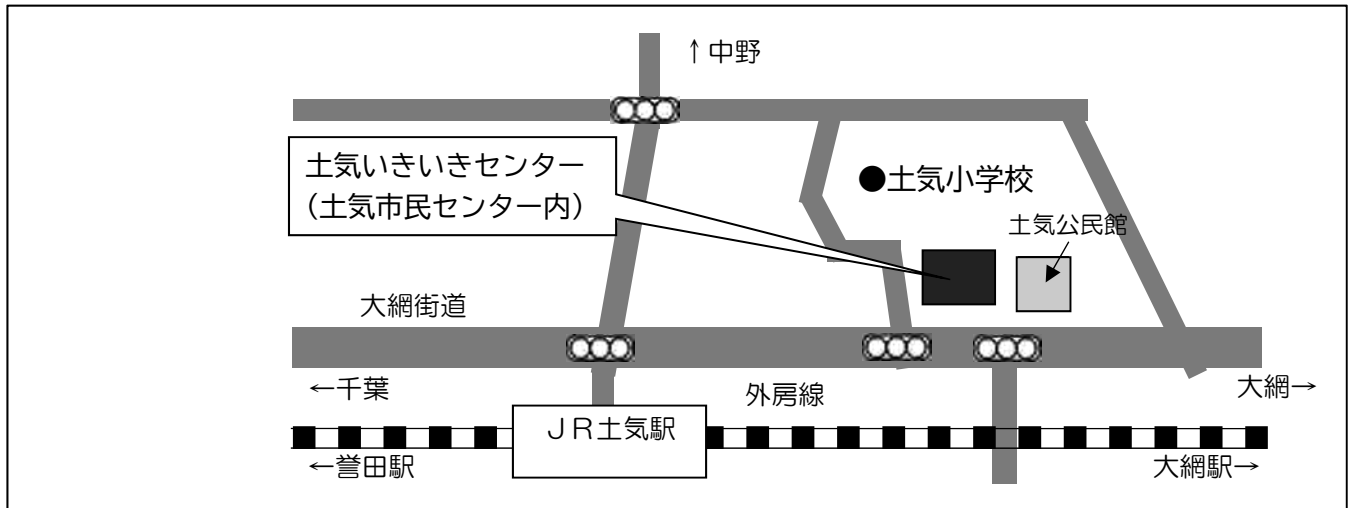
- バス＝①ＪＲ「千葉駅」東口で、「都賀駅（市営霊園経由）」行に乗車、「若葉区役所」下車。徒歩約１分。
 ②ＪＲ「鎌取駅」で、「都賀駅」行に乗車、「若葉区役所」下車。徒歩約１分。
 鉄道＝①ＪＲ・モノレール「都賀駅」下車。徒歩約１０分。
 ②モノレール「桜木駅」下車。徒歩約１２分。

バス＝①ＪＲ「誉田駅」で、「越智はなみずき台」「大網駅」行に乗車、「緑いきいきプラザ」下車。徒歩約３分。
②ＪＲ土気駅で、「誉田駅」行に乗車、「緑いきいきプラザ」下車。徒歩約３分

Map of the area around the former Tama River crossing, showing the Tama River, the Tama River Bridge, and the Tama River crossing. The map includes labels for the Tama River, the Tama River Bridge, the Tama River crossing, and the Tama River crossing. The map also shows the Tama River crossing and the Tama River crossing.

バス＝JR「誉田駅」で、「越智はなみずき台」行に乗車、「ショッピングセンター」下車。徒歩約3分。

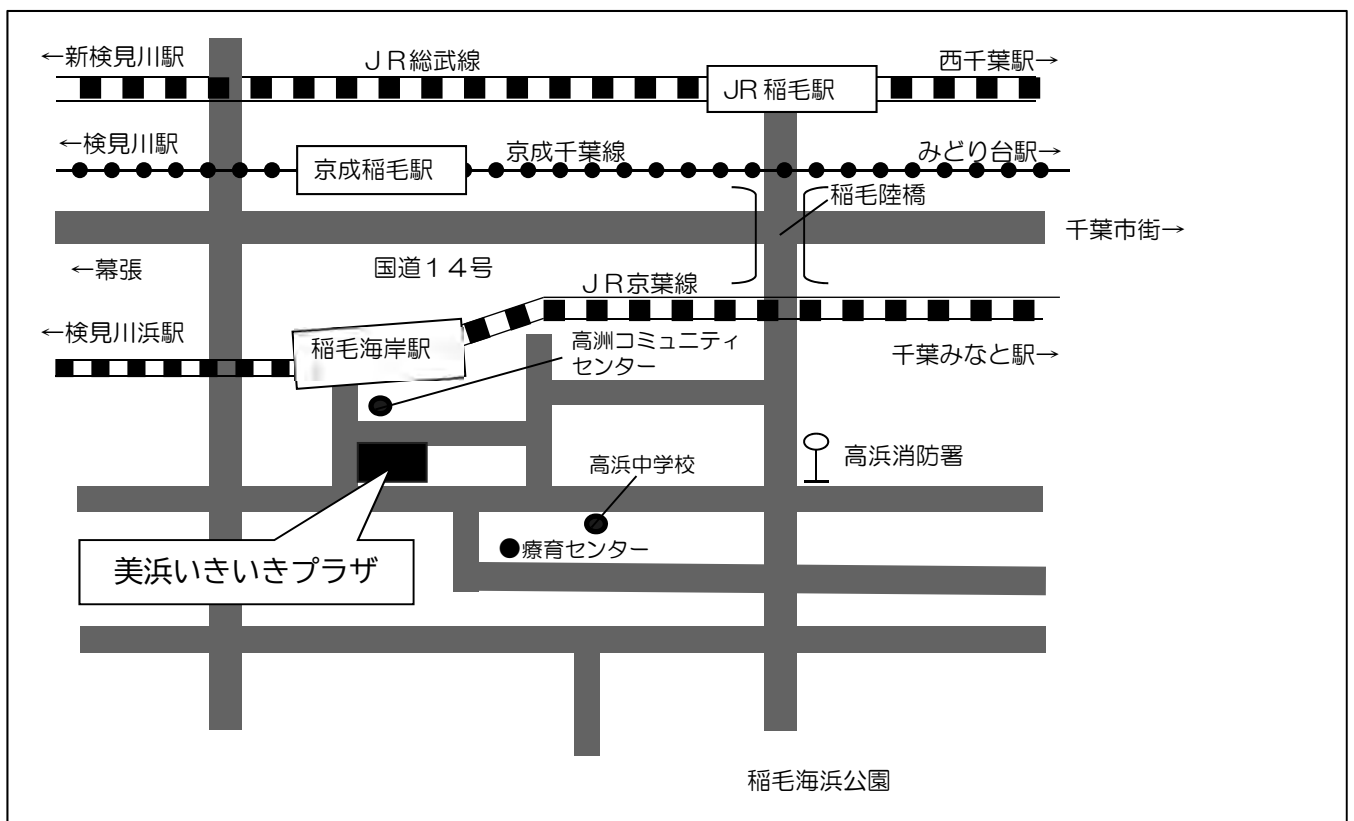
【土気いきいきセンター案内図】



●交通案内

鉄道＝JR「土気駅」下車。北口より徒歩約7分。

【美浜いきいきプラザ案内図】



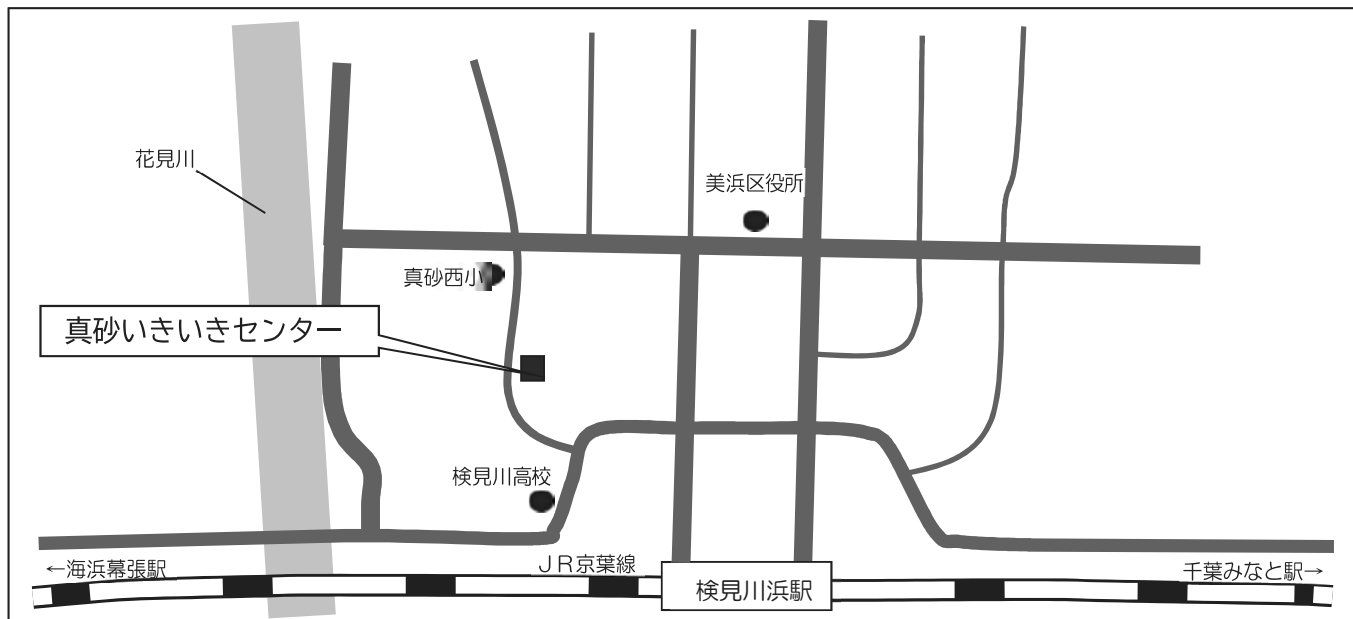
●交通案内

バス＝①JR「稲毛海岸駅」下車。徒歩約6分。

②ＪＲ「稲毛駅」で、「海浜プール入口」「磯辺高校」「稲毛海岸駅」行に乗車、「稲毛海岸駅」下車。徒歩約６分

※車でのご来場はご遠慮ください。

【真砂いきいきセンター案内図】



●交通案内

鉄道＝ＪＲ「検見川浜駅」下車。徒歩約８分。

バス＝ＪＲ「新検見川駅」で、「検見川浜駅（真砂五丁目経由）」行に乗車、「五丁目 16 街区」下車。徒歩約８分。

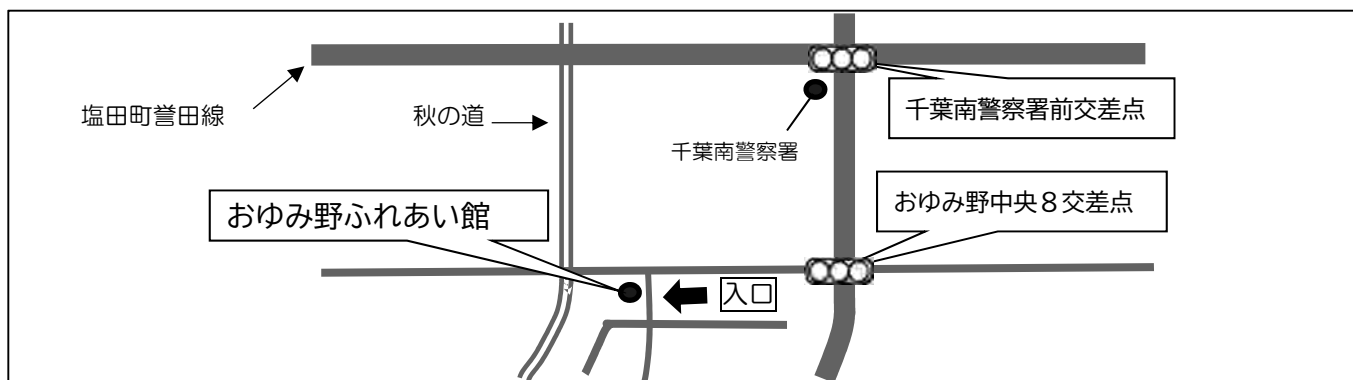
高齢者活動支援施設（おゆみ野ふれあい館）

市内在住の 60 歳以上の高齢者の皆さんのサークル活動等にご利用いただける施設で、2 部屋のサークル室を備えています。

- 利用時間 午前 9 時から午後 5 時 15 分まで
- 休館日 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
- 利用料 無料
- 利用するとき必要なもの 住所及び年齢がわかるもの（身分証明書等）
- 利用したいとき 利用月の 2 か月前の 1 日からお申し込みできます。
- ホームページ [千葉県 おゆみ野ふれあい館](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》		
おゆみ野ふれあい館	緑区おゆみ野中央 8-2	293-1775

【おゆみ野ふれあい館案内図】



●交通案内

バス＝ＪＲ鎌取駅より、千葉中央バス（大膳野町行き）「千葉南警察署」下車徒歩 10 分。

高齢者スポーツ広場

高齢者の健康増進と生きがいを高めるため、各区に高齢者スポーツ広場を設置しています。
ゲートボール等を通じた仲間づくりにもぜひご利用ください。

●利用できる方 市内在住の 60 歳以上の方

●利用料 無料

●設置場所

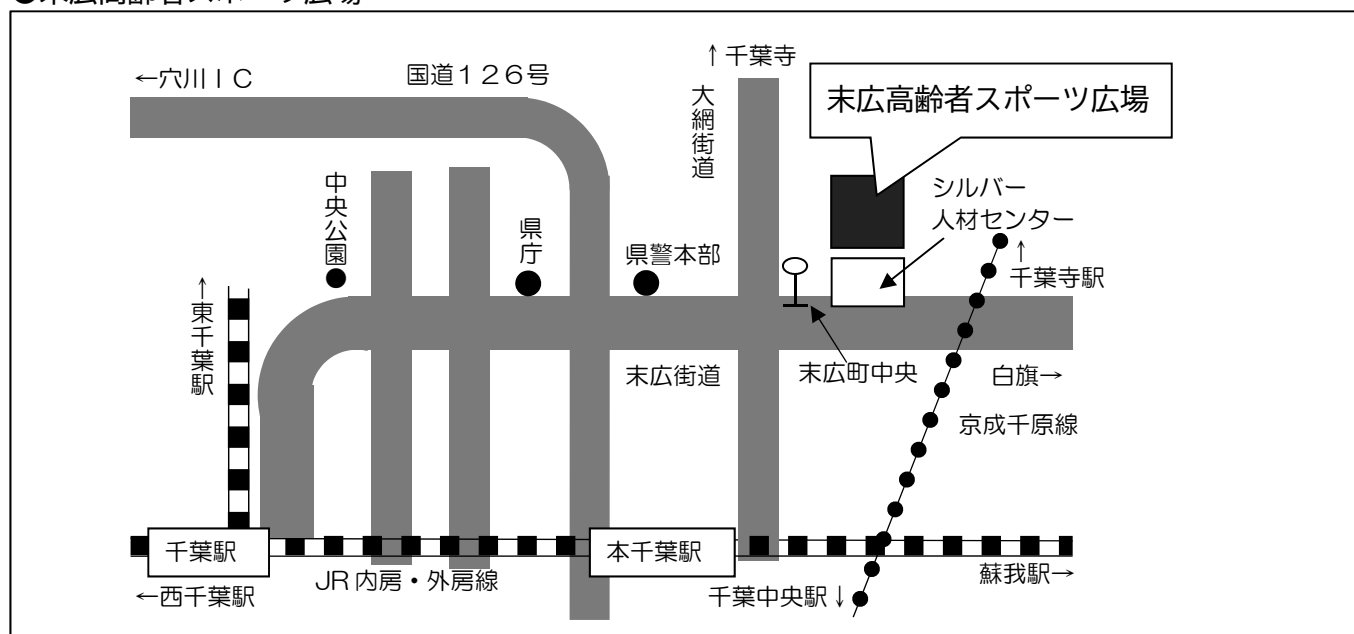
スポーツ広場名称	住所
末広高齢者スポーツ広場	中央区末広 3-19-1
千種高齢者スポーツ広場	花見川区千種町 240-5
検見川高齢者スポーツ広場	花見川区検見川町 2-207-4
朝日ヶ丘高齢者スポーツ広場	花見川区朝日ヶ丘 5-3103-56
横戸台高齢者スポーツ広場	花見川区横戸台 24
高浜 5 丁目高齢者スポーツ広場	美浜区高浜 5-37-3
高洲高齢者スポーツ広場	美浜区高洲 1-2

●申し込み方法 各高齢者スポーツ広場の管理者に申し込みをします。
連絡先については、高齢福祉課へお問い合わせください。

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5169

【各スポーツ広場案内図】

●末広高齢者スポーツ広場

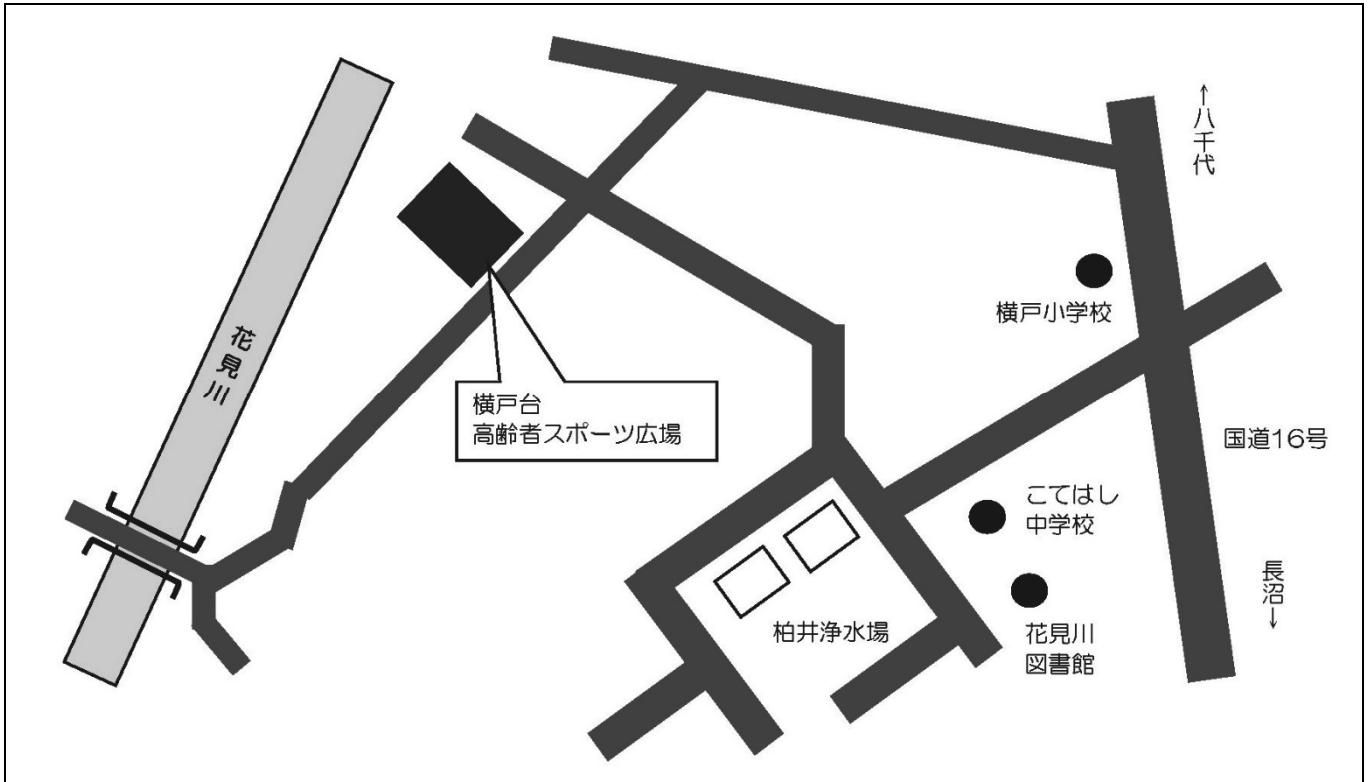


This map shows the area around the Chiba North Interchange (千葉北IC). Key locations include:

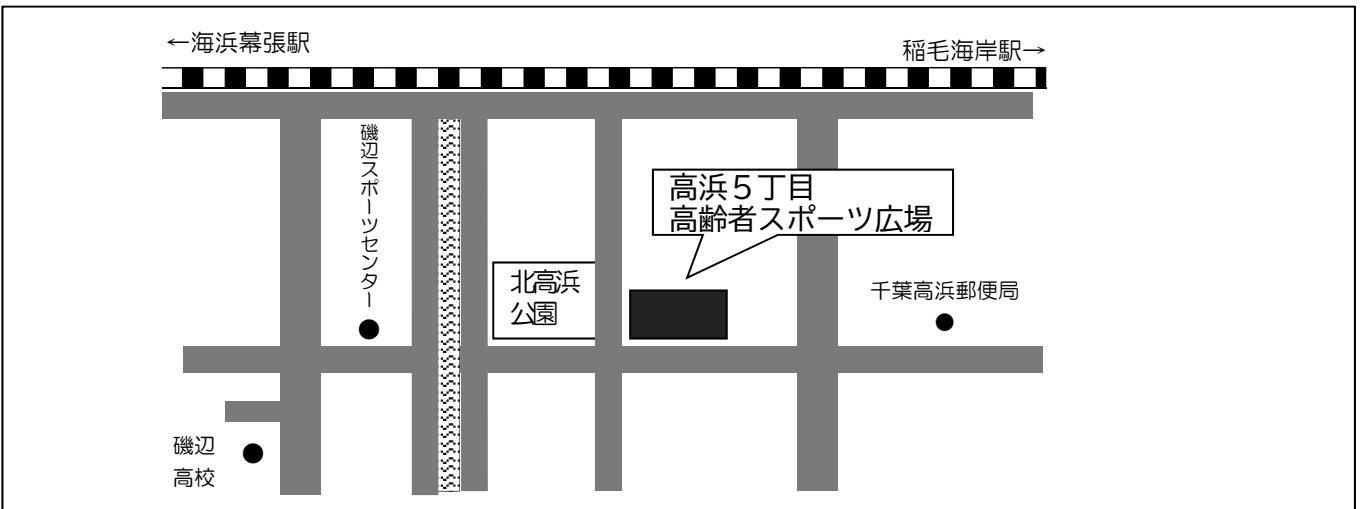
- 千葉工業大学** (Chiba Institute of Technology) and **千種高齢者スポーツ広場** (Thousand Elderly Sports Plaza) to the west.
- ふるさと農園** (Furusato Nōen) and **積橋高校** (Sakuribashi High School) to the north.
- 積橋公園** (Sakuribashi Park) and **積橋中学校** (Sakuribashi Junior High School) to the east.
- 千葉北警察署** (Chiba North Police Station) and **千葉北IC** (Chiba North Interchange) to the south.
- 花見川いきいきプラザ** (Hanagikawa Ikki Plaza) to the southwest.
- 船橋** (Futatabi) to the west and **四街道** (Yokkaichi) to the east.
- 勝田台** (Katsudai) to the north and **千葉市街** (Chiba City Center) to the south.
- 国道16号** (National Route 16) and **積橋高校入口** (Sakuribashi High School Entrance) are also marked.

The map shows the Kikigawa Station area. The Keiyo Chiba Line (京成千葉線) runs horizontally through the top, with arrows pointing towards 'Tsuetsunagi' (津田沼) on the left and 'Chiba' (千葉) on the right. Kikigawa Station (検見川駅) is located on this line. Below the station, there is a vertical road. To the left of this road is 'Nakamichi Park' (中道公園). To the right of the road is 'Kikigawa Senior Sports Field' (検見川高齢者スポーツ広場), which is highlighted in black. Further down, there is 'Kikigawa Elementary School' (検見川小学校) and 'Kikigawa Civic Hall' (検見川公民館). There are also two small white squares labeled '公園' (Park) near the Civic Hall.

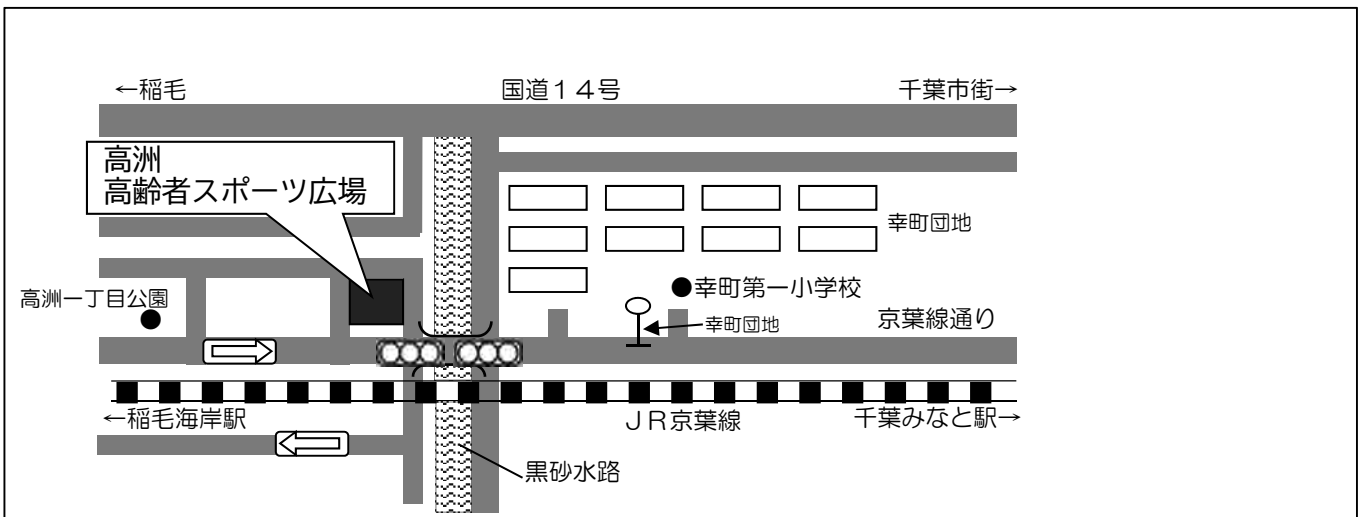
●横戸台高齢者スポーツ広場



●高浜5丁目高齢者スポーツ広場



●高洲高齢者スポーツ広場



第3章 健康づくり

がん検診

各種のがんを早期のうちに発見し、早期に治療するために実施するものです。

市のがん検診を受診するためには、受診券シールが必要です。検診の受診方法の詳細は、受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」(冊子)をご覧ください。

受診券シールの申込方法	はがき・電話・FAX・電子申請のいずれかの方法でお申し込みください。
はがき・FAX でのお申し込みの場合は、次の①～⑤を記入の上、お申し込みください。	
①氏名(フリガナ) ②住所 ③生年月日 ④電話番号 ⑤がん検診希望	
受診券シールの申込先	千葉市 健康支援課 検診班
〒260-0025 千葉市中央区問屋町 1-35 TEL 238-1794 FAX 238-9946	

【肺がん(COPD)・結核検診】

- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に40歳以上になる方
※65歳以上の方は結核検診を兼ねます。
- 検査項目 ①問診 ②胸部エックス線検査 ③喀痰細胞診検査(50歳以上で問診結果で必要と認められた方)
- 費用 個別検診：600円(65歳以上無料) 喀痰細胞診検査：400円(70歳以上無料)
集団検診：300円(65歳以上無料) 喀痰細胞診検査：100円(70歳以上無料)
※市民税の非課税世帯および生活保護世帯等に属する方は、受診前に健康支援課、各区保健福祉センター健康課で手続きをした場合は無料となります。
- 受診場所 個別検診：受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」(冊子)に掲載されている協力医療機関
集団検診：(完全予約制) 千葉市ホームページまたは集団検診日程表をご確認ください。
- 受診期間 令和6年5月から令和7年2月末まで

【胃がん検診】

- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に40歳以上になる方で、前年度、胃内視鏡検査未受診の方(胃内視鏡検査を選択できるのは50歳以上の方です。)
- 検査項目 ①問診 ②胃部エックス線検査または胃内視鏡検査
※胃内視鏡検査は個別検診のみの実施です。
- 費用 個別検診：エックス線2,200円(70歳以上無料)
内視鏡3,000円(70歳以上無料)
集団検診：エックス線1,100円(70歳以上無料)
※市民税の非課税世帯および生活保護世帯等に属する方は、受診前に健康支援課、各区保健福祉センター健康課で手続きをした場合は無料となります。
- 受診場所 個別検診：受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」(冊子)に掲載されている協力医療機関
集団検診：(完全予約制) 千葉市ホームページまたは集団検診日程表をご確認ください。
- 受診期間 令和6年5月から令和7年2月末まで

【大腸がん検診】

- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に40歳以上になる方
- 検査項目 ①問診 ②便潜血検査
- 費用 個別検診：600円(70歳以上無料) 集団検診：300円(70歳以上無料)
※市民税の非課税世帯および生活保護世帯等に属する方は、受診前に健康支援課、各区保健福祉センター健康課で手続きをした場合は無料となります。

- 受診場所 個別検診：受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」（冊子）に掲載されている協力医療機関
集団検診：各区保健福祉センター等指定された会場
- 受診期間 令和6年5月から令和7年2月末まで

【乳がん検診】

- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に30歳以上になる前年度未受診の女性
- 検査項目 ①問診 ②超音波検査（30歳代）またはマンモグラフィ検査（40歳代・2方向、50歳以上・1方向）③理学的検査（個別検診のみ必要時実施）
- 費用
個別検診：超音波（30歳代） 1,200円
マンモグラフィ2方向（40歳代） 1,500円
マンモグラフィ1方向（50歳以上）1,200円（70歳以上無料）
集団検診：超音波（30歳代） 600円
マンモグラフィ2方向（40歳代） 750円
マンモグラフィ1方向（50歳以上）600円（70歳以上無料）
※市民税の非課税世帯および生活保護世帯等に属する方は、受診前に健康支援課、各区保健福祉センター健康課で手続きをした場合は無料となります。
- 受診場所 個別検診：受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」（冊子）に掲載されている協力医療機関
集団検診：（完全予約制）千葉市ホームページまたは集団検診日程表をご確認ください。
- 受診期間 令和6年5月から令和7年2月末まで

【子宮がん検診】

- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に20歳以上になる前年度未受診の女性
- 検査項目 ①問診 ②視診 ③頸部細胞診 ④内診（個別検診のみ実施）
⑤体部細胞診（問診結果で必要と認められた方 個別検診のみ実施）
- 費用
個別検診：頸部 1,200円（70歳以上無料）
頸部+体部 1,900円（70歳以上無料）
集団検診：頸部 600円（70歳以上無料）
※市民税の非課税世帯および生活保護世帯等に属する方は、受診前に健康支援課、各区保健福祉センター健康課で手続きをした場合は無料となります。
- 受診場所 個別検診：受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」（冊子）に掲載されている協力医療機関
集団検診：（完全予約制）千葉市ホームページまたは集団検診日程表をご確認ください。
- 受診期間 令和6年5月から令和7年2月末まで

【口腔がん検診】

- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に40歳以上になる方
- 検査項目 ①問診 ②視診 ③触診
- 費用 500円
- 申込期間 令和6年6月3日（月）から令和6年12月23日（月）（必着）まで

申込方法 はがき・または千葉市歯科医師会のホームページでお申し込みください。
はがきでのお申し込みの場合は、次の①～⑥を記入の上、お申し込みください。

①氏名（フリガナ） ②郵便番号 ③住所 ④生年月日 ⑤年齢 ⑥電話番号

申込先 千葉市歯科医師会 口腔がん検診申込係
〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-3-9 TEL 242-2982

《お問い合わせ先》

健康支援課

238-1794

節目健診

特定の年齢に該当される方を対象に各種節目検診を実施しています。市のがん検診を受診するためには、受診券シールが必要です。対象の年齢の方には、がん検診等受診券シールを送付します。

検診の受診方法の詳細は、受診券シールに同封される「がん検診等のご案内」（冊子）をご覧ください。

3

健康づくり／節目検診

受診券シールの申込方法	はがき・電話・FAX・電子申請のいずれかの方法でお申し込みください。
	はがき・FAX でのお申し込みの場合は、次の①～⑤を記入の上、お申し込みください。
	①氏名（フリガナ） ②住所 ③生年月日 ④電話番号 ⑤がん検診希望（肝炎希望）
受診券シールの申込先	千葉市 健康支援課 検診班
	〒260-0025 千葉市中央区問屋町 1-35 TEL 238-1794 FAX 238-9946

【肝炎検診】

- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に 40 歳以上になる方で、過去に肝炎検診を受診されたことのない方
- 検査項目 ①問診 ②血液検査
- 費用 無料
- 受診場所 個別検診：受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」（冊子）に掲載されている協力医療機関
- 受診期間 令和 6 年 5 月から令和 7 年 2 月末まで
- 申込方法 年度内に 40 歳以上 5 歳ごとの年齢になる方（40 歳、45 歳、50 歳…）及び、平成 31 年 4 月以降に千葉市のがん検診等を利用または申し込まれた 41 歳～69 歳の方で過去に肝炎検診を受診されたことのない方に受診券シールを送付します（申し込みの必要はありません）。
上記以外で受診を希望される方は、お申し込みが必要です。

【骨粗しょう症検診】

- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に 40、45、50、55、60、65、70 歳になる女性
- 費用 個別検診：1,000 円（70 歳は無料）
集団検診：無料
※市民税の非課税世帯および生活保護世帯等に属する方は、受診前に健康支援課、各区保健福祉センター健康課で手続きをした場合は無料となります。
- 検査項目 ①問診 ②骨密度検査
- 受診場所 個別検診：受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」（冊子）に掲載されている協力医療機関
集団検診：（完全予約制）千葉市ホームページまたは集団検診日程表をご確認ください。
- 受診期間 令和 6 年 5 月から令和 7 年 2 月末まで

【歯周病検診】

- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に 40、45、50、55、60、65、70 歳になる方
なお、令和 6 年度から 30 歳になる方を対象に歯周病検診を実施します。
対象の方には別途ご案内します。
- 検査項目 ①問診 ②歯周組織の検査
- 費用 個別検診：500 円（70 歳は無料）
※市民税の非課税世帯および生活保護世帯等に属する方は、受診前に健康支援課、各区保健福祉センター健康課で手続きをした場合は無料となります。

- 受診場所 個別検診：受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」（冊子）に掲載されている協力歯科医療機関
 - 受診期間 令和6年5月から令和7年2月末まで
- 【前立腺がん検診】
- 対象者 市内に住民登録があり、年度内に50歳以上5歳ごとの年齢になる男性
 - 検査項目 ①問診 ②血液検査
 - 費用 個別検診：1,200円（70歳以上は無料）
※市民税の非課税世帯および生活保護世帯等に属する方は、受診前に健康支援課、各区保健福祉センター健康課で手続きをした場合は無料となります。
 - 受診場所 個別検診：受診券シールと同封される「がん検診等のご案内」（冊子）に掲載されている協力医療機関
 - 受診期間 令和6年5月から令和7年2月末まで

《お問い合わせ先》	
健康支援課	238-1794

健康手帳

健康診査の結果などを記載し、ご自身の健康管理と適切な医療の確保に役立てるために、健康手帳を交付しています。また、女性の健康に着目した「女性健康手帳」も交付しています。

●健康手帳の交付場所

名称	住所	電話番号
健康支援課	千葉市中央区問屋町 1-35	238-1794
中央区健康課	中央区中央 4-5-1 きぼーる 13 階	221-2582
花見川区健康課	花見川区瑞穂 1-1	275-6296
稲毛区健康課	稲毛区穴川 4-12-4	284-6494
若葉区健康課	若葉区貝塚 2-19-1	233-8714
緑区健康課	緑区鎌取町 226-1	292-2630
美浜区健康課	美浜区真砂 5-15-2	270-2221

《お問い合わせ先》	
健康支援課	238-1794

特定健康診査など

生活習慣病の予防・早期発見を目的として、特定健康診査等を行います。

※特定健康診査等は、ご加入の医療保険（被保険者証の発行元）が行いますので、会社などの医療保険に加入している方やその被扶養者の方は、ご加入先にお問い合わせください。

※入院中の方、特別養護老人ホームなどの施設に入所中の方は対象となりません。

申込方法	対象の方には毎年5月に受診券シールを送付しています。 但し、下記の方は、電話・電子申請でお申し込みください。 ① 令和6年12月以降に千葉県国民健康保険、または後期高齢者医療制度に加入された方 ② 受診券シールを紛失された方 ※電子申請の手続きは、ホームページをご覧ください。 千葉県 特定健診 検索
-------------	--

【特定健康診査】

- 対象者 千葉県国民健康保険に加入している、令和6年度末時点で40歳以上の方
- 費用 500円
- 健診項目 ①問診 ②身体計測（身長、体重、腹囲、BMI） ③理学的検査（診察） ④血圧測定 ⑤尿検査 ⑥血液検査
 - ・脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - ・肝機能検査 [AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP)]
 - ・血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビン A1c）
 - ・腎機能検査（クレアチニン、eGFR）
 - ・痛風検査（尿酸）

（医師が必要と認めた場合 貧血検査、心電図検査、眼底検査）
- 受診場所 市内の協力医療機関
- 受診期間 令和6年5月から令和7年2月末日まで（期間中1回限り）
- 特定保健指導 特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクがあると判定された方は、特定保健指導（健康サポート）を利用することができます。
特定保健指導（健康サポート）は、特定健康診査を行った医療機関または千葉市が委託する事業者が行います。（費用は無料）

【健康診査】

- 対象者 後期高齢者医療制度に加入している、千葉市内在住の方
- 費用 無料
- 健診項目 ①問診 ②身体計測（身長、体重、BMI） ③理学的検査（診察） ④血圧測定 ⑤尿検査 ⑥血液検査
 - ・脂質検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）
 - ・肝機能検査 [AST (GOT)、ALT (GPT)、γ-GT (γ-GTP)]
 - ・血糖検査（空腹時血糖、ヘモグロビン A1c）
 - ・腎機能検査（クレアチニン、eGFR）
 - ・低栄養検査（アルブミン）

（医師が必要と認めた場合 貧血検査、心電図検査、眼底検査）
- 受診場所 市内の協力医療機関
- 受診期間 令和6年5月から令和7年2月末日まで（期間中1回限り）

《お問い合わせ先》	
健康支援課	238-9926

一日人間ドック・脳ドック費用助成

健康管理と疾病の早期発見のため、国民健康保険および後期高齢者医療制度にご加入の方を対象として、一日人間ドック、脳ドックにかかる費用の一部を助成します。

申込方法	電子申請・はがき・申請書でお申し込みください。 ※毎年4月に申込受付をしています。 市政だより4月号またはホームページをご確認ください。 ●ホームページ 千葉市 一日人間ドック 検索
申込結果	6月中旬に申込者全員に郵送します。

【一日人間ドック費用助成】

生活習慣病などの早期発見のために人間ドック費用の一部を助成します。

- 対象者 千葉市国民健康保険の被保険者または千葉市に住所を有する千葉県後期高齢者医療制度の被保険者で、以下の要件を満たしている方
 - ①令和6年7月1日現在35歳以上の方
 - ②申込時の保険料（延滞金含む）に未納がない方（加入後、納付開始前の方も含む）
 ※入院中の方、特別養護老人ホームなどの施設に入所中の方は対象となりません。
- 定員 ①国民健康保険被保険者 6,100人
②後期高齢者医療制度被保険者 3,900人
※申し込みが定員を超えた場合は抽選
- 基本検査項目 ①身体計測（身長・体重・腹囲）、②血圧測定、③血液検査、④尿検査、⑤内科検診、⑥心電図検査、⑦胃部レントゲン（バリウム）、⑧便検査、⑨胸部レントゲン、⑩エコー検査（胆のう・肝臓・脾臓）、⑪眼の検査、⑫聴力検査
- 自己負担額 基本検査項目 18,400円
オプション項目 胃・十二指腸内視鏡検査（⑦から変更） 1,000円
呼吸機能検査 1,300円
(40歳以上の国民健康保険被保険者の方は、特定健康診査自己負担金500円を含む)
- 受診場所 市内の協力医療機関
- 受診期間 令和6年6月（承認通知受理後）から令和7年2月末日まで

【脳ドック費用助成】

脳血管疾患の早期発見のために脳ドック費用の一部を助成します。

- 対象者 千葉市国民健康保険の被保険者または千葉市に住所を有する千葉県後期高齢者医療制度の被保険者で、以下の要件を満たしている方
 - ①令和6年7月1日現在、40歳以上5歳ごとの節目の年齢（40歳・45歳・50歳…）の方
 - ②申込時の保険料（延滞金含む）に未納がない方（加入後、納付開始前の方も含む）
- 定員 ①国民健康保険被保険者 450人 ②後期高齢者医療制度被保険者 600人
※申し込みが定員を超えた場合は抽選
- 検査項目 医療機関によって異なりますが、必須項目である「診察・MRI（脳の断層撮影）・MRA（脳血管撮影）」は必ず含まれています。
- 自己負担額 検診費用から助成額（限度額10,000円）を差し引いた額
検診費用は、医療機関によって異なります。
- 受診場所 市内の協力医療機関
- 受診期間 令和6年6月（承認通知受理後）から令和7年3月末日まで

《お問い合わせ先》

健康支援課

238-9926

高齢者精神保健福祉相談

高齢期のこころの健康に関してお悩みの方や家族の方を対象に、専門医（予約制）、保健師、精神保健福祉士等が相談に応じます。

- 場所 美浜区高浜 2-1-16 こころの健康センター

《お問い合わせ先》	
こころの健康センター	204-1582

禁煙外来治療費助成事業

千葉市にお住まいの方に対し、禁煙外来治療に係る費用の一部を助成いたします。

- 対象 千葉市に住民登録のある方で次の条件に当てはまる方
- ・本事業の助成を受けたことがない方
 - ・他の補助制度を受けていない方
- 助成額 保険が適用される禁煙外来治療に要した自己負担額（上限 1 万円）
- 手続きの流れ
- ①お住まいの区の健康課で登録申請（電子申請も可能）
※原則治療開始前の登録申請が必要です
 - ↓
 - ②禁煙外来を受診する
 - ↓
 - ③助成金交付申請
※原則 5 回の禁煙外来治療を終えた方が助成金交付申請の対象となります
※登録期間は登録申請日から 1 年です。登録期間内の助成金交付申請が必要です。
- ホームページ 登録申請書のダウンロード、電子申請ができます
[千葉市 禁煙外来治療費助成](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

後期高齢者歯科口腔健康診査事業

口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防に繋げることや、口腔機能の状態を把握することにより、口腔機能の維持・改善を促し、健康寿命の延伸を図ることを目的に実施します。

申込方法

対象の方には、案内通知（受診票）を送付します。

歯科健診を希望される方は、協力歯科医療機関に直接予約をして受診してください。

受診の際は、被保険者証と受診票をお持ちください。

【後期高齢者歯科健診】

- 対象者 昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ(令和6年度に76歳になられる方)で、歯科健診受診日において千葉県後期高齢者医療制度の資格を有する方
- 健診費用 無料(引き続き治療を行う場合は、費用がかかります。)
- 健診項目
 - ①口腔診査
 - ・歯と歯肉の状況(むし歯、歯肉の炎症、かみ合わせなど)
 - ・口腔機能の状況(舌の動き、物を飲み込む力など)
 - ②口腔衛生指導
 - ・むし歯、歯周疾患の予防法など
- 受診場所 千葉県歯科医師会会員の協力歯科医療機関
- 受診期間 令和6年6月1日から12月28日まで(期間中1回限り)
- 注意事項 令和6年度中に口腔ケア事業(口腔機能健診)を受けられた方は受診できません。

《お問い合わせ先》

健康推進課

245-5146

介護が必要な方の歯科診療

【専門歯科医師による診療(特殊歯科診療)】

原則として毎週木曜日に、完全予約制で実施しています。

- 対象者 市内に住所を有し、持病があるなど介護が必要で、一般歯科医院での診療が困難な方。
- 診療時間 午前9時30分～午後0時30分
- 場所 美浜区幸町1-3-9 千葉市総合保健医療センター内 千葉市休日救急診療所

【訪問歯科診療】

歯科医院へ通院することが困難な方を対象に、歯科医師がご自宅に伺います。

- 対象者 市内に住所を有し、満40歳以上で、居宅にて療養されている通院困難な方。
- ホームページ [千葉市 保健医療事業団](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

千葉市保健医療事業団

238-9912

※診療申込書を提出していただいた後、診療日時をお知らせします。

高齢者インフルエンザ予防接種

- 対象者 千葉市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。
 (1) 接種日時点で 65 歳以上の方。
 (2) 接種日時点で 60 歳～64 歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器・免疫の機能に身体障害 1 級に相当する障害がある方。
- 接種期間 10 月 1 日（火）～12 月 31 日（火）
- 接種方法 市内の協力医療機関等にて実施します。公費負担で接種できる回数は年 1 回です。
- 自己負担額 今年度の料金については未定です。
 （ただし、上記対象者のうち生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯、市民税非課税世帯は別途、確認書類の提出により、費用が免除されます。）

※別途「千葉市予防接種電話相談窓口」を開設します。開設期間等、詳しくは市政だより等でご確認ください。

《お問い合わせ先》	
医療政策課	238-9941

高齢者肺炎球菌予防接種

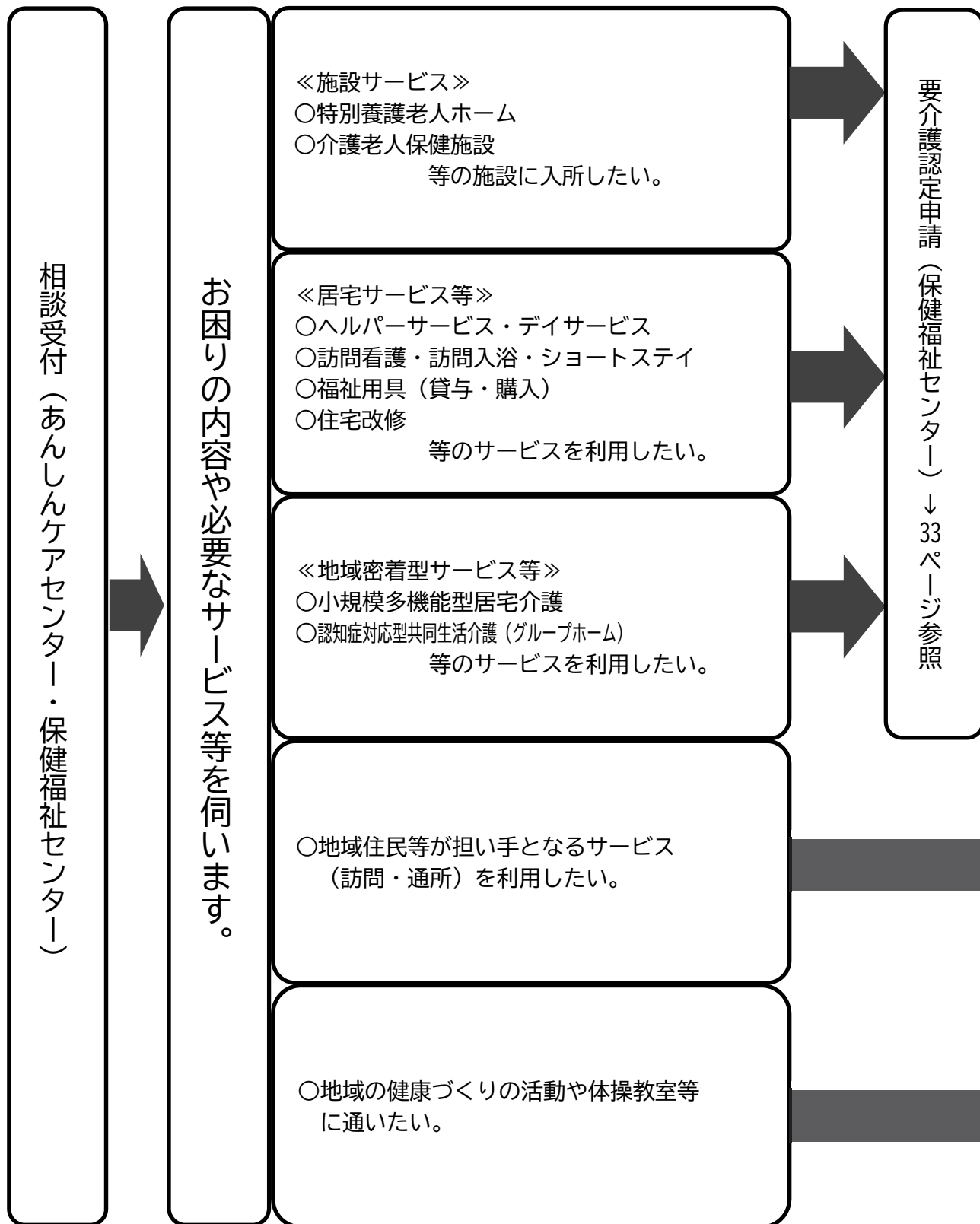
- 対象者 千葉市に住民登録があり、次のいずれかに該当する方。
 (1) 接種日時点で 65 歳の方。
 (2) 接種日時点で 60 歳～64 歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器・免疫の機能に身体障害 1 級に相当する障害がある方。
- 接種方法 市内の協力医療機関等にて実施します。公費負担で接種できる回数は 1 人 1 回です。
 ※過去に接種したことのある方（任意接種含む）は対象外です。
- 費用 自己負担額 3,000 円
 （ただし、上記対象者のうち生活保護世帯、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯、市民税非課税世帯は別途、確認書類の提出により、費用が免除されます。）

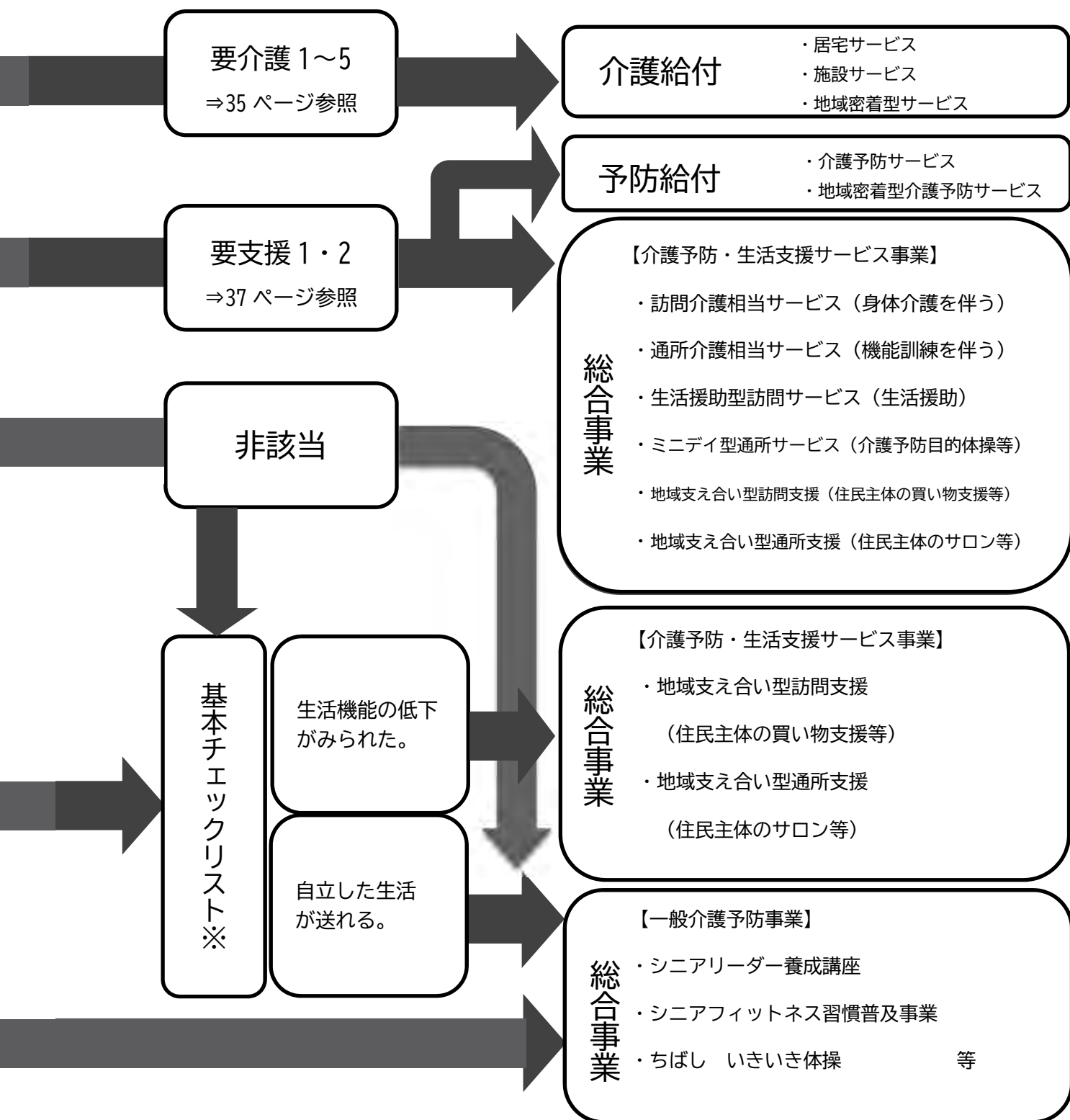
※別途「千葉市予防接種電話相談窓口」を開設します。開設期間等、詳しくは市政だより等でご確認ください。

《お問い合わせ先》	
医療政策課	238-9941

第4章 介護保険

●介護保険サービス利用までの流れ

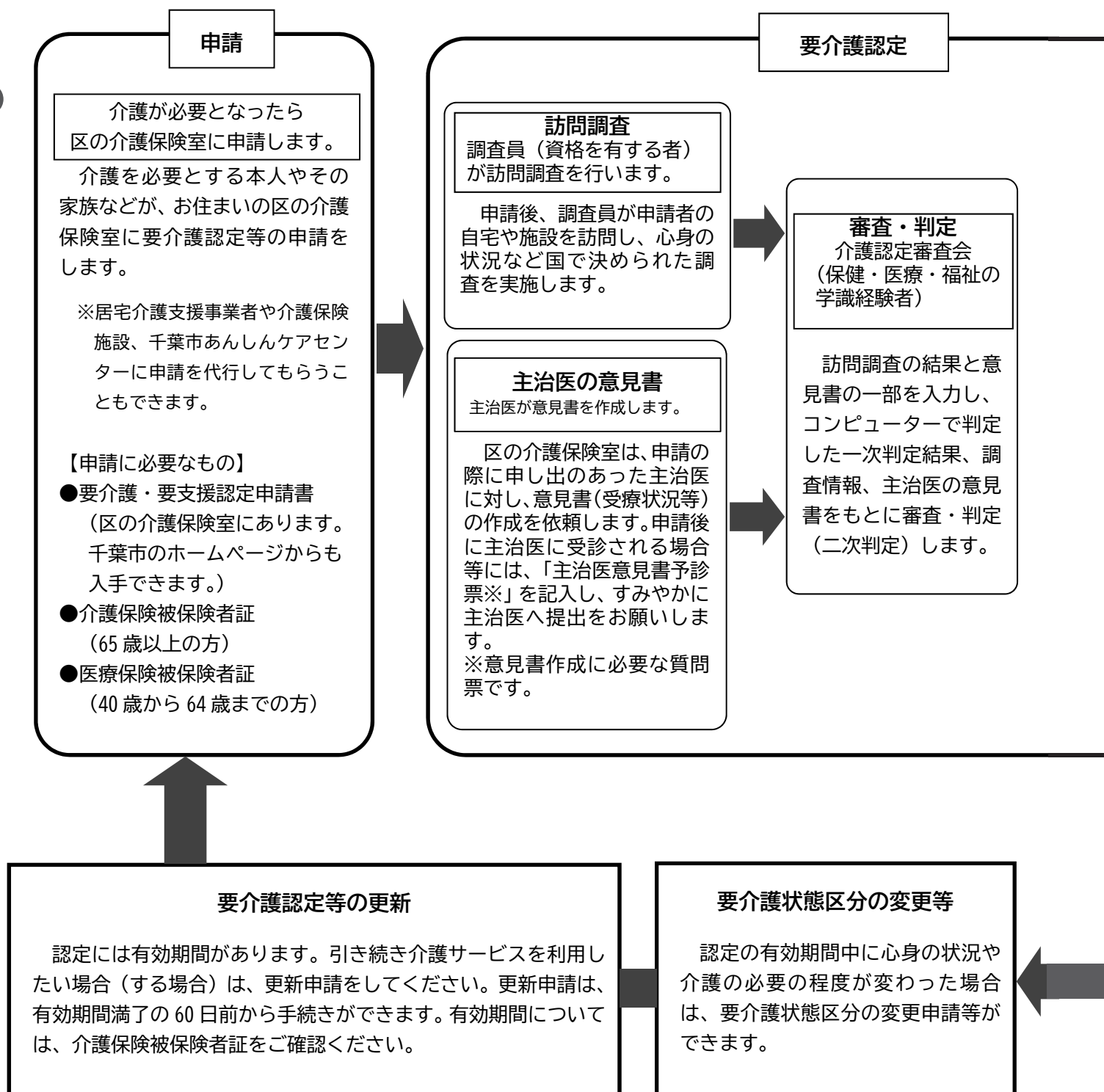




※基本チェックリストの実施については、あんしんケアセンターにご相談ください。

●介護サービスを利用するには（申請手続きと認定について）

介護サービスを利用するには、申請を行い、認定を受ける必要があります。
要介護認定等の申請は、お住まいの区の介護保険室で受け付けています。



●介護保険のお問い合わせは各区の介護保険室まで

中央区介護保険室	221-2198	若葉区介護保険室	233-8264
花見川区介護保険室	275-6401	緑区介護保険室	292-9491
稲毛区介護保険室	284-6242	美浜区介護保険室	270-4073
市役所介護保険管理課	245-5061（保険料・給付等）、245-5206（認定関係） 245-5064（その他制度全般）		

認定 要介護状態区分が認定されます。	
要介護 状態区分	身体の状態（例）
要支援1	日常生活においてほぼ自分で行うことが可能であるが、何らかの支援が必要となる状態
要支援2	上記のほか、日常生活動作に低下がみられ、何らかの支援が必要となる状態
要介護1	日常生活動作や認知機能の低下によって、部分的な介護が必要となる状態
要介護2	日常生活動作や認知機能の低下によって、より介護が必要となる状態
要介護3	日常生活においてほぼ全面的な介護が必要となる状態
要介護4	介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態
要介護5	介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能となる状態
非該当（自立）	

認定通知

原則として申請から30日以内に、区の介護保険室から認定結果が通知されます。

審査請求

介護保険審査会

認定結果に不服がある場合は、結果を知った日の翌日から3か月以内に千葉県介護保険審査会に審査請求ができます。

4

介護保険

※新規の要介護認定や要介護状態区分の変更は、申請日までさかのぼって認定されます。
ただし、現在の要介護状態区分及び認定結果により、認定日から有効となる場合もあります。

※千葉市で要介護認定を受けた方が他の市町村に転出する際、引き続き介護サービスの利用を希望される場合は、区の市民総合窓口課で交付する「受給資格証明書」を添えて、転入先の市町村に、転入した日から14日以内に要介護・要支援認定を申請することにより、継続して認定を受ける（有効期間は原則として6か月）ことができます。

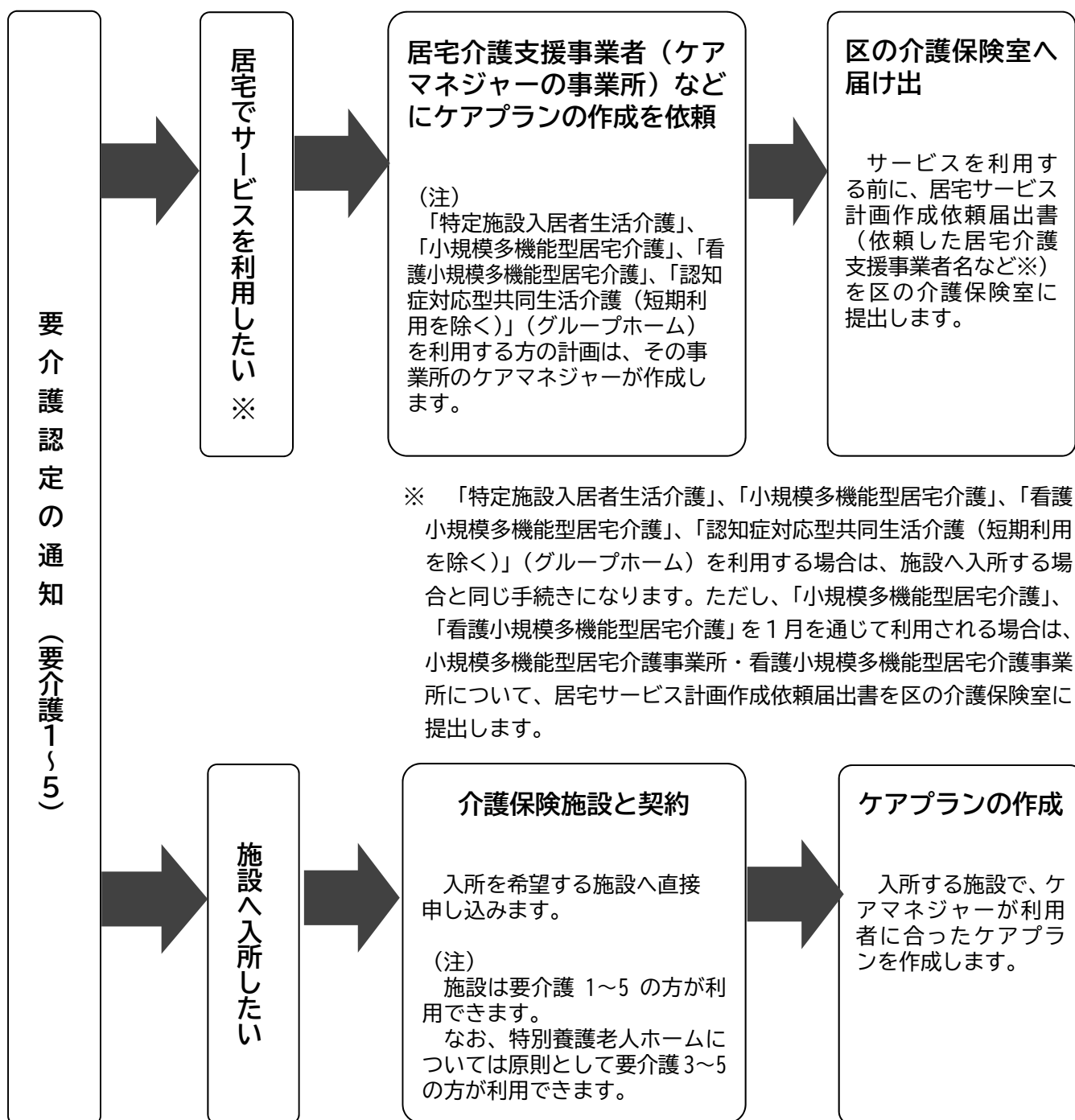
●要介護1～5と認定された方は（サービス利用開始までの手続き）

「要介護1～5」と認定された方は、居宅サービス、施設サービスなどを利用することができます。

サービスを利用する前に、居宅介護支援事業者などに依頼し、利用したいサービスの内容を具体的に盛り込んだ居宅サービス計画、施設サービス計画（ケアプラン）を作成してください（ケアプランは、本人が作成することもできます）。

●ケアマネジャー（介護支援専門員）とは

介護や支援を必要とする方からの相談を受け、ご本人の心身状態に応じた介護サービスを利用できるよう、ケアプランを作成したりサービス事業者などと連絡・調整したりする介護保険の専門家です。



「要介護3」と認定された方のケアプランの例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護
		または通所 リハビリ			または通所 リハビリ		
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護
短期入所		福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス					

ケアプランの作成

(プランの作成にともなう利用者負担はありません)

①ケアプランの 原案を作成

作成を依頼された事業所のケアマネジャーは、利用者や家族の状態、要望などを把握し、ケアプランの原案を作ります。

②サービス担当 者会議

ケアマネジャーは、利用者や家族、サービス事業者などと連絡・調整して、原案についての検討を行います。

③ケアプランを 作成

ケアマネジャーは、サービスの種類、利用回数などを盛り込んだケアプランを作成し、利用者や家族の同意を得ます。

サービス事業者と契約

訪問介護などのサービス事業者と契約します。

サービスの利用開始

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

サービスの 利用開始

ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

介護サービス情報の公表

利用者が、介護サービス事業者の情報(概要、体制、利用料金、サービス、内容)を比較検討し、自分に合った事業者選びができるように、公表しています。

厚生労働省ホームページ：[介護サービス情報公表システム](#) [検索](#)

.....

サービス事業者の情報

市では、利用者の方が事業者を選ぶ際の参考とするために下記の冊子を作成(監修)し、市の介護保険事業課及び区の介護保険室窓口で配布しています。

●ハートページ(介護保険サービス事業者ガイドブック)(年1回発行・千葉市監修)

インターネットでも調べられます。

発行者ホームページ：[ハートページ](#) [検索](#)

.....

【事業所に関するお問い合わせ先】

介護保険事業課	施設支援班	245-5256
	事業所支援班	245-5062
	企画指導班	245-5068

●要支援1・2と認定された方・基本チェックリストに該当された方などは

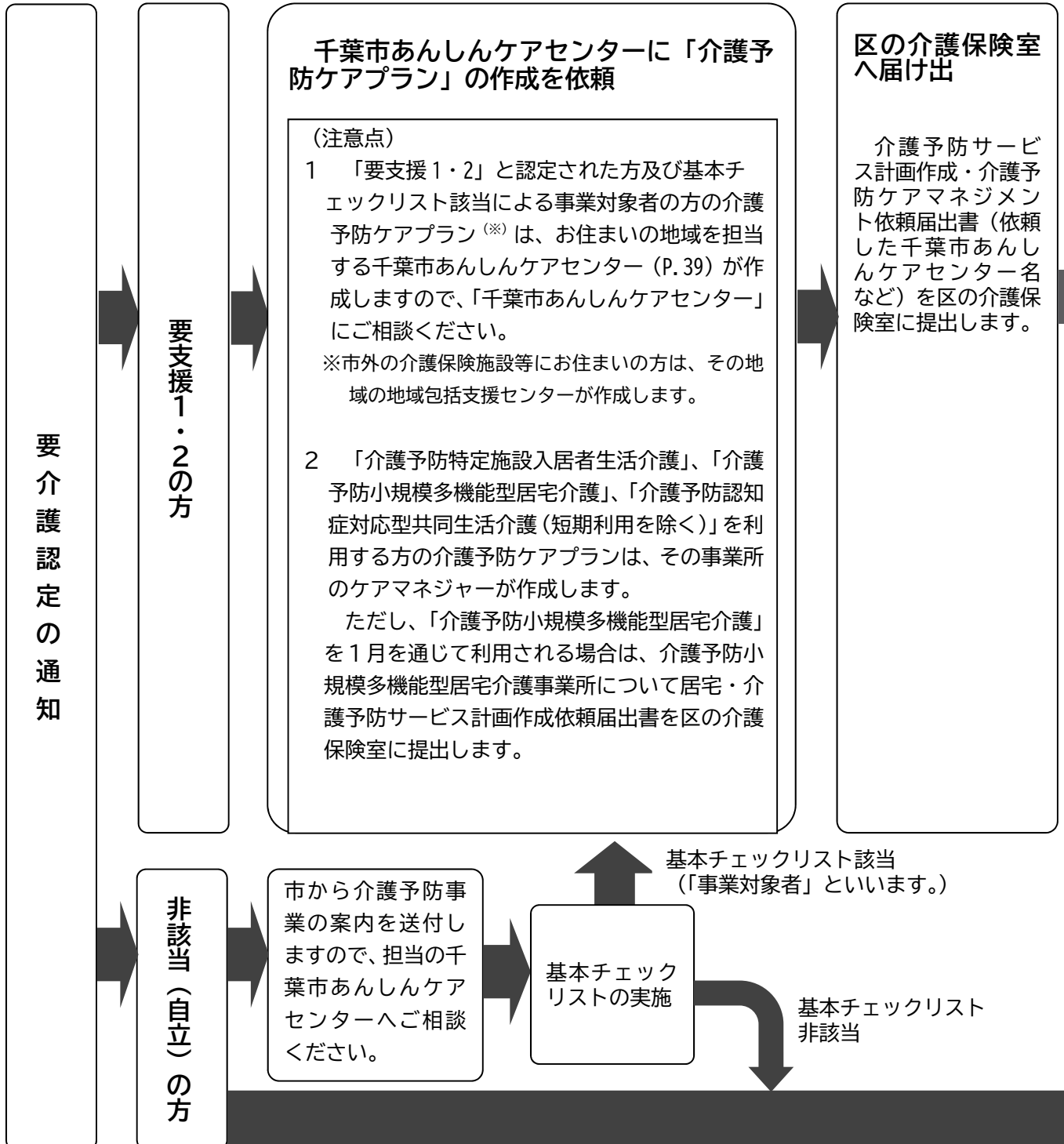
(サービス利用開始までの手続き)

「要支援1・2」と認定された方は、介護予防サービスや総合事業などを利用することができます。

サービスを利用する前に、千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）に依頼し、介護予防サービス・支援計画（介護予防ケアプラン）を作成してください（総合事業のサービスのみを利用する場合を除き、介護予防ケアプランは、本人が作成することもできます）。

※千葉市あんしんケアセンターが居宅介護支援事業者に介護予防ケアプランの作成を委託することがあります。

※令和6年度から、指定を受けた介護予防支援事業者に直接依頼することも可能となります。



内容の確認

(居宅介護支援事業者に介護予防ケアプランの作成を委託した場合)

千葉市あんしんケアセンター等で、介護予防ケアプランの内容をチェックします。

なお、必要に応じて事業者に対し、助言・指導等を行います。

「千葉市あんしんケアセンター」とは

「要支援1・2」の方の介護予防ケアプランの作成や、基本チェックリストの該当による「事業対象者」の方の介護予防ケアマネジメントを実施します。

また、保健福祉センターなどと連携して、高齢者の福祉や介護に関するさまざまな相談に応じるほか、虐待防止など高齢者の権利を守るための支援を行います。

業務の内容は→P. 39

介護予防ケアプランの作成

(ケアプランの作成は、千葉市あんしんケアセンターの担当職員や居宅介護支援事業者のケアマネジャーが作成します)

(プランの作成にともなう利用者負担はありません)

① 生活機能低下の原因や課題の分析

基本チェックリスト※や本人・家族との面接により、生活機能低下の原因や課題を見えるようにします。

② 介護予防ケアプランの作成

本人や家族と面接しながら、今後の目標を立てて、利用するサービスなどを決めます。

また、内容について、サービス事業者などと話し合います。

サービス提供事業者と契約

サービスを行う事業者と契約を結びます。

※地域支え合い型（訪問・通所）支援は事業者（団体）との契約はありません。

サービスの利用開始 (介護予防サービス・総合事業)

利用者宅の訪問などにより実施状況を確認します。また、介護予防ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

一定期間ごとに効果を見て、プランを見直します。

※基本チェックリスト

「階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか」など生活機能に関する25の質問項目について、ご自分で記入していただきます。

一般介護予防事業を利用

千葉市の主な介護予防事業

- ◆介護予防のための健康教育・相談 (P. 50)
- ◆歯っぴー健口教室 (P. 50)
- ◆こうくう口腔ケア事業 (P. 51)
- ◆食事セミナー (P. 51)
- ◆チャレンジシニア教室 (P. 52)
- ◆シニアフィットネス習慣普及事業 (P. 52)
- ◆ちばし いきいき体操 (P. 52)

第5章 介護保険以外のサービス

1 在宅支援

千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防サービスのケアプラン作成をはじめ、高齢者の介護や福祉などに関するさまざまな相談に応じるほか、権利擁護などの業務を行います。

- 主な業務
 - ・総合相談支援
 - ・介護予防ケアプランの作成
（対象者：要支援1・2の方、介護予防・日常生活支援総合事業の対象となる方）
 - ・権利擁護（高齢者虐待の対応、成年後見制度の利用支援）
 - ・地域のケアマネジャーの支援や、さまざまな機関とのネットワーク構築
- 業務時間

月曜日から土曜日まで（祝日及び年末年始を除く）
9：00 から 17：00 まで（緊急の場合は、時間外でも電話に応じます）
- 料金

無料
- 備考

お住まいの地域により、担当するセンターが決まっています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。各センターまたは地域包括ケア推進課までお問い合わせください。
- ホームページ

[千葉市 あんしんケアセンター](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》		
各センターへ直接お問い合わせください 39 ページ～41 ページ参照	地域包括ケア推進課	245-5168

	名 称	住 所	連 絡 先	担 当 地 域
中 央 区	弁天	中央区弁天 1-3-6 デイキャッチ千葉駅前ビル 3 階	216-2131	院内、春日、要町、汐見丘町、新千葉、椿森、道場北町、道場北、登戸、東千葉、弁天、松波、祐光
	中央	中央区新田町 6-6 荒井ビル 3 階 A 室	216-2121	旭町、亀井町、亀岡町、栄町、新宿、新田町、新町、神明町、千葉港、中央、中央港、鶴沢町、出洲港、道場南、問屋町、東本町、富士見、本千葉町、本町、都町
	千葉寺	中央区千葉寺町 207-23 富岡ビル 1 階	263-3066	青葉町、市場町、稲荷町、亥鼻、葛城、寒川町、末広、千葉寺町、長洲、港町、矢作町
	松ヶ丘	中央区星久喜町 1162-71	420-8325	赤井町、今井町、今井、鵜の森町、大森町、川崎町、白旗、蘇我町、蘇我、大蔵寺町、川戸町、仁戸名町、花輪町、星久喜町、松ヶ丘町、南町、宮崎、宮崎町、若草
	松ヶ丘 白旗出張所	中央区白旗 2-18-12	308-9811	
	浜野	中央区浜野町 891	305-0102	生実町、塩田町、新浜町、浜野町、南生実町、村田町

	名 称	住 所	連 絡 先	担 当 地 域
花見川区	こてはし台	花見川区こてはし台 5-1-16	258-8750	内山町、宇那谷町、柏井町、柏井4丁目、こてはし台、大日町、み春野、横戸台、横戸町
	花見川	花見川区花見川 3-19-105	250-1701	天戸町、柏井1丁目、作新台、長作町、長作台、花島町、花見川
	さつきが丘	花見川区さつきが丘 2-1-1 ビューアイランドさつきが丘 106号	307-3225	横橋町、さつきが丘、三角町、千種町、宮野木台2～4丁目
	にれの木台	花見川区朝日ヶ丘 2-1-7-2	445-8012	朝日ヶ丘1～3丁目・5丁目、西小中台、畑町、宮野木台1丁目
	花園	花見川区花園 2-8-24	216-2610	朝日ヶ丘町、朝日ヶ丘4丁目、検見川町、浪花町、花園町、花園、南花園、瑞穂
	幕張	花見川区幕張町 5-460-1	212-7300	武石町、幕張町、幕張本郷
稲毛区	山王	稲毛区山王町 162-1	304-7740	柏台、小中台町、小深町、山王町、長沼町、長沼原町、六方町、宮野木町
	山王 宮野木出張所	稲毛区宮野木町 1730-66	307-9010	
	園生	稲毛区園生町 470-1-101	306-6881	あやめ台、園生町
	天台	稲毛区天台 4-1-16	284-6811	作草部町、作草部、千草台、天台町、天台、萩台町
	小仲台	稲毛区小仲台 2-10-8 I Kビル小仲台 2階	307-5780	穴川町、穴川、小仲台、轟町、弥生町
	稲毛	稲毛区稲毛東 3-6-28	216-2831	稲丘町、稲毛、稲毛台町、稲毛町、稲毛東、黒砂、黒砂台、緑町
若葉区	みつわ台	若葉区みつわ台 3-16-4-105	290-0120	愛生町、高品町、殿台町、原町、東寺山町、みつわ台、源町
	都賀	若葉区都賀 2-10-1 第3都賀プラザビル 2階	312-5110	都賀、都賀の台、西都賀、若松町、若松台
	桜木	若葉区貝塚 2-21-19	214-1841	貝塚町、貝塚、加曽利町、桜木、桜木北
	千城台	若葉区千城台北 3-21-1 イコアス千城台 2階	236-7400	大井戸町、大草町、太田町、小倉町、小倉台、御成台、小間子町、金親町、上泉町、御殿町、坂月町、更科町、下泉町、下田町、旦谷町、千城台北、千城台西、千城台東、千城台南、富田町、谷当町
	大宮台	若葉区大宮台 2-1-2-102	208-1212	五十土町、和泉町、大広町、大宮町、大宮台、川井町、北大宮台、北谷津町、古泉町、佐和町、高根町、多部田町、中田町、中野町、野呂町
緑区	鎌取	緑区おゆみ野 3-16-1 ゆみ～る鎌取ショッピング センター5階	293-6911	大金沢町、落井町、おゆみ野、おゆみ野有吉、おゆみ野中央、おゆみ野南、鎌取町、刈田子町、小金沢町、椎名崎町、富岡町、中西町、東山科町、平山町、古市場町、辺田町、茂呂町
	誉田	緑区高田町 1084-88	300-4855	大膳野町、高田町、平川町、誉田町
	土気	緑区あすみが丘 1-20-1 バースモールC棟 1階	295-0110	あすみが丘、あすみが丘東、板倉町、大木戸町、大椎町、大高町、大野台、越智町、小山町、上大和田町、下大和田町、高津戸町、土気町、小食土町
	土気 あすみが丘 出張所	緑区あすみが丘 6-34-4 102号	205-5000	

	名 称	住 所	連 絡 先	担 当 地 域
美 浜 区	真砂	美浜区真砂 4-1-10 ショッピングセンターピア3階	278-0111	中瀬1丁目、ひび野1丁目、真砂、若葉
	磯辺	美浜区磯辺 2-6-6 磯辺ウエルズ 21 B号室	445-8440	磯辺、打瀬、高浜 5~6丁目、豊砂、中瀬 2 丁目、浜田、ひび野 2 丁目、幕張西、美浜
	磯辺 浜田出張所	美浜区浜田 2-38 幕張ビル 403 号室	441-7410	
	高洲	美浜区高洲 3-23-2 稲毛海岸ビル 701 号室	278-2545	稲毛海岸、高洲、高浜 1~4 丁目・7 丁目
	幸町	美浜区幸町 2-23-1 マルエツ千葉幸町店 2 階	301-5528	幸町、新港

5

福祉まるごとサポートセンター（相談支援）

分野・対象者の年齢・相談内容を問わず、福祉に関する様々な困りごとをまるごと受け止め、必要に応じて専門機関と連携しながら、困りごとの解決に向けたサポートを行う機関です。相談内容に応じて、必要な助言や情報提供をしたり、困りごとの解決につながる公的サービスなどがある場合は、その窓口へおつなぎしたりするほか、専門機関が協力して支援する必要があるときは、各専門機関のコーディネート（調整）を行います。

●所在地 千葉市中央コミュニティセンター 8 階（中央区千葉港 2-1）

●業務時間 月曜日から土曜日まで （祝日及び年末年始を除く）
8：30 から 17：30 まで

●相談方法 電話、FAX やメール、来所で相談をお受けします。
※来所の際は事前に予約いただくとスムーズです。

《お問い合わせ先》

福祉まるごとサポートセンター	電話	： 245-5782 または 245-5397
	FAX	： 245-5824
	メール	： fukumaru-sc@city.chiba.lg.jp

安心電話

在宅のひとり暮らし高齢者に対し、電話による安否の確認を行います。

●対象者 市内在住の 65 歳以上のひとり暮らしの方（就労者を除く）

●費用 無料

●申請に必要な書類 申請書

●ホームページ 申請書がダウンロードできます。 [千葉市 安心電話](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

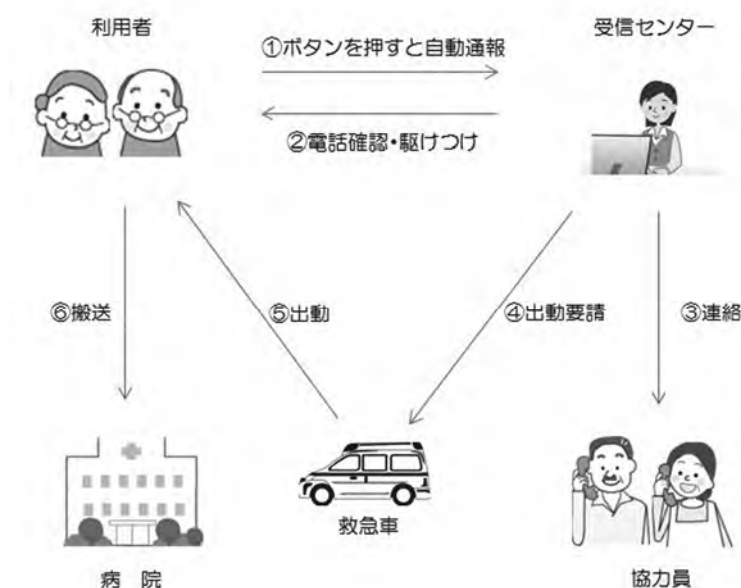
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

緊急通報システム

高齢者の方が急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応が図られるように、電話回線を利用する緊急通報装置（機器本体・ペンダント型発信器・安否確認センサー・火災センサー）を自宅に設置します。

緊急ボタンを押した場合やセンサーが異常を感知した場合、ガードマンが自宅に駆け付けるほか、必要に応じて警察・消防に通報します。緊急時にいち早く対応するための、自宅の鍵（1本）を預かります。

- 対象となる方 以下の①・②について全て該当する方
 - ①市内に住所を有する在宅のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方
※同居人が重度の要介護者である場合等は対象となります。
 - ②協力員を少なくとも 1 名登録できる方
※協力員の役割…利用者が緊急通報した場合や安否確認センサー、火災センサーで異常を感知した場合に、受信センターより状況報告の電話連絡が入ります。（利用者宅へ駆けつけを行う必要はありません。）
- 利用料金 毎月の緊急通報システム利用料金や機器設置に伴う料金は無料です。
機器の稼働に必要な電気料（約 80 円 / 月）や電話料金は利用者負担となります。
- 高齢者福祉電話 電話回線を有しない生活保護受給者及び市民税所得割非課税世帯においては、必要に応じて高齢者福祉電話を貸与します。



- 申請に必要な書類
 - ・利用申請書 ・協力員、親族連絡先登録同意書
 - ・誓約書 ・電話回線確認表
 - ・承諾書（NTT アナログ電話回線以外の電話回線を利用している場合）
 - ・高齢者福祉電話貸与契約書 2 部（高齢者福祉電話利用希望者のみ）

- ホームページ 事業の詳細や申請書様式を掲載しています。 千葉県 緊急通報システム 検索

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

寝具乾燥サービス

在宅でねたきりのひとり暮らし高齢者のいる世帯等で寝具乾燥が困難な場合に、乾燥車が訪問し、無料で月1回の乾燥、年1回の丸洗いをします。

- 対象者 寝具乾燥などが困難なおおむね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者、および老衰、心身の障害、疾病等の理由により臥床している 60 歳以上の高齢者で、同居者の介護を十分受けられない状態にある方
- 費用 無料
- 申請に必要な書類 申請書
- ホームページ 申請書がダウンロードできます。 [千葉県 寝具乾燥](#) [検索](#)

5

介護保険以外のサービス／1

在宅支援／寝具乾燥サービス、訪問理美容サービス

《お問い合わせ先》

中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

訪問理美容サービス

在宅の重度の要介護者で、理髪店や美容院の利用が困難な高齢者宅に、理容師や美容師を派遣し、高齢者の衛生的な生活の保持を図ります。

- 対象者 在宅の要介護 3、4、5 の認定を受けた 65 歳以上の方で、理髪店や美容院の利用が困難な方
- 費用 理容サービス：カット 2,500 円、顔そり 2,000 円
美容サービス：カット（ブロー付）3,500 円、シャンプー1,000 円ほか
出張費：無料（市が負担します）
- 申請に必要な書類 ・申請書
・介護保険被保険者証（写し）
- ホームページ 申請書がダウンロードできます。 [千葉県 訪問理美容](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

日常生活用具給付

65 歳以上のひとり暮らし高齢者等に日常生活用具の給付を行います。

市民税所得割非課税世帯（市民税非課税世帯を含む）または生活保護受給世帯の方が対象となります。

※事前の手続きが必要です。

※購入業者は、登録事業者の中から選定する必要があります。

- 日常生活用具種目
 - ・電磁調理器（原則、ひとり暮らしの方）
 - ・火災警報器（原則、ひとり暮らしの方）
 - ・自動消火器（原則、ひとり暮らしの方）
 - ・シルバーカー
- 申請に必要な書類
 - ・申請書
 - ・調査同意書（同一世帯員がいる場合）
 - ・用具の見積書
 - ・用具のカatalog（写し可）
 - ・消防局発行の設置指導書（申請種目が火災警報器の場合）
 - ・千葉市で市民税の課税状況を確認できない場合は市民税課税状況を確認できる書類
- ホームページ

申請書、登録事業者の一覧がダウンロードできます。

[千葉市 日常生活用具給付](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

外国人等高齢者福祉給付金

国籍要件や住所要件により公的年金制度に加入できなかった期間があるため、無年金者となっている外国人等高齢者に、福祉の向上を図ることを目的として、福祉給付金を支給します。

- 対象者

以下の要件をすべて満たす方

 - ・大正 15 年 4 月 1 日以前の生まれで昭和 41 年 4 月 1 日前から日本国内に外国人登録をしており、平成 24 年 7 月 8 日以降も引き続き住民登録をしていること
 - ・千葉市に外国人登録または住民登録を 1 年以上行っていること
 - ・養護老人ホームに入所していないこと
 - ・本人または扶養義務者の所得が所得制限限度額以下であること
 - ・生活保護を受給していないこと
- 給付額

月額 10,000 円

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5166

おむつ給付等

在宅の要介護高齢者等に、紙おむつの給付や布おむつの貸与を行います。

- 対象者 下記の要件をすべて満たす方
 - ・介護保険で要介護1～5の認定を受けていること
 - ・常時失禁状態にあること
 - ・市内に住所を有し、居宅で介護を受けていること
 - ・生活保護を受給していないこと
 - ・ご本人及びご本人と同一住所地に居住する親族全員が市民税非課税であること
 - ・在宅重度心身障害者おむつ給付事業を受けていないこと

●費用

	基準額 (月額)	基準額の内訳	
		市給付額(9割)	利用者負担額(1割)
要介護1・2・3の方	4,000円	3,600円	400円
要介護4・5の方	8,000円	7,200円	800円

ただし、おむつの購入等に要する費用が基準額より低い金額の場合は、かかる費用の9割(1円未満切捨て)を市が給付します。

●申請に必要な書類

- ・申請書 ・調査同意書
- ・配達相談連絡票
希望するおむつを取り扱う業者に、配達相談連絡票を作成してもらい、提出してください。
※業者は「納入業者一覧」から選んでください。
- ・介護保険被保険者証の写し

- ホームページ 申請書、納入業者一覧がダウンロードできます。 [千葉市 おむつ給付](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

家族介護慰労金

在宅で要介護高齢者等を介護している家族に対し、介護を行っていることへの慰労金を支給します。

- 対象者 任意の1年間において、以下の要件を満たす高齢者等を介護している家族
 - ・要介護4または5に認定されている。
 - ・市内に住所を有し、居住している。
 - ・介護保険サービスを受給していない(1週間程度のショートステイ利用は除く)。
 - ・市民税非課税世帯(生活保護受給世帯を除く)に属している。
 - ・ねたきり老人福祉手当または認知症老人福祉手当を受給していない。
 - ・介護保険料の滞納がない。

- 支給額 高齢者一人あたり 年間10万円

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5166

家族介護者支援

高齢者を在宅で介護している家族が抱えている介護に関するお悩みについて、経験豊富なホームヘルパーがアドバイスし、家族の方の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

- 対象者 市内に住所を有し、高齢者を在宅で介護している家族や今後介護する見込みの家族
- アドバイザー 経験豊富なホームヘルパー等がアドバイザーを務めます
- 利用料 無 料
- 利用時間 平 日 午前 9 時から午後 5 時まで
土曜日 午前 10 時から午後 1 時まで ※祝日・年末年始はお休みです

【電話相談】

日頃介護をしている中で困難に感じていることについて、電話などで相談に応じます。

- 利用方法 家族介護者支援センターにお電話ください。

【訪問レッスン】

家族介護者または高齢者の自宅にアドバイザーが訪問し、介護方法の実技を交えアドバイスします。

- レッスン時間 60 分／回
- 利用方法 千葉市家族介護者支援センターへお申し込みください。
お申し込みの確認後、アドバイザーが申込者へ連絡し、レッスンの日程調整を行います。当日はアドバイザーがご自宅に伺い、訪問レッスンを行います。

【オンラインレッスン】

ご自宅の様子や用具を画面越しに確認し、介護方法のコツをアドバイスします。

- レッスン時間 30 分／回
- 利用方法 オンラインレッスンには Zoom を利用します。
下記の必要事項を明記の上、千葉市家族介護者支援センターへメールでお申し込みください。メールを受理後、相談日時・ID/パスワードなどをメールで通知します。

- 申込メールに記載する内容

メール件名	オンラインレッスンの申し込み
メール本文	1. レッスン受講者の氏名 2. レッスン受講者の住所 3. レッスン受講者の電話番号 4. 利用希望日時（第 3 希望まで） 5. 介護が必要な高齢者の方の情報（性別・年齢・身体の状態） 6. 相談内容の要旨

【家族介護者研修】

家族介護者を対象にした、介護に関する知識・技術を習得するための研修会です。

研修日程はホームページおよび市政だよりにて、お知らせします。

【ホームページ】

事業の詳細を掲載しています。 [千葉市 家族介護者支援](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
千葉市家族介護者支援センター	〒260-0026 千葉市中央区千葉港 4-5 千葉県社会福祉センター4 階 電話：302-2017 FAX：242-6376 メール：chihokyo@kfz.biglobe.ne.jp
高齢福祉課	245-5166

住宅改修費支援サービス

市内在住の要介護（要支援）認定者に対して、高齢者のため、またはその介助者が介助しやすくするために、住宅改修費用の一部を助成します。※事前の手続きが必要です

- 対象工事：浴室や玄関等への手摺の取り付け、段差の解消、床材の変更等
※現在、日常生活の中で身体的動作に支障のある箇所の工事が対象となります。
- 対象外工事：住宅の新築・増築に伴い行われる工事、既に着工又は完了している工事、古いもの・故障したものを単に新しいものに交換する工事等

【介護保険住宅改修】

- 対象者 市内在住の要介護（要支援）認定者
- 助成額 限度額 20 万円 ※自己負担あり（利用者負担割合に応じて 1～3 割）
- 支払い方法
改修に要した費用について、2 種類の支払方法が選択できます。
 - ①受領委任払い方式
住宅改修に要した費用のうち、自己負担分（利用者負担割合に応じて 1～3 割）のみを事業者支払いする方法です。受領委任払取扱登録事業所一覧に登録されている事業者を利用する必要があります。
※登録事業所一覧についてはホームページをご覧ください。
[千葉市 介護保険住宅改修費受領委任払取扱事業者一覧](#) [検索](#)
 - ②償還払い方式
住宅改修に要した費用の全額を事業者支払い、後で介護保険の負担分（利用者の負担割合に応じて自己負担分を除く 7～9 割）を市に請求する方法です。受領委任払取扱登録事業所一覧に登録されている事業者でなくても選択可能です。

【高齢者住宅改修】

- 対象者 ※1 世帯 1 回限りとなります
市内在住の 65 歳以上の要介護（要支援）認定者で以下の①・②の両方を満たす方
 - ① 高齢者と生計を一にする世帯員全員のうち、当該年度の市民税所得割額が最も多い方の課税額が 21 万 3 千円を超えていない
 - ②身体障害者手帳(1、2 級)、療育手帳（A から A の 2）の交付を受けていない
 ※上記手帳の交付を受けている方は「重度障害者住宅改造費助成事業」をご確認ください。
- 施工業者 指定業者の中から選択する必要があります。
※指定業者についてはホームページをご覧ください。
[千葉市 住宅供給公社](#) [検索](#)
- 助成額 限度額 50 万円
※生計を一にする世帯員のうち当該年度の市民税所得割額が最も多い方の課税状況に応じ、限度額に以下の割合を乗じた額 (表 1)

市民税所得割額	非課税	143,000 円以下		143,001 円以上 213,000 円以下	
施工業者	市内・市外	市内	市外	市内	市外
助成割合	2/2	2/3	1/2	1/3	1/4

【介護保険住宅改修と高齢者住宅改修を併用する場合】

- 助成額 限度額 70 万円（介護保険住宅改修 20 万円+高齢者住宅改修 50 万円）
 ※介護保険住宅改修の自己負担額は限度額 20 万円のうち、利用者負担額に応じて 1～3 割
 ※生計を一にする世帯員のうち当該年度の市民税所得割額が最も多い方の課税状況に応じ、表 1（前ページ）の割合を乗じた額

※介護保険住宅改修費と併用する場合の高齢住宅改修費の助成額 (表 2)

助成対象 工事費		非課税 の場合	14 万 3 千円以下の場合		143,001 円以上 213,000 円以下の場合	
			市内業者	市外業者	市内業者	市外業者
100 万円	→	50 万円	333,333 円	25 万円	166,666 円	125,000 円
70 万円	→	50 万円	333,333 円	25 万円	166,666 円	125,000 円
50 万円	→	30 万円	20 万円	15 万円	10 万円	75,000 円

足腰が弱くなってきたからお風呂の浴槽を浅型浴槽にして、跨ぎやすくしたいけど、改修に 100 万円もかかるわ。
 初めて住宅改修事業を利用する場合どのくらいで改修できるのかしら。

介護保険住宅改修の 18 万円助成※¹に加え、高齢者住宅改修で 50 万円助成※²されますので、両方を併用すれば、自己負担額 32 万円で浅型浴槽に改修できます。

※¹ 介護保険の利用者負担割合が 1 割のため
 介護保険住宅改修の自己負担額は 1 割の 2 万円

※² 非課税世帯であるため、助成割合は 2/2（表 1 参照）

※上記ケースは一例です。助成額等は対象者によって異なります。

市内在住 72 歳、要介護 1
 非課税世帯・介護保険の利用者負担割合が 1 割

悪質な勧誘にご注意！！

千葉市が住宅改修事業の訪問勧誘を行うことは絶対にありません。

「千葉市のほうから来ました。」「千葉市から依頼を受けています。」など、千葉市の名を騙って住宅改修事業を勧誘している事業者がいますのでご注意ください。

このような事業の勧誘を受けた場合には、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

※対象工事や提出書類などの詳しい内容についてはホームページをご覧ください。

千葉市 住宅改修事業 検索

《 お問い合わせ先（介護保険住宅改修） 》			
中央区介護保険室	221-2198	若葉区介護保険室	233-8264
花見川区介護保険室	275-6401	緑区介護保険室	292-9491
稲毛区介護保険室	284-6242	美浜区介護保険室	270-4073
《 お問い合わせ先（高齢者住宅改修） 》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

歯科診療送迎

居宅で、6 か月以上継続してねたきりの状態である重度の要介護高齢者が、市休日救急診療所歯科部門において歯科診療を受ける際、リフト付タクシーを利用して通院した場合に、運賃又は身体障害者等割引運賃の一部を助成します。

- 対象者 本市に住所を有し居宅で生活するねたきり高齢者で、市休日診療所歯科部門に歯科診療の申し込みをし、千葉市保健医療事業団の歯科衛生士等の訪問調査等により、市休日診療所歯科部門での歯科診療が可能である旨の判定を受けた方。
- 助成費用 運賃の半額（上限は 5,500 円）とし、10 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額。
また、身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けているねたきり高齢者で、乗車の際に身体障害者手帳又は療育手帳による割引を受けた方は、割引後の運賃の半額（上限は 5,500 円）とし、10 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額。
- 申請に必要な書類 申請書

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5166

2 介護予防・自立支援

介護予防のための健康教育・相談

正しい食生活や認知機能低下予防など、介護予防のための講演会や教室を行っています。そのほか、保健師、管理栄養士、歯科衛生士などが、介護予防に関する個別の相談に応じます。

- 対象 65 歳以上の方
- 開催場所 保健福祉センター、公民館、自治会館等

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

訪問指導

閉じこもりなどの心配がある高齢者の自宅を訪問して、必要な支援を行います。

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

歯っぴー健口教室

食べ物を噛む・飲み込む、会話をするなどの口腔機能の維持・向上を目的に、日常生活に取り入れられる口腔体操や口腔ケア（実技）を実施する教室を開催します。

- 対象 65 歳以上の方
- 内容
 - ・オーラルフレイル予防の講話
 - ・口腔体操や口腔ケアについての実技
- 開催場所 保健福祉センター、公民館等

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

口腔機能健診（口腔ケア事業）

お口の機能（食べる・飲み込む・話す等）を協力歯科医療機関でチェックし、予防に関する相談や指導を行います。

- 対象 65 歳以上の方
- 内容 口腔機能評価（咀嚼^{そしゃく}、嚥下^{えんげ}、発音等）、口腔内健康診査、保健指導
- 費用 無料
- 受診場所 市内協力歯科医療機関

※下記の各区健康課にて健診票（受診票）を交付します。

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

食事セミナー

いつまでも、健康な生活を送るために、管理栄養士による食事のお話やレシピ紹介、自宅でできる簡単な運動などについて学ぶ教室です。

- 対象 65 歳以上の方
- 内容
 - ・高齢期の食生活に関する講義等
 - ・体力測定、簡単な筋力トレーニング等の運動
- 開催場所 保健福祉センター等

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

チャレンジシニア教室

楽しみながら参加できる介護予防教室です。終了後も介護予防に自主的に取り組めるよう多様なプログラムを提供します。参加者同士の交流も図り、高齢者の閉じこもり予防に繋がります。

- 対象 千葉市に住所を有する要支援・要介護の認定を受けていない 65 歳以上の方
- 内容
 - ・運動器の機能向上及び認知機能低下予防プログラムを取り入れた体操やアミューズメントカジノ等
 - ・栄養改善及び口腔機能の向上プログラムを取り入れた講座や料理実習等
- 開催場所 コミュニティセンター・公民館等（各区 1 か所）

《お問い合わせ先》	
健康推進課	245-5146

シニアフィットネス習慣普及事業

当事業に参加している市内フィットネスクラブの利用料の一部を市が補助することで、高齢者の運動習慣を作るきっかけを提供します。

- 補助対象者
 - ・千葉市に住所を有する要支援・要介護の認定を受けていない 65 歳以上の方で、令和 3 年度以降本事業による補助を受けていない方
 - ・利用されるフィットネスクラブの会員でない方
- 内容

利用を決定した方が、フィットネスクラブを利用した回数（上限 8 回）に応じて、利用料の一部を補助します。

市政だよりにて利用者の募集を行います。
- 利用できるフィットネスクラブ 市政だよりにてお知らせします。

《お問い合わせ先》	
健康推進課	245-5146

ちばし いきいき体操

「筋力運動」と「お口の運動」を DVD を見ながら主に座って行う簡単な体操です。週 1～2 回継続して実施することで、転びにくい体をつくります。

- 対象 65 歳以上の方、および地域で高齢者の支援に関わる方
- 開催場所 保健福祉センター、公民館、自治会館、各グループの活動場所等

《お問い合わせ先》			
中央区健康課	221-2582	若葉区健康課	233-8714
花見川区健康課	275-6296	緑区健康課	292-2630
稲毛区健康課	284-6494	美浜区健康課	270-2221

シニアリーダー体操教室

市が開催するシニアリーダー養成講座を受講した「シニアリーダー」が市内各所の会場（公民館や自治会館など）で、健康づくりや介護予防のための体操教室を開催しています。また、市内自治会等の自主グループからの希望に応じて出向き、介護予防のための体操教室を行います。

- 内容 主に転倒予防、認知機能低下を防ぐことを目的とした体操
(体操メニューは理学療法士が監修しています。)

- 開催場所 公民館、自治会館など（詳しくは下記シニアリーダー事務局にお問合せください。)

【シニアリーダー養成講座】

介護予防への取組の重要性や介護予防につながる生活習慣の知識、運動を学ぶとともに、自主的な介護予防活動グループのリーダー（ボランティア）として活動するための実技指導・グループワークを行います。5月と9月の市政だよりで受講者を募集しています。

《お問い合わせ先》

シニアリーダー事務局	300-3356	健康推進課	245-5146
------------	----------	-------	----------

プロスポーツチームから学ぶ健康づくり教室

Jリーグのジェフユナイテッド市原・千葉（以下「ジェフ千葉」）やプロ野球の千葉ロッテマリーンズ（以下「千葉ロッテ」）のトレーナー等が講師となり、軽運動やストレッチなどを実施し、高齢者が介護を必要としないための体力づくりのノウハウを提供します。

また、参加者が笑顔で気軽に行えるようなプログラムを実施し、参加者同士の交流を深めるとともに、閉じこもり予防に繋がります。 ※参加者の募集は、市政だよりで行います。

	ジェフ千葉	千葉ロッテ
対 象	市内在住の 65 歳以上の方（ただし、以下の方は除きます） ①要介護・要支援認定を受けている方 ②基本チェックリストの結果、介護予防が必要とされた方（事業対象者）	
会 場	各区 1 か所	ZOZO マリンスタジアム ダンススタジオ (千葉マリンスタジアム)
定 員	各会場 30 人程度	28 人程度
参加費	400 円程度（保険料全 4 回分）	500 円程度（保険料全 2 回分）
回数等	1 回 1 時間、全 4 回	1 回 2 時間、全 2 回
実施時期	令和 6 年 9 月～12 月（予定）	令和 6 年 9 月～10 月（予定）
内 容	自宅でも簡単にできるストレッチや 軽運動、脳のトレーニング	ダンスインストラクター指導のもと、 高齢者向けにアレンジした体操

※上記内容は変更になる場合があります。

《お問い合わせ先》

健康推進課	245-5146
-------	----------

生きがい活動支援通所

市内に住所を有する在宅の 65 歳以上の方が、日常動作訓練・教養講座・趣味活動などを行うとともに、参加者の皆さんと交流することで、自立した生活の維持を目指します。

- 対象者 市内に住所を有する在宅の 65 歳以上の方。
ただし、介護保険の認定を受けている方は利用できません。
- 利用料 無料（昼食費、教材費は自己負担）
- 実施日 火曜日から土曜日までの決まった曜日（祝日および年末年始を除く）の週 1 回
- 利用期間 6 か月間（前期：4 月から 9 月まで、後期：10 月から 3 月まで）
- 申込時期 2 月号及び 6 月号の市政だよりで募集
- ホームページ [千葉市 生きがい活動支援通所事業](#) [検索](#)

【実施施設及び定員】

	施設名	所在地	電話番号	定員 (各曜日)
中央区	中央いきいきプラザ	中央区松ヶ丘町 257-1	209-9000	16 人
	蘇我いきいきセンター	中央区今井 1-14-38	264-6966	15 人
花見川区	花見川いきいきプラザ	花見川区三角町 750	216-0080	15 人
	花見川いきいきセンター	花見川区花見川 9-1	286-8030	17 人
	さつきが丘いきいきセンター	花見川区さつきが丘 1-32-3	250-4651	15 人
稲毛区	稲毛いきいきプラザ	稲毛区稲毛東 6-19-1	242-8005	16 人
	あやめ台いきいきセンター	稲毛区園生町 446-1 (あやめ台小学校内)	207-1388	15 人
若葉区	若葉いきいきプラザ	若葉区北谷津町 333-2	228-5010	15 人
	大宮いきいきセンター	若葉区大宮台 7-8-1 (大宮小学校内)	265-1751	12 人
	都賀いきいきセンター	若葉区都賀 4-20-1 (都賀コミュニティセンター)	232-4771	18 人
緑区	緑いきいきプラザ	緑区誉田町 2-15-65	300-1313	15 人
	越智いきいきセンター	緑区越智町 822-7	205-1290	15 人
	土気いきいきセンター	緑区土気町 1634 (土気市民センター内)	205-1000	15 人
	おゆみ野ふれあい館	緑区おゆみ野中央 8-2 (問合せは越智いきいきセンター)		9 人 ※土曜のみ
美浜区	美浜いきいきプラザ	美浜区高洲 3-5-6	270-1800	18 人
	真砂いきいきセンター	美浜区真砂 4-4-10	278-9641	15 人

《お問い合わせ先》

各いきいきプラザ・センターへ直接ご連絡ください。

地域のつどい・ふれあい入浴

高齢者同士や多様な世代の市民が、公衆浴場でコミュニケーションを深め、交流が図れるよう、市民（高齢者・小学生・乳幼児）の公衆浴場の利用の際に、一部の負担で利用できます。

- 目的
 - ・核家族化や住民同士の交流の希薄化の進行により「人と人とのつながり」が薄れつつある中、地域コミュニティの一つとして、公衆浴場を“憩いの場”や“交流の場”とすることで、市民のふれあいを活性化します。
 - ・高齢者のひとり暮らし世帯や高齢者のみ世帯が増加する中、介護予防につながるよう、高齢者の外出を促進し、引きこもりを防止するとともに、健康づくりや生きがいを図ります。
- 対象者 市内在住の 65 歳以上の方・小学生・乳幼児
- 利用日 毎週日曜日（休業日の場合は、翌営業日）
- 利用料 100 円（ただし、小学生・乳幼児は無料） ※1 日につき 1 回限り
- 利用方法 運転免許証や健康保険証、介護保険被保険者証などの住所・名前・年齢の分かる本人確認書類を提示し、公衆浴場に備え付けの利用者名簿にご記入することで、ご利用いただけます。

《お問い合わせ先》

健康推進課

245-5146

介護支援ボランティア制度

高齢者が、高齢者施設等でボランティア活動を行った場合に「ポイント」が得られ、貯まったポイントに応じ介護保険料などに充てることができる仕組みであり、地域貢献・社会参加活動を通じた介護予防を目的としています。

- 対象者
 - 市内在住の 65 歳以上の市民（介護保険第 1 号被保険者）で、市が実施する登録研修を受講した者。受講者には、活動を記録するための手帳を交付します。
 - ※登録研修は事前申込み制です。開催日程及び参加方法については、お問い合わせ先にご確認ください。
- 対象となるボランティア活動場所
 - 市が受入機関として指定した、下記の市内の介護保険サービス施設等。
 - ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
 - ②介護老人保健施設
 - ③特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム）
 - ④地域密着型特別養護老人ホーム
 - ⑤小規模多機能型居宅介護事業所
 - ⑥グループホーム
 - ⑦デイサービス事業所
 - ⑧デイケアサービス事業所
 - ⑨認知症デイサービス事業所
 - ⑩看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - ⑪短期入所生活介護事業所
 - ⑫短期入所療養介護事業所

- ⑬地域密着型特定施設入居者生活介護事業所
- ⑭有料老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所を除く）
- ⑮養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所を除く）
- ⑯軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護事業所を除く）
- ⑰地域密着型デイサービス（小規模デイサービス）事業所
- ⑱障害者福祉施設等
- ⑲第一号通所事業所（地域支えあい型通所支援事業所を除く）
- ⑳介護医療院

※介護支援ボランティア活動の対象となる施設は千葉市のホームページでご確認ください。

[千葉市 介護支援ボランティア](#) [検索](#)

●主なボランティア活動の例

食事の配膳下膳、お茶出し、話し相手、イベントの手伝い、施設等利用者の衣類の洗濯、整容、レクリエーションの補助、演芸等の披露 など

※実際に行う活動は、受入機関とボランティア活動者の間で決めていただきます。

●ポイントについて

①ポイントの評価

受入機関職員がボランティア実施状況を確認し、事前に交付した手帳に確認のスタンプを押します。

スタンプ1個を1ポイント（100円）に換算します。

活動時間など	ポイント	ポイント付与の上限
30分以上2時間未満	1ポイント	1日に活動した受入機関の数や活動時間の長さにかかわらず、1日あたり2ポイントを上限とします。ただし、活動時間を制約するものではありません。
2時間以上	2ポイント	
登録研修の受講	1ポイント	—

②ポイントの交換

年間10ポイント以上取得した場合に、1ポイント単位で行います。交換できる上限は、年間50ポイント（5,000円）とします。ただし、介護保険料の未納がある場合や、死亡及び転出した場合は交換できません。

③ポイントの交換対象

ボランティア活動者は、市が指定する期間に実績報告書を市に提出するとともに、下記①～

③のいずれか1つを選択することができます。

①介護保険料へ交換 ②介護保険サービス利用料へ交換 ③寄附	活動年度ごとの取得ポイントに応じて、交換金の交付を受けるか、市が代わって寄附を行うかを選ぶことができます。 ※寄附先は、千葉市社会福祉基金または千葉市社会福祉協議会社会福祉事業資金から選択できます。
-------------------------------------	--

●ボランティア保険

介護支援ボランティア活動にかかるボランティア保険への加入手続は市が一括して行います。

なお、保険料は市が負担しますので、ボランティア活動者の保険料負担はありません。

《お問い合わせ先》	
介護保険管理課	245-5206

3 認知症の方に対する支援

ちば認知症相談コールセンター

認知症の方を介護している家族の方などが、気軽に利用できる相談電話です。

- 対象者 認知症の人を介護する家族および地域の方
- 相談専用電話 #7100（プッシュ回線の固定電話からのみ）
043-238-7731（なやみ なんでも みんな いっしょに）
電話相談 月・火・木・土 10:00～16:00
面接相談 金 10:00～16:00（要予約）
- ホームページ [ちば認知症相談コールセンター](#) [検索](#)

5

介護保険以外のサービス／3

認知症の方に対する支援／ちば認知症相談コールセンター、千葉市認知症疾患医療センター、徘徊高齢者SOSネットワーク

《お問い合わせ先》

地域包括ケア推進課	245-5267
-----------	----------

千葉市認知症疾患医療センター

認知症に関する専門的な相談や鑑別診断等を実施し、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

- 医療相談窓口 電話 043-226-2736・2256
月～金（祝日、年末年始除く）9:00～15:00
FAX 043-226-2738（FAXは24時間受付）
- ホームページ [千葉市認知症疾患医療センター](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

地域包括ケア推進課	245-5267
-----------	----------

認知症等行方不明 SOS ネットワーク

認知症の方が行方不明となった場合に、市内5警察署及び各関係機関間のネットワークによる連携の下に早期発見し、生命及び身体の安全確保を図ります。

- 対象者 認知症の方を介護している家族など

《お問い合わせ先》

地域包括ケア推進課	245-5267	千葉西警察署	277-0110
千葉中央警察署	244-0110	千葉南警察署	291-0110
千葉東警察署	233-0110	千葉北警察署	286-0110

高齢者保護情報共有サービス

QRコード付きのラベルシールの交付を受け、認知症の方の衣服などに貼付しておくことで、外出時に所在不明となった場合に発見者がQRコードを読み取ることにより、インターネット上で個人情報を開示することなく安否情報など所在不明者の家族と共有することで、身元確認を円滑に行うことができるサービスです。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 対象者 市内在住の在宅高齢者の方で、認知症により見守りが必要な方・市内在住で若年性認知症の診断を受けている方

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505
地域包括ケア推進課	245-5267		

認知症介護研修

認知症の方を介護している家族の方などを対象に、認知症に関する正しい知識を習得するための講習会と、介護者同士の交流を目的とした交流会・相談会を開催します。

- 対象者 認知症の方を介護する家族および地域の方

- ホームページ 日程・会場のご案内をしています。 [千葉市 認知症を学びましょう](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
地域包括ケア推進課	245-5267

認知症カフェ（認知症カフェ設置促進事業）

認知症及び軽度認知障害（MC I）の方とその家族、地域住民、専門職の誰もが気軽に集い、相互に情報を共有する認知症カフェの設置を市が補助することで、認知症の方が住みなれた地域で安心して暮らし続けることを支援します。

- 補助対象 千葉市内で認知症カフェを開催する個人又は団体
- 補助対象経費 認知症カフェ設置や運営に係る費用の一部
- ホームページ 情報公開に同意いただいた市内の認知症カフェの情報を掲載しています。
[千葉市 認知症カフェ](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
地域包括ケア推進課	245-5267

認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい知識をもち、地域や職域において認知症の方や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の方や家族が安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

- 対象者 地域、職域、学校等において、認知症の人と家族を支える意欲を持つ方
- 内容
 - ・認知症の基礎知識（認知症とは何か、認知症の症状とは）
 - ・早期診断・治療の重要性
 - ・権利擁護
 - ・認知症の人への対応
 - ・家族の支援
 - ・サポーターとしてできること 等
- 講座の開催 講座の開催を希望する団体に講師となるキャラバン・メイトを派遣します。
- ホームページ 講座の開催手順の案内や申請書のダウンロードができます。
[千葉市 認知症サポーター養成講座](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

地域包括ケア推進課	245-5267
-----------	----------

キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」の企画・立案及び実施を行う「キャラバン・メイト」を養成します。

- 対象者
 - ・認知症介護指導者養成研修の修了者
 - ・認知症介護実践リーダー研修（認知症実務者研修専門課程）の修了者
 - ・介護相談員
 - ・認知症に関する基本的な知識や介護経験等があり、上記に準ずると認められる者
- 内容 上記の要件のうち、いずれか1つ以上該当する方で、年間10回程度を目安（最低3回）に、「認知症サポーター養成講座」を、原則としてボランティアの立場で行える方。

《お問い合わせ先》

地域包括ケア推進課	245-5267
-----------	----------

かかりつけ医認知症対応力向上研修

かかりつけ医に、認知症診断の知識・技術等の修得を目的とした研修を実施することにより、認知症の早期発見、医療と介護が連携した認知症の人への支援体制を構築します。

- 対象者 千葉市内で勤務（開業）する医師
- ホームページ 研修を修了した医師のうち、情報公開に同意をいただいた医師の情報をお知らせしています。
[千葉市 認知症サポート医](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
在宅医療・介護連携支援センター	305-5021

病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施することにより、病院での認知症の人の手術や処遇等の適切な実施の確保を図ります。

- 対象者 千葉市内の病院で勤務する医師、看護師等の医療従事者
- ホームページ 研修を修了した医療従事者がいる病院をお知らせしています。
[千葉市 医療従事者向け認知症対応](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
在宅医療・介護連携支援センター	305-5021

歯科医師認知症対応力向上研修

歯科医師に対し、認知症の方や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等の知識について修得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある方に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症の方の状況に応じた歯科治療・口腔管理を適切に行います。

- 対象者 千葉市内で勤務（開業を含む）する歯科医師
- ホームページ 研修を修了した歯科医師のうち、情報公開に同意をいただいた歯科医師の情報をお知らせしています。
[千葉市 歯科医師認知症対応](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
在宅医療・介護連携支援センター	305-5021

薬剤師認知症対応力向上研修

薬剤師に対し、認知症の方や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等の知識について修得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある方に早期に気づき、かかりつけ医等と連携して対応するとともに、認知症の人の状況に応じた薬学的管理を適切に行います。

- 対象者 千葉市内で勤務（開設含む）する薬剤師
- ホームページ 研修を修了した薬剤師のうち、情報公開に同意をいただいた薬剤師の情報をお知らせしています。
[千葉市](#) [薬剤師認知症対応](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

在宅医療・介護連携支援センター

305-5021

看護職員認知症対応力向上研修

看護職員に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、医療機関内等で認知症ケアを適切に実施します。

- 対象者 千葉市内で勤務する看護職員
- ホームページ 研修を修了した看護職員のうち、情報公開に同意をいただいた看護職員の情報をお知らせしています。
[千葉市](#) [看護職員認知症対応](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

在宅医療・介護連携支援センター

305-5021

病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修

病院以外（診療所、訪問看護ステーション及び介護事業所等）に勤務する看護師、歯科衛生士等の医療従事者に対し、認知症の人や家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について修得するための研修を実施することにより、認知症の疑いのある人に早期に気づき、地域における認知症の人への支援体制を構築します。

- 対象者 千葉市内で勤務する診療所、訪問看護ステーション及び介護事業所等に勤務する看護師、歯科衛生士等の医療従事者
- ホームページ 研修を修了した医療従事者がいる施設をお知らせしています。
[千葉市](#) [看護師等認知症対応](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

在宅医療・介護連携支援センター

305-5021

4 高齢者の権利を守るための支援

成年後見制度

認知症の方、知的障害のある方、精神障害のある方など判断能力が十分でない方は、契約などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法の被害にあったりするなどの恐れがあります。

このような方を保護し、支援するため、家庭裁判所に適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選んでもらい、安心して生活ができるようにすることを目的とした制度です。

本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長（身寄りのない方のみ）などが家庭裁判所に法定後見の開始の審判を申し立てることができます。

本市では、親族等申立ての支援のほか、生活保護を受けている方や低所得の方へ、裁判所への申立て費用や保護者への報酬を助成します。

●対象者

- ・精神上的障害（認知症・知的障害・精神障害など）により、判断能力が十分でない方

《お問い合わせ先》			
あんしんケアセンター⇒39 ページ参照			
千葉市成年後見支援センター		209-6000	
身寄りのない認知症の方			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505
身寄りのない知的障害、精神障害のある方			
障害者自立支援課		245-5175	
制度全般に関すること			
千葉家庭裁判所		333-5321	

千葉市成年後見支援センター

成年後見制度の普及啓発、相談、申立てに関する支援を行います。

- 対象者 認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力が十分でない方やその家族

- ホームページ [千葉市 成年後見支援センター](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
千葉市成年後見支援センター	209-6000

日常生活自立支援事業

判断能力の低下などにより、1人では日常生活を送ることに不安がある方に対し、契約に基づいて福祉サービスの利用手続きや日常生活に必要なお金の出し入れなどのお手伝いをします。

●対象者 千葉市内にお住まいの判断能力に不安のある方で、本事業の利用を希望される方

●ホームページ [千葉市 日常生活自立支援事業](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

千葉市成年後見支援センター	209-6000
---------------	----------

高齢者虐待の防止について（在宅）

在宅高齢者に対する虐待防止と虐待の早期発見・早期対応のために、千葉市あんしんケアセンターおよび各保健福祉センター高齢障害支援課で相談を受け付けます。

相談があった場合、社会福祉士、保健師、ケースワーカー、その他関係者等により支援を行います。

また、高齢者虐待防止体制充実のため、関係機関との連携や、市民関係者への啓発を通し支援を充実させます。

種 類	定 義	例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。	・平手打ちする ・つねる ・蹴る ・火傷させる ・ベッドに縛り付ける
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	・入浴しておらず、悪臭がする。 ・室内にゴミを放置し劣悪な環境の中で生活させる。 ・水分や食事を十分に与えないことで、脱水症状や栄養失調状態にある。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行なうこと。	・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・排泄の失敗等を人前で話し、恥をかかせる。 ・高齢者が話しかけているのに、意図的に無視する。 ・侮蔑をこめて子どものように扱う。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	・排泄の失敗に対し、懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・キス、性器への接触
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他高齢者から不当に財産上の利益を得ること。	・日常生活に必要な金銭を渡さない。 ・年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない・支払いが滞る。

《お問い合わせ先》

あんしんケアセンター⇒39 ページ参照			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505
地域包括ケア推進課	245-5267		

高齢者虐待の防止について（施設）

養介護施設従事者等（施設職員や介護職員等）による高齢者への虐待防止と虐待の早期発見・早期対応のために、介護保険事業課及び地域包括ケア推進課で相談を受け付けます。

相談があった場合、介護保険事業課とその他関係者等と連携し、支援を行います。

※施設職員：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、有料老人ホームなどの施設職員です。

※介護職員：訪問介護（ヘルパー）や通所介護（デイサービス）などの介護事業所職員です。

《お問い合わせ先》	
地域包括ケア推進課	245-5267
介護保険事業課	245-5062

5 その他の支援

三世代同居・近居支援

高齢者の孤立防止と家族の絆の再生を目的として、三世代の家族が同居または近隣に居住するために必要となる費用の一部を助成します。

- 要件
 - ・離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする三世代の家族が、これから市内で同居または近隣（直線で1km以内）に居住すること
※すでに同居または近隣（直線で1km以内）に居住している場合は、対象となりません。
 - ・親が65歳以上で1年以上千葉市に居住していること
 - ・親が子と同居していないこと
 - ・孫は18歳に達する日以後の最初の3月31日を迎えていないこと
 - ・住民税、固定資産税、家賃を滞納していないこと
 - ・千葉市三世代同居・近居支援事業の助成を過去に受けたことがないこと
 - ・他制度による公的住宅扶助（生活保護等）を受けていないこと
 - ・この事業の趣旨を理解し、協力して親（高齢者）に対する支援（介護や見守り等）を行うこと
 - ・同居または近隣に居住している状態が、今後3年以上継続すること
- 申請期限
 - ・助成内容に応じた事前の手続きが必要です。※事前の手続きがない場合は助成対象となりません。
 - 《住宅の新築・増改築》 → 建築工事の着手前
 - 《住宅の購入・賃貸借》 → 契約締結の前
 - 《転居に係る引越費用》 → 転居の前

●助成内容

助成対象	①持家の場合	住宅の新築に要する費用
		住宅の改築に要する費用 ※ただし、従前の建築物をすべて除却し、建て直す場合に限りします。 ※住宅改修（リフォーム）は、対象となりません。
		住宅の増築に要する費用 ※ただし、10㎡を超える増築で、居室が1室以上増える場合に限りします。
		住宅の購入に要する費用
	②借家の場合	賃貸借契約に要する費用（礼金・権利金・仲介手数料）
	③共通	転居に係る引越費用
助成額	上記「①又は②」と③の合計額の2分の1と助成限度額50万円を比較して低い額 ※ただし、①について市内業者（市内に本店を有する事業者）と契約して施工等を行った場合は、助成限度額が100万円となります。	

- ・市内に住む親（高齢者）と同居または近隣に居住するために市外から子世帯が転入する場合は、上記助成の追加として2年目と3年目にも、最高15万円の助成があります。

※上記助成（住宅の新築・改築・増築・購入・賃貸借契約に要する費用）を受け取った方が対象となります。

●申請に必要な書類

内容によって申請に必要な提出書類が異なりますので、高齢福祉課までお問い合わせください。

●ホームページ 千葉市 三世代同居・近居支援 検索

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5166

地域支え合い型訪問支援・通所支援事業補助金

買い物、調理等の生活支援やサロン運営などの支え合い活動を、あんしんケアセンターのケアプランにそって要支援者などに実施していただく場合に補助します。

※補助を受ける場合、あらかじめ団体登録および補助金交付申請の手続きが必要です。

●補助対象団体

千葉市内において活動する5人以上で組織された規約等が整備されている団体
(NPO法人、町内自治会など)

※ただし、特定の個人や団体のみが利益を受ける活動、営利を目的とした活動、政治活動又は宗教活動、その他公序良俗に反するなど補助の対象事業として適当でないと認められる活動は対象となりません。

●助成・補助額、補助要件

(1) 訪問支援：地域における助け合い活動（買い物・調理・掃除等）

① 基本費：30,000円／年度／団体

⇒ 概ね月2回以上、訪問支援を実施した場合

② 運営費：500円／人／回（上限2,000円／人／月）

⇒ 支援対象者（＊）に地域支え合い型訪問支援を実施した場合

(2) 通所支援：日中の居場所づくり（介護予防体操、サロン等）

① 基本費：30,000円／年度／通所施設

⇒ 次の1～4を全て満たす活動を行った場合

1) 定員は10人以上であること

2) 月2回以上活動すること

3) 1回につき2時間以上実施すること

4) 毎回20分以上の介護予防体操を行うこと

② 運営費：700円／人／回（上限2,800円／人／月）

⇒ 支援対象者（＊）に地域支え合い型通所支援を実施した場合

＊運営費補助要件の支援対象者となる方…

以下の①・②いずれかに該当し、あんしんケアセンターにより、ケアプラン上当該事業の支援が必要と認められた方。

①要支援1または2の認定がある方

②第一号被保険者で基本チェックリストの実施結果で事業対象者となった方

※当該事業における支援を継続的に利用する中で要介護1～5の認定に変更になった方（継続利用者）も運営費補助の対象となります。

●ホームページ

事業の詳細や申請書様式を掲載しています。 [千葉市](#) [地域支え合い](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5250

地域見守り活動支援事業補助金

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、新たに地域における見守り活動・助け合い活動を実施する場合、初期経費の一部を助成します。

※補助を受ける場合、あらかじめ補助金交付申請の手続きが必要です。

●対象事業

(1) 地域における見守り活動

例：自宅訪問や、新聞受けの確認など

(2) 地域における家事援助などの助け合い活動

例：掃除・洗濯・調理などの簡易な家事援助や、買い物・通院の付添など

●補助対象団体

千葉市内において活動する5人以上で組織された規約などが整備されている団体

(NPO法人、町内自治会、社会福祉法人など)

※ただし、政治活動又は宗教活動、その他公序良俗に反するなど補助の対象事業として適当でないと思われる活動を行っている団体は対象となりません。

●助成・補助額

上限15万円／1回限り

補助対象経費：消耗品費（見守りカード、腕章など）

備品購入費（机、椅子、パソコンなど）

報償費（研修に係る講師謝礼など）

●ホームページ

事業の詳細や申請書様式を掲載しています。 [千葉市 地域見守り活動](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

高齢福祉課

245-5250

粗大ごみの運び出し収集

粗大ごみを排出場所まで運び出すことが困難で、身近な方の協力を得られない世帯を対象に市の職員等が室内からの運び出し収集を行います。

※取り外し工事や解体作業が必要な場合や、収集に支障がある場合は、運び出し収集の対象外となります。

●対象者 65歳以上の高齢者世帯（一人暮らし又は高齢者のみの場合）または障害者のみの世帯

●申込方法 粗大ごみ収集を「粗大ごみ受付センター」へお申し込みの際に、「室内からの運び出し収集」の利用をお申し出ください。

●申込先 粗大ごみ受付センター
電話：043-302-5374
受付時間 [平日]9:00～16:00 [土]9:00～11:30
※祝日・休日・年末年始の受付はありません。
※休み明けはお申し込みが多いため、電話がつながりにくいことがあります。

《お問い合わせ先》

(中央区・美浜区) 収集業務課

245-5246

(花見川区・稲毛区) 花見川・稲毛環境事業所

259-1145

(若葉区・緑区) 若葉・緑環境事業所

292-4930

高齢者等ごみ出し支援事業補助金

ごみ出しが困難な一人暮らしの高齢者や障害者の世帯から、家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週1回以上収集し、ごみステーションに排出する支援を行った場合、支援団体に対して補助金を交付します。
※補助を受ける場合、あらかじめ団体登録の手続きが必要です。

●対象団体

町内自治会、老人クラブ、マンション管理組合などの非営利活動団体等

※ただし、政治活動又は宗教活動、その他公序良俗に反するなど補助の対象事業として適当でないとい認められる活動を行っている団体は対象となりません。

●補助対象となる方

ごみ出しが困難な単身世帯で、次のいずれかの要件を満たした方。ただし、同様の要件を満たす同居人がいる場合は対象世帯となります。

- (1) 介護保険の要支援1・要支援2または要介護1から要介護5までの認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級を所持する方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- (4) 療育手帳[㊤]又はAを所持する方
- (5) その他市長が認める方

●助成・補助額

- (1) 1,000円／月／世帯

家庭系ごみ（粗大ごみを除く）を週1回以上、対象世帯から収集し、ごみステーションへ排出した場合

- (2) 10,000円／1回限り

団体が初めて補助を受ける場合

●ホームページ

事業の詳細や申請書様式を掲載しています。 [千葉市 ごみ出し支援](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課	245-5250

避難行動要支援者名簿整備事業

災害対策基本法に基づき、災害発生時に、自ら必要な情報を把握したり、安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることが難しく、支援を必要とする方の名簿を作成し、その名簿を平常時から町内自治会や自主防災組織等と共有することで、災害時の支援体制を構築しています。

●名簿に掲載される方の条件

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの方で、介護保険の要介護認定1・2の方、または要支援認定1・2に該当する方
- (2) 要介護認定3～5に該当する方
- (3) 右表に該当する障害のある方
- (4) 難病患者で身体障害者手帳1・2級の方及び小児慢性特定疾病児童等で療養負担過重患者の方

障害の種別		手帳の等級
視覚		1・2級
聴覚		2級
上肢・下肢機能		1・2級
体幹機能		1～3級
*	上肢機能	1・2級
	移動機能	1～3級
呼吸器機能		1級
小腸機能		1級
精神		1級
知的		㊤・A
* 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		

●名簿に掲載される情報

- ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所又は居所
- ・電話番号その他の連絡先
- ・避難支援を必要とする理由（要介護認定を受けている等）

●名簿に掲載される方への通知

4・7・10・1月の更新時に、上記の条件に該当し、新たに名簿に掲載される方に対しては、名簿掲載の約2ヶ月前に、「掲載のお知らせ」と町内自治会等への情報提供を拒否される場合にご提出いただく、「拒否届出書」をお送りしています。

なお、「拒否届出書」の提出期限を過ぎた場合はそのまま名簿に掲載されますが、改めて拒否される場合は、その時点で「拒否届出書」を提出することが可能です。

また、「拒否届出書」を提出された方で、拒否を取消したい場合は、「拒否撤回届出書」を提出することで、拒否を取消することができます。

「拒否届出書」「拒否撤回届出書」の様式は、ホームページからダウンロードすることが可能です。

●名簿への掲載を希望される方

上記の条件に該当しない方でも、名簿への掲載を希望される場合は、「掲載申請書」を提出することで掲載が可能となる場合があります。

●町内自治会等への名簿情報提供

本人から拒否の届出がない方の名簿情報については、市と協定を締結した町内自治会や自主防災組織等に提供し、地域での支援体制づくりを行っています。

町内自治会や自主防災組織等で、名簿情報の提供を希望する場合は、ホームページをご覧ください。くか、下記へお問い合わせください。

●ホームページ

避難行動要支援者名簿の掲載に関すること：[千葉市 避難行動要支援者名簿](#) [検索](#)

町内自治会等への名簿情報提供に関すること：[千葉市 要支援者支援](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
高齢福祉課（名簿の掲載に関すること）	245-5171
防災対策課（名簿の提供に関すること）	245-5113

家具転倒防止金具等取付費助成

家具転倒防止のための金具等の取り付けが困難な 65 歳以上の高齢者世帯などに対し、金具等の取付費の一部を助成します。

●対象者

- ①65 歳以上の高齢者のみの世帯
- ②65 歳以上の高齢者及び 20 歳未満の者のみの世帯
- ③65 歳以上の高齢者及び重度障害者のみの世帯
- ④重度障害者のみの世帯
- ⑤重度障害者及び 20 歳未満の者のみの世帯

※事前の手続きが必要です。

※助成は 1 世帯 1 回限りです。

※取付業者は、登録事業者の中から選定する必要があります。

●助成額

- ・出張料 5,000 円を限度
- ・取付費 家具等 1 台あたり 500 円を限度（5 台まで）

※金具代は利用者負担になります。

●申請に必要な書類

- ・申請書及び同意書
- ・転倒防止金具取り付けに係る費用の見積書

●ホームページ

申請書、登録事業者の一覧表がダウンロードできます。

[千葉市 家具転倒防止](#) [検索](#)



《●対象者①～②に該当する場合のお問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505
《●対象者③～⑤に該当する場合のお問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2152	若葉区高齢障害支援課	233-8154
花見川区高齢障害支援課	275-6462	緑区高齢障害支援課	292-8150
稲毛区高齢障害支援課	284-6140	美浜区高齢障害支援課	270-3154

防災行政無線のテレホンサービス

防災行政無線で放送した最新の内容（放送から 24 時間以内）を電話で確認できます。

※ご利用には通話料がかかります。

※IP 電話などでは、利用できない場合があります。

※複数の方がサービスを利用しているときは、放送の途中から聞こえる場合があります。

●電話番号 050-5530-9907

※防災行政無線の放送内容は、ホームページでも確認できます。

[千葉市 防災無線](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
防災対策課	245-5113

ちばし安全・安心メール

防犯・防災情報のメール配信サービスを行っています。

●手続き

- ・お手持ちのスマートフォン・携帯電話・パソコン等から「entry@chiba-an.jp」へ空メールを送信してください。(右のQRコードを読み取るとアドレスが入力されます)
- ・自動返信メールに記載のURL(登録ホームページ)にアクセスします。
- ・画面の指示に従って登録をしてください。



※空メールを送信できない機種は、本文に1文字以上入力してください。

※登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。

※「SHA-2」を利用したSSLサーバ証明書に非対応の携帯電話は新規登録、変更、削除ができませんので、下記問い合わせ先までご連絡ください。非対応機種については、各携帯電話会社ホームページにて確認できます。

《お問い合わせ先》

防犯に関すること	地域安全課	245-5264
防災に関すること	防災対策課	245-5113

電話・FAXによる災害時緊急情報配信サービス

土砂災害警戒区域にお住まいの方やスマートフォン・携帯電話などをお持ちでない方で緊急情報の入手が比較的困難な高齢者などを対象に、ご自宅の電話やFAXに緊急情報を配信します。サービスのご希望の方は、市ホームページか窓口(防災対策課・各区地域づくり支援課)で申請書を入手して、必要事項を記入のうえ、ご本人又は代理の方が下記いずれかの方法で申請をお願いします。

(1) 窓口の場合

お近くの区役所地域づくり支援課へご提出ください。

(2) 郵送・FAX・メールの場合

防災対策課へご提出ください。

郵送先：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 防災対策課 危機管理センター管理班宛て

FAX：043-245-5597

メール：bosaitaisaku.POCR@city.chiba.lg.jp

※FAXは聴覚障害者の方を優先とさせていただきます。

※発信元の番号は市外局番となります。

※詳しくはホームページをご覧ください。 [千葉市 災害時緊急情報](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》

防災対策課	245-5113
-------	----------

Yahoo!防災速報

スマートフォンアプリ「Yahoo!防災速報」を利用し、「自治体からの緊急情報」を配信しています。災害発生時や災害が発生するおそれのある場合に、避難所の開設情報や災害への注意喚起情報を配信しています。スマートフォンをお持ちの方はぜひご利用ください。

●「Yahoo!防災速報アプリ」

アプリのダウンロード方法については、以下のQRコードを読み込んでアクセスしてください。



●ホームページ

アプリの設定方法等詳細については、ホームページをご覧ください。

千葉市 Yahoo!防災速報

《お問い合わせ先》	
防災対策課	245-5113

消防情報メール

消防情報の電子メール配信サービスを行っています。

●手続き

- ・お手持ちのパソコン・携帯電話・PHS等から「chiba-fire@entry-f.mail-dpt.jp」へ空メールを送信してください。

(以下のQRコードを読み取るとアドレスが入力されます。)

- ・自動返信メールに記載のURL（登録用ホームページ）にアクセスします。
- ・画面の指示に従って登録してください。

※登録・情報利用料は無料です。ただし、通信料は自己負担となります。



《お問い合わせ先》	
消防局指令課	202-1673

運転免許自主返納

「運転に自信がなくなった」、「家族から心配と言われた」などの理由により、ご本人が自らの意思で、有効期限の残っている運転免許証を返納するのが、「運転免許自主返納（運転免許の申請取り消し）」です。

また、自主的に返納された方の希望により、公安委員会が交付する「運転経歴証明書」を取得することで、公共交通機関の乗車運賃割引などの支援措置を受けることができます。

なお、運転免許自主返納（運転免許の申請取り消し）の手続きの詳細については運転免許センターもしくは各警察署にお問い合わせください。

●窓口

受付窓口	電話番号	受付日※	受付時間
千葉運転免許センター	274-2000	・月曜日から金曜日まで ・日曜日	午前9時から午後4時までの間
千葉中央警察署	244-0110	・月曜日から金曜日まで	
千葉東警察署	233-0110		
千葉西警察署	277-0110		
千葉南警察署	291-0110		
千葉北警察署	286-0110		

ここに記載されている日であっても、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までは手続きできません

●ホームページ [千葉市 運転免許自主返納](#) [検索](#)

《お問い合わせ先》	
地域安全課	245-5148

第6章 福祉施設・保健施設等

特別養護老人ホーム

原則として要介護認定により、要介護3～5と認定された方が入所する施設です。（やむを得ない事情により特例として要介護1～2と認定された方も入所できる場合があります。）

●要介護認定の申請は、居住地の保健福祉センター介護保険室で行っております。

●費用については、要介護度に応じた額の1割又は2割又は3割の自己負担と、施設における食事サービス費等の自己負担を支払うことになります。

※本人（家族）が、入居を希望する特別養護老人ホームへ直接申し込みを行うことになります。

（本人（家族）と施設との契約になります。）

①広域型特別養護老人ホーム

	施設名	所在地	定員	電話番号
1	都苑	中央区川戸町 2	50 人	043-208-3850
2	ローゼンヴィラはま野	中央区南生実町 461-2	50 人	043-305-0100
3	あかいの郷	中央区赤井町 284	50 人	043-209-1511
4	ピアポート千寿苑	中央区問屋町 6-4	82 人	043-204-8400
5	淑徳共生苑	中央区生実町 2407-1	90 人	043-265-5526
6	星久喜白山荘	中央区星久喜町 152-2	50 人	043-209-1500
7	新千葉一倫荘	中央区新千葉 3-10-20	80 人	043-243-0888
8	恵光園シャイニー中央	中央区星久喜町 36	80 人	043-308-4812
9	かなめ一倫荘	中央区要町 1-2	100 人	043-445-8610
10	晴山苑	花見川区花島町 149-1	100 人	043-250-7351
11	一倫荘	花見川区大日町 1492-2	100 人	043-257-7000
12	桐花園	花見川区幕張町 3-2362-2	50 人	043-213-3881
13	花見の里	花見川区柏井町 277-5	50 人	043-216-7701
14	ゆうゆう苑	花見川区犢橋町 10	80 人	043-215-5530
15	花見川フェニックス	花見川区畑町 591-1	110 人	043-213-7711
16	幕張あじさい苑	花見川区幕張町 4-2175-1	80 人	043-301-5525
17	双樹苑	稲毛区山王町 162-1	110 人	043-422-8711
18	ソレイユ千葉北	稲毛区長沼原町 250	50 人	043-286-5300
19	ソレイユ千葉北ユニット	稲毛区長沼原町 250	30 人	043-286-5300
20	稲毛こひつじ園	稲毛区萩台町 380-2	90 人	043-207-5599
21	プラタナス	稲毛区園生町 1283-12	50 人	043-290-8010
22	いなげ一倫荘	稲毛区稲毛町 5-87-1	80 人	043-204-8880
23	桃花苑	稲毛区山王町 255-3	80 人	043-308-3975
24	とどろき一倫荘	稲毛区轟町 5-2-1	80 人	043-307-8301
25	ちとせ稲毛	稲毛区萩台町 50-1	80 人	043-445-7840
26	ハピネス稲毛	稲毛区長沼原町 847-7	80 人	043-441-6004
27	こぶしの里	稲毛区山王町 171-1	100 人	043-422-8711
28	和陽園	若葉区千城台南 4-13-1	50 人	043-237-0157
29	清和園	若葉区多部田町 1468	100 人	043-228-3771
30	更科ホーム	若葉区更科町 2593-2	90 人	043-239-0221
31	昌晴園	若葉区野呂町 736-1	80 人	043-228-1711
32	サンライズビル	若葉区大宮町 2107	80 人	043-266-2111

33	中野園	若葉区中野町 2148-6	50 人	043-228-3555
34	セイワ若松	若葉区若松町 792-1	50 人	043-424-5211
35	ちば美香苑	若葉区佐和町 322-88	50 人	043-228-3848
36	恵光園	若葉区大広町 252-4	80 人	043-292-6220
37	いずみ苑	若葉区中田町 1044-55	50 人	043-228-5900
38	菜の花園	若葉区大宮町 1621	80 人	043-209-9235
39	小倉町いずみ苑	若葉区小倉町 1325-1	50 人	043-232-2601
40	第2いずみ苑	若葉区中田町 1044-32	80 人	043-312-1700
41	和陽園（ユニット型）	若葉区千城台南 4-13-1	30 人	043-237-0157
42	バウムあすみの丘	若葉区若松町 88-1	80 人	043-312-8880
43	若葉いこいの里	若葉区若松町 531-156	80 人	043-308-9387
44	御殿町	若葉区御殿町 699-23	40 人	043-228-5555
45	御殿町（ユニット型）	若葉区御殿町 699-23	40 人	043-228-5555
46	明心苑	若葉区若松台 1-2-1	100 人	043-310-4110
47	ときわ園	緑区平川町 1731	80 人	043-291-2788
48	千寿苑	緑区大木戸町 1200-73	65 人	043-294-6161
49	裕和園	緑区高田町 1084	155 人	043-291-8595
50	誉田園	緑区高田町 1790-1	50 人	043-291-2524
51	けやき園	緑区鎌取町 75-1	70 人	043-300-2111
52	フローラユーフ	緑区高田町 1083-25	80 人	043-300-0211
53	ロイヤル千葉グリーンホーム	緑区あすみが丘東 2-21-1	80 人	043-497-5505
54	緑苑	緑区平山町 2008-1	80 人	043-497-5001
55	アーバンライフ・ネクステ	緑区古市場町 461-1	100 人	043-261-7077
56	みはま苑	美浜区高洲 3-3-12	50 人	043-278-2031
57	セイワ美浜	美浜区磯辺 2-21-2	100 人	043-270-0311
58	しょうじゅ美浜	美浜区幸町 2-12-2	80 人	043-243-8890
59	アルマ美浜	美浜区稲毛海岸 5-22-1	80 人	043-216-4004
60	コスタ リゾン千寿苑	美浜区真砂 2-3-3	80 人	043-270-5000

②地域密着型特別養護老人ホーム

	施設名	所在地	定員	電話番号
1	横戸ガーデン	花見川区横戸町 899-1	29 人	047-419-7316
2	きさらぎ荘	花見川区幕張町 3-2273	29 人	043-273-6008
3	みやのぎ荘	稲毛区宮野木町 1025-11	29 人	043-255-2121

軽費老人ホーム（A型）

60歳以上（夫婦で入居の場合は、一方が60歳未満でも可）の健康な方で、家庭環境や住宅事情等により、居宅において家族と生活することが困難な方のための施設です。

食事が提供されるほか、各種レクリエーション等の余暇活動や後退機能の回復、入居者の状態によっては必要な身の回りの世話等が行われます。

●費用については、入居者本人の所得によって異なります。

※入居の相談、お申し込みは施設で直接行ってください。（本人と施設との契約になります。）

	施設名	所在地	定員	電話番号
1	シャンテ山王	稲毛区山王町 176-3	50人	043-423-3060
2	はつらつの里	若葉区小間子町 4-6	50人	043-239-0100
3	ほんだくらぶ	緑区高田町 401-16	100人	043-291-6601

軽費老人ホーム（ケアハウス）

60歳以上（夫婦で入居の場合は、一方が60歳未満でも可）の自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族の援助を受けることが困難な場合に入居できる施設です。食事、入浴、緊急時の対応を行います。車椅子の利用等、入居者の身体状況に配慮した構造・設備になっています。

ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用して、できる限り自立した生活が送れるよう配慮した施設です。

●費用については、入居者本人の所得によって異なります。

※入居の相談、お申し込みは施設で直接行ってください。（本人と施設との契約になります。）

	施設名	所在地	定員	電話番号
1	都苑	中央区川戸町 2	20人	043-208-3850
2	はつらつ浜野	中央区浜野町 338-1	50人	043-209-6811
3	赤かぶ園	中央区赤井町 33-1	50人	043-261-1113
4	晴山苑	花見川区花島町 149-1	20人	043-250-7351
5	桐花園	花見川区幕張町 3-2362-2	20人	043-213-3881
6	モンテクローネ	稲毛区山王町 173-2	50人	043-424-8611
7	恵光園	若葉区大広町 252-4	15人	043-292-6220
8	いずみ苑	若葉区中田町 1044-55	30人	043-228-5900
9	若葉園	若葉区都賀 2-13-1	150人	043-231-2088
10	サニー秋桜	若葉区東寺山町 2-6	50人	043-255-7335
11	千寿苑	緑区大木戸町 1200-73	15人	043-294-6161
12	誉田園	緑区高田町 1791	50人	043-293-0088
13	グリーンユーフ	緑区高田町 1060-108	50人	043-300-4881
14	けやき園	緑区鎌取町 75-1	30人	043-300-2302
15	ヴィラ美浜	美浜区磯辺 2-21-2	50人	043-270-0311

有料老人ホーム

概ね 60 歳以上の高齢者で、所得が比較的高い人を対象とし、食事の提供、介護の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理などの日常生活を送るうえで必要なサービスを提供する居住施設です。

入居要件、提供されるサービスの内容、利用料等は施設ごとの契約によります。

※各有料老人ホームに直接お問い合わせください。（入居のお申し込み・相談は各施設で行っております。）

①介護付有料老人ホーム

介護等のサービスが付いた施設です。施設が提供する特定施設入居者生活介護を利用することができます。（介護サービスは施設の介護・看護職員が包括的に提供します。）

	施設名	所在地	定員	電話番号
1	敬老園サンテール千葉	中央区仁戸名町 682-70	129 人	043-226-7500
2	アットホームケアセンター	中央区仁戸名町 721-13	27 人	043-312-7370
3	敬老園ロイヤルヴィラ矢作台	中央区矢作町 941-22	22 人	043-221-4681
4	敬老園ナーシングヴィラ浜野	中央区村田町 41-1	53 人	043-268-1388
5	そんぼの家 蘇我	中央区蘇我 5-22-37	47 人	043-305-1880
6	スマイリングホームメディス千葉浜野	中央区浜野町 234-3	88 人	043-209-1210
7	ブランシエールケア西千葉	中央区松波 2-21-16	57 人	043-290-6861
8	アビタシオン京成千葉中央	中央区神明町 2-2	115 人	043-244-2000
9	ハートピア故郷苑	中央区神明町 26-3	25 人	043-301-3031
10	メディカル・リハビリホーム ボンセジュール千葉	中央区東千葉 2-8-7	80 人	043-206-7288
11	ハイアットレジデンス季美の都ちば	中央区都町 5-29-14	45 人	043-235-0800
12	ニチイケアセンター千葉中央	中央区長洲 2-25-13	50 人	043-202-1931
13	ベストライフ千葉みなと	中央区中央港 1-25-20	108 人	043-301-7321
14	ヒューマンライフケア千葉院内の郷	中央区院内 1-7-6	60 人	043-221-3761
15	セントケアヴィレッジ蘇我	中央区蘇我 2-5-3	30 人	043-209-1022
16	エクセルシオール千葉	中央区鶴沢町 10-11	67 人	043-202-2921
17	SOMPO ケア ラヴィーレ千葉椿森	中央区椿森 6-3-5	61 人	043-254-6541
18	さわやかゆう輝の里	中央区川戸町 254-1	80 人	043-305-1233
19	リアンレーヴ蘇我壱番館	中央区今井 1-17-16	23 人	043-305-0281
20	あんしんかん	中央区道場南 1-15-31	54 人	043-227-7456
21	有料老人ホームサニーライフ浜野	中央区浜野町 1025-91	80 人	043-266-3600
22	シニア町内会癒しのまくはり館	花見川区幕張町 5-370-4	110 人	043-212-8155
23	そんぼの家 朝日ヶ丘	花見川区朝日ヶ丘 2-5-2	60 人	043-213-5000
24	百々花	花見川区千種町 177-28	83 人	043-215-5151
25	ベストライフ幕張	花見川区幕張本郷 2-15-22	56 人	043-273-6300
26	ハートフル・ニュー幕張	花見川区花園 3-5-6	48 人	043-213-5501
27	ニチイケアセンター新検見川	花見川区畑町 662-442	65 人	043-276-1581
28	ボンセジュール花見川	花見川区花園 3-4-6	55 人	043-271-7051
29	ル・レーヴ花見川	花見川区横戸町 1131-2	66 人	047-480-8731
30	グッドタイムナーシングホーム・幕張	花見川区幕張本郷 2-15-8	55 人	043-212-0301
31	アズハイム千葉幕張	花見川区幕張町 3-876-3	61 人	043-296-3400
32	エクセルシオール八千代台	花見川区天戸町 1482-9	76 人	043-286-3221
33	ホームステーション らいふ幕張本郷	花見川区幕張本郷 1-15-1	54 人	043-376-7670
34	敬老園ロイヤルヴィラ稲毛	稲毛区園生町 146	37 人	043-256-4073
35	ハートフル稲毛	稲毛区黒砂台 3-2-41	44 人	043-206-8211
36	リスペクト稲毛	稲毛区稲毛東 5-15-7	33 人	043-204-8322
37	ニチイケアセンター稲毛の園	稲毛区園生町 817	45 人	043-207-6081

38	サニーライフ西千葉	稲毛区緑町 1-3-4	78 人	043-301-0018
39	ラ・ナシカこばけ	稲毛区小深町 261-10	63 人	043-304-9901
40	アーバンリビング稲毛	稲毛区山王町 327-1	103 人	043-424-0520
41	アシステッドリビング稲毛	稲毛区園生町 1017-11	72 人	043-207-0170
42	ベストライフ稲毛	稲毛区穴川町 381-1	59 人	043-207-8241
43	ここち稲毛	稲毛区黒砂台 2-4-1	66 人	043-302-5061
44	オアゾ桜木	若葉区小倉町 1763-13	70 人	043-214-2550
45	そんぼの家 都賀	若葉区桜木北 2-14-1	51 人	043-235-6600
46	ラ・ナシカたかしな	若葉区東寺山町 770-8	64 人	043-207-6644
47	SOMPO ケア ラヴィーレみつわ台	若葉区みつわ台 2-34-15	70 人	043-252-4165
48	介護付き有料老人ホーム アシステッドリビング若葉	若葉区桜木北 2-26-47	65 人	043-290-9304
49	サニーライフおゆみ野	緑区おゆみ野 2-17-1	78 人	043-293-3600
50	鎌取ケアコミュニティそよ風	緑区おゆみ野 3-26-3	42 人	043-300-4781
51	ラ・ナシカあすみが丘	緑区あすみが丘 8-37-10	45 人	043-205-5167
52	応援家族あすみが丘	緑区あすみが丘 8-1-6	50 人	043-205-6780
53	あすみが丘グリーンヒルズ	緑区あすみが丘 7-2-3	71 人	043-295-3311
54	アビタシオン千葉	緑区辺田町 2-12	205 人	043-300-0707
55	ミモザおゆみ野	緑区おゆみ野中央 5-3-6	29 人	043-291-8091
56	介護付き有料老人ホーム アシステッドリビング土気	緑区土気町 299-4	80 人	043-205-2182
57	ホームステーション らいふ稲毛海岸	美浜区高洲 1-1-13	78 人	043-375-6813
58	エクセルシオール稲毛海岸	美浜区真砂 1-12-14	80 人	043-441-8001
59	介護付有料老人ホーム プレザンメゾン美浜	美浜区高浜 2-3-12	53 人	043-302-5821

②住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた施設です。介護が必要となった場合は、入居者自身の選択により、外部の介護サービスが利用できます。

	施設名	所在地	定員	電話番号
1	イリーゼ千葉新宿	中央区新宿 2-16-22	19 人	043-238-2601
2	グッドタイムリビング 千葉みなと／海岸通	中央区中央港 1-18-28	165 人	043-302-0500
3	グッドタイムリビング 千葉みなと／駅前通	中央区中央港 1-15-8	183 人	043-203-2021
4	椿森有料老人ホーム	中央区椿森 3-14-10	49 人	043-254-7771
5	あずみ苑ラ・テラス葛城	中央区葛城 1-1-1	30 人	043-222-4165
6	アートヒルズ蘇我	中央区宮崎 2-1-32	107 人	043-209-6669
7	さくらロイヤルホーム千葉末広	中央区末広 3-9-1	40 人	043-266-3113
8	ガーデンテラス千葉中央	中央区都町 2-20-17	40 人	043-231-3321
9	めだかの学校 シルバーハウス千葉	中央区神明町 27-2	21 人	043-241-8067
10	朝顔	中央区塩田町 671	46 人	043-371-6363
11	ぬくもりハウス	中央区本町 1-5-3	7 人	043-227-1511
12	医心館蘇我	中央区今井 1-14-21	52 人	043-235-8074
13	医心館千葉駅前	中央区弁天 2-2-3	69 人	043-307-8735
14	住宅型有料老人ホーム おゆみ野の家	中央区南生実町 162-1	19 人	043-310-7725
15	ドクターハウス ジャルダン寒川	中央区寒川町 2-147	161 人	043-308-4700

16	サニーライフ幕張	花見川区幕張本郷 3-3-12	86 人	043-275-3600
17	幕張やわらぎ苑	花見川区幕張本郷 1-14-20	54 人	043-276-3600
18	ハートフル幕張	花見川区花園 3-5-7	106 人	043-350-5011
19	さくらの郷幕張	花見川区幕張町 5-417-292	50 人	043-274-4402
20	ブロッサムビレッジ幕張	花見川区幕張町 5-417-73	60 人	043-350-3051
21	グッドタイムホーム・新検見川	花見川区畑町 472-7	62 人	043-351-7303
22	茜空	花見川区千種町 362-2	26 人	043-305-4301
23	グッドタイムナーシングホーム・幕張式番館	花見川区幕張町 6-77-17	50 人	043-213-3010
24	幕張の丘	花見川区幕張本郷 2-16-16	10 人	043-272-3330
25	ニチイホーム稲毛	稲毛区宮野木町 2153-2	95 人	043-215-0711
26	サニーライフ稲毛	稲毛区山王町 142-1	127 人	043-420-3600
27	プラチナ・シニアホームいなげ	稲毛区山王町 103-4	26 人	043-304-7480
28	サンスマイル稲毛	稲毛区小中台町 275-1	38 人	043-207-8333
29	イリーゼ稲毛黒砂	稲毛区黒砂 3-8-12	55 人	043-241-1571
30	ケア・サービス花見川介護事業所	稲毛区長沼原町 497-7	12 人	043-301-3001
31	医心館稲毛	稲毛区稲毛東 3-4-17	50 人	043-307-6286
32	長寿	若葉区中野町 801	8 人	043-228-6822
33	住宅型有料老人ホームアビタシオン若葉	若葉区小倉町 1763-12	150 人	043-234-7881
34	ベストライフ都賀	若葉区桜木 5-10-12	78 人	043-214-5135
35	クラーチ・メディーナ千葉	若葉区東寺山町 790-1	70 人	043-306-5519
36	わたしん家 心音	若葉区桜木 3-4-3	5 人	043-232-6270
37	ひまわりの郷あすみが丘	緑区あすみが丘 2-27-1	34 人	043-205-0881
38	有料老人ホームおてんとさん	緑区あすみが丘 2-35-19	17 人	043-308-3223
39	千葉おおたかの杜	緑区大高町 40-3	61 人	043-497-5858
40	すみれ	緑区高田町 590	14 人	043-291-5126
41	さくらの郷おゆみ野	緑区おゆみ野中央 6-50-10	76 人	043-300-4574
42	ハートケアライフ誉田	緑区誉田町 2-21-50	47 人	043-300-3001
43	イリーゼ誉田	緑区誉田町 2-23-2	53 人	043-300-0561
44	ロイヤルアスコット千葉	緑区誉田町 2-24-15	33 人	043-300-1581
45	ひまわりの郷土気城趾	緑区土気町 826	45 人	043-310-5615
46	生活支援住居ひなたぼっこ 本館	緑区土気町 1691-31	14 人	043-294-0088
47	生活支援住居ひなたぼっこ 別館	緑区土気町 1693	8 人	043-294-0088
48	有料老人ホーム はるさん家	緑区誉田町 2-27-58	8 人	043-293-2115
49	ひまわりホーム	緑区誉田町 1-111-1	18 人	043-488-5300

介護老人保健施設

要介護認定により、要介護 1～5 と認定された方に対し、施設サービス計画にもとづいて、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う施設です。

※各介護老人保健施設に直接お問い合わせください。

(入所のお申し込み・相談は各施設で行っております。)

	施設名	所在地	定員	電話番号
1	千葉病院附属介護老人保健施設	中央区仁戸名町 682	100 人	043-268-1022
2	純恵の郷	中央区南生実町 590-1	84 人	043-305-0210
3	葵の園・はまの	中央区浜野町 423-1	100 人	043-209-7117
4	晴山苑	花見川区花島町 149-1	81 人	043-250-7352
5	まくはりの郷	花見川区幕張町 5-405-2	61 人	043-272-2000
6	ほうゆう苑	花見川区横橋町 671-3	100 人	043-216-0666
7	ほうゆうの杜	花見川区横橋町 1105	80 人	043-215-0330
8	ゆうあい苑	花見川区柏井町 1132-1	100 人	047-480-2111
9	アーバンケアセンター	稲毛区山王町 168-8	100 人	043-424-0050
10	みどりの家	稲毛区天台 4-1-16	100 人	043-284-6883
11	ダンディライオン	稲毛区山王町 174	100 人	043-304-2881
12	はつらつりハビリセンター	若葉区小間子町 3-132	80 人	043-239-8282
13	いずみ苑りハビリケアセンター	若葉区高根町 964-49	80 人	043-226-0050
14	総和苑	緑区高田町 1084	100 人	043-291-8211
15	ケアセンターけやき園	緑区鎌取町 81-1	100 人	043-293-5181
16	おゆみの	緑区大金沢町 364-1	100 人	043-293-5151
17	葵の園・緑区	緑区高田町 2381-2	78 人	043-293-6611
18	葵の園・美浜	美浜区幸町 1-38-5	120 人	043-302-5000

介護医療院

要介護認定により、要介護 1～5 と認定された方が対象で、長期にわたり療養を必要とする方が入所する施設です。療養上の管理、看護・医学的管理の下での介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話などを行います。

※各介護医療院に直接お問い合わせください。

(入所のお申し込み・相談は各施設で行っております。)

	施設名	所在地	定員	電話番号
1	介護医療院なごみかん	中央区道場南 1-12-7	61 人	043-227-7437
2	うらら介護医療院	中央区千葉寺町 188	110 人	043-261-3169
3	平山病院附属花見川介護医療院	花見川区天戸町 1483-1	100 人	043-257-0055
4	総泉病院介護医療院	若葉区更科町 2592	99 人	043-237-5001
5	介護医療院秀眉園	若葉区加曽利町 1803-1	120 人	043-234-5900

グループホーム

要介護認定により、要支援 2 または要介護 1～5 と認定された認知症の方が共同生活する居住施設です。家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排せつなどの介護や機能訓練を行います。

※各グループホームに直接お問い合わせください。（入居のお申し込み・相談は各施設で行っております。）

	事業所名称	事業所所在地	定員	電話番号
1	アット・ホームケア千葉中央	中央区星久喜町 155-5	9 人	043-305-2655
2	大森台ケアセンターそよ風	中央区大森町 250-1	18 人	043-305-1701
3	ニチイケアセンター蘇我	中央区鵜の森町 12-12	18 人	043-305-0661
4	ニチイケアセンター千葉浜野	中央区村田町 799-1	18 人	043-305-0631
5	ニチイケアセンター本千葉	中央区長洲 2-25-17	18 人	043-202-4601
6	プラチナホーム都の杜なのはな	中央区道場南 2-12-8	18 人	043-225-3600
7	グループホーム赤かぶ園	中央区赤井町 33-1	16 人	043-261-1113
8	グループホームさくら	中央区南町 2-11-5	18 人	043-268-2227
9	グループホームハーモニーそが	中央区蘇我 4-22-11	9 人	043-263-8880
10	レビーグループホーム白雲館	中央区弁天 3-17-2	18 人	043-206-8892
11	グループホームピアポート千寿苑	中央区問屋町 6-4	18 人	043-204-8400
12	ツクイ蘇我グループホーム	中央区南町 3-3-15	18 人	043-209-1607
13	グループホームきらら都町	中央区都町 5-29-50	18 人	043-382-3788
14	セントケアホーム蘇我	中央区蘇我 2-5-3	18 人	043-305-0063
15	セントケアホーム千葉中央	中央区宮崎 2-8-13	18 人	043-209-1001
16	セントケアホーム浜野	中央区村田町 1178-1	18 人	043-305-1020
17	グループホームたのしい家千葉中央	中央区院内 2-15-7	18 人	043-202-1421
18	グループホーム暮らしの里さくら苑	中央区都町 6-9-70	18 人	043-497-5970
19	アットホームケア仁戸名	中央区仁戸名町 507-4	18 人	043-266-8585
20	グループホーム千葉寒川の家	中央区寒川町 1-249-2	18 人	043-225-2800
21	グループホーム羽衣	中央区椿森 4-4-6	18 人	043-215-8856
22	グループホーム 千葉末広の家	中央区末広 4-23-3	18 人	043-261-5300
23	グループホームゆう希苑	花見川区天戸町 1366	18 人	043-257-8101
24	社会福祉法人小羊会 グループホーム横戸	花見川区横戸町 1123-4	18 人	047-481-1611
25	グループホーム・ゆうゆう	花見川区横橋町 12-3	18 人	043-216-7211
26	グループホームめぐみの丘Ⅱ	花見川区三角町 178-25	18 人	043-258-6133
27	グループホームちぐさの家	花見川区千種町 150-1	18 人	043-216-0860
28	畑町ケアセンターそよ風	花見川区畑町 1334-1	18 人	043-310-8361
29	グループホームひまわり	花見川区幕張町 5-225	16 人	043-213-9500
30	グループホームリブ花見川	花見川区花見川 3-29-201	18 人	043-286-3881
31	グループホームゆかりの里	花見川区千種町 380-6	9 人	043-258-3100
32	ガーデンコート幕張	花見川区幕張町 1-5027 アイネット幕張ビル 2・3 階	18 人	043-213-3311
33	グループホームつどい「荻原家」	花見川区武石町 1-824	18 人	043-298-1602
34	グループホームあんしん苑	花見川区横戸町 893-1	18 人	043-250-0800
35	花梨の郷	花見川区千種町 111-1	18 人	043-250-1500
36	グループホームよされ	花見川区宇那谷町 123-13	18 人	043-298-0430
37	グループホームきらら朝日ヶ丘	花見川区朝日ヶ丘 3-9-33	18 人	043-297-3788
38	グループホームガーデンコート 千葉さつきが丘	花見川区畑町 73	24 人	043-216-6681
39	グループホームアリス	花見川区天戸町 688-1	9 人	043-250-3339

40	グループホームはなみの家	花見川区大日町 1386-2	18 人	043-309-6545
41	グループホームかしわい	花見川区柏井町 1132-1	18 人	047-480-2165
42	ニチイケアセンター千葉花見川	花見川区横橋町 1621-1	18 人	043-310-3762
43	花と幸せ家族	花見川区千種町 154-5	18 人	043-305-5587
44	グループホーム・たんぼぼ	花見川区朝日ヶ丘 3-2-61	18 人	043-276-0006
45	グループホームガーデンコート花島	花見川区花島町 481-8	18 人	043-215-1251
46	ニチイケアセンター稲毛	稲毛区稲毛町 5-230-1	27 人	043-351-0551
47	グループホームサロンドグリーン 長沼原	稲毛区長沼原町 161-1	18 人	043-286-2015
48	グループホームひこうせん	稲毛区萩台町 632-40	18 人	043-290-8778
49	いなげケアセンターそよ風	稲毛区穴川 3-6-12	27 人	043-207-6911
50	稲毛グループホーム	稲毛区園生町 153-1	18 人	043-207-6556
51	いこい宮野木	稲毛区宮野木町 1092-2	18 人	043-206-6870
52	グループホームガーデンコート 稲毛園生	稲毛区園生町 815-1	18 人	043-290-5730
53	せらび千葉稲毛	稲毛区宮野木町 2125-7	18 人	043-441-3022
54	愛の家グループホーム千葉黒砂台	稲毛区黒砂台 2-2-1	18 人	043-302-2020
55	愛の家グループホーム千葉園生	稲毛区園生町 406-88	18 人	043-207-7050
56	生活クラブ風の村 グループホーム作草部	稲毛区作草部 1-15-17	18 人	043-445-8922
57	アットホームケア桜木	若葉区桜木 4-19-32	18 人	043-420-8229
58	ちば若葉グループホームそよ風	若葉区若松町 531-642	18 人	043-423-1110
59	ニチイケアセンター都賀	若葉区都賀 4-10-18	18 人	043-235-6761
60	グループホームつどい「黒子家」	若葉区源町 563-5	18 人	043-255-1078
61	グループホームわかばの家	若葉区東寺山町 399-1	27 人	043-290-8177
62	グループホームみつわ台桜レジデンス	若葉区みつわ台 1-1-4	18 人	043-207-7075
63	シャローム若葉 グループホーム虹の家	若葉区若松町 2170-8	18 人	043-235-4867
64	グループホーム佐和の杜	若葉区佐和町 322-88	18 人	043-228-7077
65	愛の家グループホーム千葉小倉	若葉区小倉町 1802-15	18 人	043-231-0770
66	グループホームノーマライ心の花	若葉区下田町 1263-2	18 人	043-309-8090
67	グループホームノーマライ心の花御成	若葉区下田町 1263-56	27 人	043-226-6030
68	グループホーム宮田	若葉区中田町 1041-1	18 人	043-228-7780
69	ひよりの里	若葉区小倉町 875-9	18 人	043-234-8778
70	グループホームひだまりの家	若葉区若松町 2173-6	27 人	043-497-5650
71	グループホーム緑彩苑	若葉区中野町 1872	18 人	043-228-8688
72	グループホーム星の里	若葉区野呂町 738-2	18 人	043-228-5663
73	グループホーム中野	若葉区中田町 1111	27 人	043-309-7450
74	グループホームぽかぽか	若葉区大宮町 3099-1	15 人	043-305-0278
75	アースサポートグループホーム若葉	若葉区大宮町 3094-2	18 人	043-307-6888
76	グループホームゆるいの里	若葉区中田町 2348-1	18 人	043-228-3288
77	グループホーム月の里	若葉区中田町 1103-1	27 人	043-312-1508
78	グループホームさくらんぼ	若葉区野呂町 1793-355	18 人	043-228-4639
79	グループホームおもとの郷御成台	若葉区御成台 3-2	27 人	043-237-1161
80	グループホームつどい「福井家」	若葉区桜木 8-13-11	27 人	043-235-2771
81	アット・ホームケアあすみが丘	緑区あすみが丘 9-55-5	18 人	043-205-1912
82	グループホームソラスト土気	緑区土気町 446-6	18 人	043-205-5180
83	グループホームかえで	緑区高田町 1084-2	18 人	043-292-2673
84	グループホームあさざり	緑区大木戸町 1200-69	18 人	043-205-6601

85	グループホームつどい「根本家」	緑区椎名崎町 671-3	18 人	043-293-6676
86	あおぞら誉田	緑区誉田町 2-29-6	9 人	043-291-4288
87	グループホームききょう苑	緑区あすみが丘 8-6-1	18 人	043-205-2525
88	グループホーム木かげ	緑区土気町 1500-1	18 人	043-205-7222
89	グループホーム暮らしの里	緑区大膳野町 4-141	18 人	043-300-0370
90	さわやかグループホームはなみずき	緑区越智町 822-63	18 人	043-295-8730
91	レビーグループホームおゆみ野苑	緑区おゆみ野南 6-48-2	18 人	043-293-8080
92	グループホームみどりの家	緑区誉田町 2-11-105	27 人	043-292-4907
93	グループホーム春の日	緑区誉田町 1-794-17	18 人	043-226-9851
94	グループホームのどか	緑区辺田町 365-1	27 人	043-308-7146
95	セイワ美浜グループホーム	美浜区磯辺 2-21-2	18 人	043-270-0311
96	せらび美浜	美浜区真砂 4-2-8	18 人	043-301-6541
97	プラチナホームなのはな幕張	美浜区幕張西 6-15-12	18 人	043-306-3131
98	グループホーム明生苑	美浜区高浜 1-11-4	18 人	043-204-5051
99	グループホームいきいきの家稲毛海岸	美浜区磯辺 1-50-2	27 人	043-307-8208

認知症デイサービス

認知症の方を対象に、デイサービスセンターなどで、入浴、食事の提供や機能訓練などを日帰りで行います。
※各事業所に直接お問い合わせください。

	事業所名称	事業所所在地	定員	電話番号
1	淑徳共生苑認知症対応型通所介護事業所	中央区生実町 2407-1	6 人	043-265-5526
2	デイサービスセンターからたち	花見川区幕張町 5-221-10	9 人	043-213-2601
3	いなせなデイサービスさつきが丘	花見川区さつきが丘 2-9-3	12 人	043-216-5881
4	いなせなデイサービス宮野木	稲毛区宮野木町 1480-1-7	11 人	043-441-4651
5	生活クラブ風の村デイサービスセンター Kirari	稲毛区園生町 1107-7	12 人	043-309-0161

小規模多機能型居宅介護

自宅から通うことを中心に、必要に応じてホームヘルパーの訪問を受けたり、短期間泊まったりして介護を受ける、多機能なサービスを提供します。

※各事業所に直接お問い合わせください。

	事業所名称	事業所所在地	定員	電話番号
1	小規模多機能アットホームケア	中央区仁戸名町 721-13	24 人	043-312-7370
2	小規模多機能型居宅介護施設「木もれ陽の郷」	中央区花輪町 100-1	29 人	043-310-6612
3	小規模多機能ホームひなたぼっこ・椿森	中央区椿森 2-16-15	24 人	043-239-7815
4	小規模多機能型居宅介護「ほとりの家」	中央区星久喜町 36	18 人	043-308-9002
5	ななゆめの里サテライトベあほーむ	中央区大蔵寺町 124-1	18 人	043-310-7535
6	ななゆめの里 サテライト きららホーム	中央区村田町 687-3	18 人	043-208-7257
7	たおやか	花見川区横戸町 899-1	18 人	047-419-7984
8	うめの香	花見川区幕張町 3-2273	29 人	043-275-2200
9	小規模多機能ホームゆかりの里	花見川区千種町 380-6	18 人	043-258-3100
10	小規模多機能ホーム 2Nd House	花見川区こてはし台 5-8-5	28 人	043-258-6655
11	小規模多機能 がってん！となり組	花見川区花園 2-9-9	29 人	043-301-3536
12	せらび千葉稲毛	稲毛区宮野木町 2125-7	29 人	043-441-3022
13	たちばな倶楽部	稲毛区宮野木町 1025-11	29 人	043-255-2121

14	パナソニック エイジフリーケアセンター 千葉稲毛町・小規模多機能	稲毛区稲毛町 5-238-1	29 人	043-213-8228
15	生活クラブ風の村 小規模多機能ハウス作草部	稲毛区作草部 1-15-17	29 人	043-445-8923
16	パナソニック エイジフリーケアセンター 千葉穴川・小規模多機能	稲毛区穴川 3-11-67	24 人	043-285-6012
17	小規模多機能つどい桜木	若葉区桜木 8-13-11	29 人	043-235-2772
18	小規模多機能 ケアセンターひだまりの家	若葉区若松町 2173-6	24 人	043-497-5658
19	小規模多機能 ケアセンターひだまりの家 東寺山	若葉区東寺山町 1067-1	9 人	043-306-6415
20	ミモザおゆみ野	緑区おゆみ野中央 5-3-6	29 人	043-291-8092
21	ななゆめの里	緑区古市場町 474-337	29 人	043-305-0266
22	小規模多機能ホームかえで	緑区高田町 1084-2	29 人	043-292-2673
23	小規模多機能型居宅介護みどり	緑区平山町 2008-1	29 人	043-308-6114
24	しょうじゅ小規模多機能型居宅介護事業所	美浜区幸町 2-12-1	29 人	043-203-5065
25	小規模多機能型居宅介護事業所 明生苑	美浜区高浜 1-11-4	28 人	043-204-5051
26	小規模多機能ホームいきいきの家稲毛海岸	美浜区磯辺 1-50-2	29 人	043-307-8206

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながらサービスを提供します。

※各事業所に直接お問い合わせください。

	事業所名称	事業所所在地	電話番号
1	やさしい手 千葉新田町 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	中央区新田町 4-22 サンライトビル 202	050-1753-4344
2	やさしい手 浜野 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	中央区村田町 1120	043-305-2871
3	古峽ヒルズ定期巡回事業所	中央区千葉寺町 307	043-370-3510
4	生活クラブ風の村定期巡回ステーション稲毛	稲毛区園生町 1107-7	043-251-3111
5	やさしい手 都賀 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	若葉区都賀 5-19-1	050-1753-4346
6	若葉定期巡回訪問介護看護ステーション	若葉区小倉町 1763-12	043-234-7883
7	ケアタク	若葉区桜木 4-17-39	043-214-1081
8	定期巡回随時対応型訪問介護看護楽隠居	緑区おゆみ野南 2-10-4	043-497-6607
9	しょうじゅ定期巡回・随時対応型訪問介護事業所	美浜区幸町 2-12-1	043-203-5067

看護小規模多機能型居宅介護

自宅を訪問し、病状を観察したり、診療の補助を行う訪問看護と通い・訪問・宿泊という多機能なサービスを行う小規模多機能型居宅介護を複合的に提供します。

※各事業所に直接お問い合わせください。

	事業所名称	事業所所在地	定員	電話番号
1	カンナ・ナーシングホームかわど	中央区川戸町 328-1	29 人	043-497-2153
2	SKYHEART 看護小規模多機能 鵜の森	中央区鵜の森町 18-3	29 人	043-312-7385
3	Nursing Home	稲毛区稲毛東 2-14-12	29 人	043-307-7704
4	Nursing Home 園生	稲毛区園生町 159-1	29 人	043-301-4493
5	生活クラブ風の村 看護多機能ハウスいなげ	稲毛区園生町 1107-7	28 人	043-309-0160
6	SKYHEART 看護小規模多機能 宮野木	稲毛区宮野木町 780-1	29 人	043-441-6677
7	看護小規模多機能居宅介護施設 ばうむかわのべ	若葉区若松町 88-1	29 人	043-312-2008
8	看護小規模多機能楽隠居	緑区おゆみ野南 2-10-4	29 人	043-497-6613
9	看護小規模多機能 ココファン稲毛海岸	美浜区高州 4-5-13	29 人	043-270-6640

サービス付き高齢者向け住宅

高齢者単身・夫婦世帯を対象とした賃貸住宅です。

安否確認・生活相談等の安心できる見守りサービスの実施や、バリアフリー構造・一定の面積、設備等の高齢者にふさわしいハードに配慮した、国の登録基準を満たした住宅です。

※各事業所に直接お問い合わせください。

	住宅名	所在地	電話番号
1	ライブガーデン千葉浜野	中央区村田町 1120	043-305-2871
2	ココファン蘇我	中央区稲荷町 1-4-1	043-209-6201
3	ラヴィータカサ青葉の森	中央区青葉町 1273-3	043-216-2853
4	サービス付き高齢者向け住宅 ゆめの樹	中央区仁戸名町 728 番地 25	043-208-7277
5	センチュリーテラス青葉の森	中央区千葉寺町 577-6	043-209-5764
6	千葉診スカイガーデン	中央区院内 1-8-12	043-224-2255
7	サービス付き高齢者向け住宅 にじの樹	中央区仁戸名町 728 番地 25	043-293-7305
8	驚見メディカルケアホーム	中央区今井 2-7-9	043-266-2660
9	サービス付き高齢者向け住宅 ともの樹	中央区仁戸名町 547-9	043-293-7305
10	サービス付き高齢者向け住宅 そらの樹	中央区仁戸名町 728 番地 26	043-265-6705
11	ご長寿くらぶ 千葉おゆみ	中央区生実町 2164-1	043-312-5188
12	椿森サービス付き高齢者向け住宅	中央区椿森 3-6-5	043-243-3736
13	ご長寿くらぶ千葉・青葉の森	中央区矢作町 991-151	043-307-7707
14	ラヴィスタ千葉中央	中央区矢作町 202-1	043-306-6140
15	古峽ヒルズ	中央区千葉寺町 307	043-261-3336
16	桜蘭ヴィレッジ 花見川	花見川区天戸町 688-1	043-308-9761
17	サービス付き高齢者向け住宅 みのりの郷	花見川区千種町 154-3	043-216-1600
18	サービス付き高齢者住宅 にじの家	花見川区三角町 25-11	043-257-2664
19	なごやかレジデンス千葉さつきが丘	花見川区さつきが丘 1-24-5	043-216-6202

20	鈴の庵	花見川区幕張本郷 7-31-3	043-212-2201
21	あんしんファミリア新検見川	花見川区畑町 1425-1	043-248-0810
22	ポピーの家	花見川区横橋町 678-1	043-216-6688
23	サービス付き高齢者向け住宅 なごみの郷	花見川区千種町 194-1	043-310-3968
24	サービス付き高齢者向け住宅 ういず・ユーホープリビング千葉北	花見川区大日町 1386-1	043-307-9710
25	鈴の庵まくはり	花見川区幕張町 4-771-1	043-445-8620
26	ハートケアライフ福寿苑	花見川区横橋町 51-7	043-305-4301
27	ご長寿くらぶ千葉・花園	花見川区花園町 2468-6	043-239-7555
28	生活クラブ風の村サポートハウス稲毛	稲毛区園生町 1107-7	043-309-5811
29	シニア町内会稲毛 園生	稲毛区園生町 268-3	043-290-6533
30	エイジフリーハウス千葉稲毛町	稲毛区稲毛町 5-238-1	043-213-8222
31	ふるさとホーム千葉稲毛	稲毛区園生町 487-13	043-207-7800
32	エイジフリーハウス千葉穴川	稲毛区穴川 3-11-67	043-285-6011
33	エクラシア稲毛	稲毛区園生町 509-1	050-6875-6088
34	ハートケアライフ長沼苑	稲毛区長沼町 247-161	043-310-3742
35	若葉ケアコミュニティそよ風	若葉区若松町 2076-3	043-214-2266
36	サービス付き高齢者向け住宅 みつわの郷	若葉区みつわ台 1-29-1	043-308-8002
37	サービス付き高齢者向け住宅 こもれびの郷	若葉区みつわ台 1-28-16	043-207-0361
38	サービス付き高齢者向け住宅 みつつの輪	若葉区若松町 531-130	043-304-3000
39	らるご桜木式番館	若葉区桜木 4-17-39	043-214-1071
40	アンダンテみつわ	若葉区殿台町 399-4	043-290-7766
41	らるご桜木	若葉区桜木 7-7-40	043-214-1071
42	あんしんファミリア千城台	若葉区千城台西 2-1-3	043-248-0810
43	グランドマストやさしえ都賀	若葉区都賀 5-19-1	043-214-2131
44	あけぼのシニアホーム桜木	若葉区桜木 2-18-30	0436-37-7060
45	プラチナ・シニアホーム都賀駅前	若葉区都賀 3-32-1	043-312-1082
46	イリーゼ都賀桜木	若葉区桜木 5-17-30	043-214-3531
47	ココファンあすみが丘	緑区あすみが丘 3-52-6	043-295-5821
48	サービス付き高齢者向け住宅 ひだまりの家誉田	緑区誉田町 1-786-19	043-252-1742
49	おゆみ野楽隠居倶楽部	緑区おゆみ野南 2-12-2	043-293-5165
50	めだかの学校シルバーハウスあすみが丘	緑区あすみが丘 1-7-1	043-294-0006
51	ふるさとホーム土気	緑区土気町 1583-1	043-205-2360
52	イリーゼあすみが丘	緑区あすみが丘 6-4-9	043-295-5175
53	ご長寿くらぶ 千葉・土気	緑区高津戸町 14-2	043-488-5527
54	おゆみ野楽隠居倶楽部式号館	緑区おゆみ野南 2-10-4	043-497-6605
55	昭和の里 おゆみ野	緑区おゆみ野中央 9-9-1	043-300-2061
56	ななゆめの森	緑区古市場町 761-3	043-305-0266
57	しょうじゅレジデンス	美浜区幸町 2-12-1	043-203-5065
58	オウカス幕張ベイパーク	美浜区若葉 3-1-36	043-307-9322
59	ココファン幕張ベイタウン	美浜区打瀬 1-11-1	043-351-7181
60	ココファン稲毛海岸	美浜区高洲 4-3-14	043-270-6640

養護老人ホーム

65 歳以上の方で、家庭の事情や経済的理由などにより、居宅において生活することが困難な方が入所する施設です。ただし、ねたきりの方は入所できません。

入所の相談、お申し込みをされたい方は居住地の保健福祉センター高齢障害支援課へお問い合わせください。

※入所後、入居者本人は収入に応じて、家族（主たる扶養義務者で、配偶者または子に限る）は前年所得額に応じて、費用徴収があります。

	施設名	所在地	定員	電話番号
1	和陽園	若葉区千城台南 4-13-1	80 人	043-237-0157
2	清和園	若葉区若松町 792-1	50 人	043-424-5111

《お問い合わせ先》

中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

生活支援ハウス

原則として、市内に居住する 60 歳以上のひとり暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方、および家族による援助を受けることが困難な方であって、高齢などのため独立して生活することに不安がある方に、必要に応じ住居を提供します。

また、居住者が虚弱により各種サービスや保健福祉サービスを必要とする場合、利用手続きの援助や各種相談、助言を行うとともに緊急時の対応を行います。

【サービス提供施設】

名 称	住 所	連絡先	名 称	住 所	連絡先
生活支援ハウス はつらつ浜野	中央区 浜野町 338-1	209-6811	生活支援ハウス 友愛	緑区大木戸町 1200-69	205-6601
生活支援ハウス からたち	花見川区 幕張町 5-225	213-9500	生活支援ハウス セイワ美浜	美浜区 磯辺 2-21-2	270-0311

《お問い合わせ先》

中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

第7章 高齢者医療

後期高齢者医療制度

「後期高齢者医療制度」は 75 歳以上の方々にその身体の特性と生活実態を踏まえた「生活を支える医療」を提供するとともに、これまで長年、社会に貢献してこられた方々の医療を若い世代も含めて国民みんなで支えあう制度です。

また、この制度は医療費のうち一部負担金を除いた費用の 5 割を公費、4 割を現役世代の保険料からの支援金で賄い、残りの 1 割を被保険者の保険料で賄うことにより、高齢者世代と現役世代の負担を明確にし、国民皆保険制度を将来にわたり持続可能なものとするためのものであり、運営は県内のすべての市町村が加入する「千葉県後期高齢者医療広域連合」が行います。

【被保険者】

- ・ 75 歳以上の方（誕生日当日から）
- ・ 一定の障害がある 65 歳以上 75 歳未満の方で広域連合の認定を受けた方（広域連合の認定を受けた日から）
※「一定の障害がある方」とは以下の年金を受給している方や手帳をお持ちの方または同等の障害があると認められる方です。
 - ・ 国民年金証書 1・2 級（障害基礎年金等） ・ 身体障害者手帳 1～3 級
 - ・ 身体障害者手帳 4 級（の一部）（音声、言語、下肢 1・3・4 号）
 - ・ 療育手帳（重度の区分） ・ 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

【保険証】

広域連合の発行する健康保険証が 1 人に 1 枚交付されます。

（75 歳になる方は誕生日までに郵送されます。）

●令和 6 年 12 月 2 日から現行の健康保険証は発行されなくなります。

マイナンバーカードと保険証が一体化されますが、令和 6 年 12 月 1 日の時点でお手元にある有効な健康保険証は、12 月 2 日以降、令和 7 年 7 月末まで引き続き使用できます。

令和 6 年 12 月 2 日以降、後期高齢者医療制度の被保険者となる方や、負担割合の変更があった方で、以下に該当する場合に被保険者番号や負担割合等を記載した「資格確認書」を交付する予定です。

- マイナンバーカードを持っていない方
- マイナンバーカードを持っているが、健康保険証の利用登録を行っていない方
- その他、何らかの理由で、マイナ保険証の利用が困難な方

●医療機関等を受診する場合、以下のいずれもお使いいただけます（有効なものに限ります）。

- ・ 現行の保険証 ・ マイナ保険証 ・ 資格確認書

【一部負担金・高額療養費】

窓口でお支払いいただく一部負担金は、所得区分に応じて 1 割～3 割ですが、所得区分毎に 1 か月に負担する限度額が定められています。

すべての医療機関等で支払った一部負担金の合計が、負担限度額を超えた場合には、申請によりその超えた額を後日高額療養費として支給します。高額療養費の支給に該当される方には、後日必要な手続きを通知します。

●所得区分の説明

所得区分は毎年 8 月 1 日を基準日として下記の 5 つから自己負担の割合を判定します。

現役並み所得者 (3 割負担)	市町村民税の課税所得が 145 万円以上の方、および課税所得が 145 万円以上の被保険者と同一世帯の方 ※1
一般Ⅱ (2 割負担)	課税所得 28 万円以上 145 万円未満の方、および課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の被保険者と同一世帯の方 ※2
一般Ⅰ (1 割負担)	課税所得 28 万円未満の方（又は※3の方） ※住民税が課税されている世帯

低所得者Ⅱ (1割負担)	被保険者の属する世帯員全員が市町村民税非課税である方
低所得者Ⅰ (1割負担)	被保険者の属する世帯員全員が市町村民税非課税で、すべての世帯員の個々の所得（年金収入は控除額 80 万円を計算、また、給与所得が含まれている場合は、給与所得の金額から 10 万円を控除して計算）が 0 円となる方

- ※1 市町村民税の課税所得が 145 万円以上でも、次の場合は申請により「一般」の区分と同様になります。
- ・世帯内に属する被保険者の収入合計が被保険者一人の場合 383 万円未満、二人以上の場合 520 万円未満の場合
 - ・同一世帯に属する 70～74 歳の方も含めた収入合計が 520 万円未満の場合
- ※2 同一世帯に被保険者が一人の場合、その方の「年金収入＋その他の合計所得金額」が 200 万円以上。同一世帯に被保険者が複数の場合、被保険者全員の「年金収入＋その他の合計所得金額」の合計が 320 万円以上。
- ※3 出生日が昭和 20 年 1 月 2 日以降の被保険者及び同じ世帯にいる被保険者の賦課のもととなる所得金額の合計が 210 万円以下の被保険者

●1 か月の自己負担限度額

所得区分（負担割合）		外来(個人単位)	外来 + 入院（世帯単位）
現役並み所得者 (3割負担)	(現役並Ⅲ) 課税所得 690 万円以上	252,600 円 (総医療費が 842,000 円を超えた場合は、超えた額の 1%を加算) ＜多数該当は 140,100 円＞	
	(現役並Ⅱ) 課税所得 380 万円以上	167,400 円 (総医療費が 558,000 円を超えた場合は、超えた額の 1%を加算) ＜多数該当は 93,000 円＞	
	(現役並Ⅰ) 課税所得 145 万円以上	80,100 円 (総医療費が 267,000 円を超えた場合は、超えた額の 1%を加算) ＜多数該当は 44,400 円＞	
一般Ⅱ(2割負担)		18,000 円 または、 (6,000 円＋ (医療費－30,000 円) ×10%) の低い方を適用 (年間 14 万 4 千円上限)	57,600 円 ＜多数該当は 44,400 円＞
一般Ⅰ(1割負担)		18,000 円 (年間 14 万 4 千円上限)	57,600 円 ＜多数該当は 44,400 円＞
低所得者Ⅱ (1割負担)		8,000 円	24,600 円
低所得者Ⅰ (1割負担)			15,000 円

入院時の食事代（標準負担額）

所得区分		1食
現役並み所得者・一般		460円※1
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円

療養病床に入院した場合の食費・居住費（標準負担額）

所得区分	食費(1食)	居住費(1日)
現役並み所得者・一般	460 円※2	370 円
低所得者Ⅱ	210 円	
低所得者Ⅰ	130 円	
老齢福祉年金受給者	100 円	0 円

- ※1 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方は 260 円。
- ※2 保険医療機関の施設基準等により、420 円となる場合もあります。
- ※3 令和 6 年 6 月 1 日以降、所得区分に応じて食事代の自己負担額が引き上げとなる見込みです。

● 低所得者Ⅰ・Ⅱに該当される方

市町村民税非課税世帯の方は、医療費の自己負担限度額と入院時の食事代が低所得者Ⅰ・Ⅱ

に減額となります。医療機関にかかるときは、事前に減額認定証の交付を受けてください。

● 現役並Ⅰ・Ⅱに該当される方

負担割合 3 割の方で現役並所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、医療費の自己負担限度額が上の表までとなります。医療機関にかかるときは、事前に限度額適用認定証の交付を受けてください。

● 特定疾病の場合

血友病・人工透析・H I V感染症の方は「特定疾病療養受療証」（申請により交付します。）を医療機関などの窓口に提示することで、1 か月の自己負担額が 1 医療機関（入院・外来別）につき、10,000 円までとなります。（月の途中で 75 歳の誕生日を迎え、被保険者となるときはその月に限り 5,000 円）

【かかった費用があとから支給される場合】

やむをえず、保険証を持たずに病院で治療を受けたときや、コルセットなどの補装具を購入したときはかかった費用をいったん全額自己負担し、申請して認められれば、「高齢者の医療の確保に関する法律」で決められた基準額について、支給が受けられます。

【後期高齢者医療制度の保険料】

後期高齢者医療制度では、被保険者全員が保険料を納めます。

保険料は、全員が等しく決められる「均等割額」と被保険者の所得に応じて決められる「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

なお、均等割額と所得割率は、広域連合ごとに決められます。

● 保険料の決まり方（令和 6 年度の保険料）

① 均等割額 年間 43,800 円

② 所得割額（令和 5 年中の所得－430,000 円）×9.11%

※令和 5 年中の賦課のもととなる所得金額が 58 万円（公的年金収入 211 万円相当）以下の方は、令和 6 年度の所得割率が 8.45%となります。

①均等割額＋②所得割額＝後期高齢者医療保険料（限度額 80 万円）

※段階的に引き上げ 令和 6 年度：73 万円（令和 6 年度に 75 歳に到達して、被保険者となる方は 80 万円。）

※100 円未満の保険料は切り捨て

● 保険料の納め方

① 特別徴収

後期高齢者医療保険料は次に該当する方を除き、年金からの天引き（特別徴収）により納付します。

ア 厚生労働大臣や共済組合から支給される公的年金受給額が年額 18 万円未満の方

イ 同時に天引きとなる介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が年金受給額の 2 分の 1 を超える方

ウ 口座振替での納付を希望する方

② 普通徴収

上記のア～ウのいずれかに該当する方は、天引きにはなりませんので、納付書や口座振替で納めていただきます（普通徴収）。

普通徴収は、7 月（第 1 期）～翌年 2 月（第 8 期）の合計 8 回での納付となります。

● 保険料負担の緩和措置（令和 6 年度の緩和措置）

① 低所得者に対する軽減

ア 均等割額の軽減

世帯の所得水準に応じて均等割額を軽減します。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額等
7 割軽減	【基礎控除額（43 万円）＋10 万円×（給与・年金所得者数※－1）】を超えない世帯

5 割軽減	【基礎控除額（43 万円）＋29.5 万円×世帯の被保険者数 ＋10 万円×（給与・年金所得者数※－1）】を超えない世帯
2 割軽減	【基礎控除額（43 万円）＋54.5 万円×世帯の被保険者数 ＋10 万円×（給与・年金所得者数※－1）】を超えない世帯

※世帯内の被保険者と世帯主のうち、下記のいずれかに該当する者の数の合計

- ・給与収入（専従者給与を除く）が 55 万円を超える。
- ・65 歳以上（前年の 12 月 31 日現在）で公的年金収入（特別控除額 15 万円を差し引いた額）が 110 万円を超える。
- ・65 歳未満（前年の 12 月 31 日現在）で公的年金収入が 60 万円を超える。

② 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に健康保険組合、共済組合など被用者保険の被扶養者だった方は新たに保険料を負担していただくことになりますが、これらの方は所得割額がかからず、均等割額が制度加入後 2 年を経過する月までは 5 割軽減されます。

《お問い合わせ先》			
中央区市民総合窓口課	221-2133	若葉区市民総合窓口課	233-8133
花見川区市民総合窓口課	275-6278	緑区市民総合窓口課	292-8121
稲毛区市民総合窓口課	284-6121	美浜区市民総合窓口課	270-3133

白内障特殊眼鏡等費用助成

市内に住所のある 65 歳以上の方で、白内障の手術後に必要とする特殊眼鏡等の費用を助成し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする制度です。

ただし、所得および申請期間に制限があります。

なお、補助眼鏡（白内障の手術を受け、人工水晶体を挿入後、視力矯正用に使用する眼鏡）の費用助成は、平成 27 年度で廃止しました。

【助成対象品目および限度額】 1 手術ごと	①特殊眼鏡	1 対につき	42,000 円
	②コンタクトレンズ	1 眼につき	30,000 円

※上記①②の対象となる方は、白内障の手術を受け、病状などにより、人工水晶体を挿入できない方となります。

●所得制限

本人 手術を受けた本人に所得がある場合		配偶者・扶養義務者 手術を受けた本人の配偶者、手術を受けた本人を扶養している方に所得がある場合	
扶養人数	所得限度額（円）	扶養人数	所得限度額（円）
0	1,695,000	0	6,387,000
1	2,075,000	1	6,636,000
2	2,455,000	2	6,849,000
3	2,835,000	3	7,062,000
4	3,215,000	4	7,275,000
5	3,595,000	5	7,488,000
以下 1 人増すごとに 380,000 円を加算		以下 1 人増すごとに 213,000 円を加算	

※上記限度額については、令和 6 年 4 月現在の額であり、改正される可能性がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●申請期間

白内障の手術を受けた月の翌月の初日から起算して 1 年以内

- 申請に必要なもの
- ① 医師の証明書
 - ② 領収書（原本）
 - ③ 1月2日以降に転入された方は、前年（手術を受けた月が1月から7月までの場合にあっては、前々年）の所得が確認できるもの

《お問い合わせ先》			
中央区市民総合窓口課	221-2133	若葉区市民総合窓口課	233-8133
花見川区市民総合窓口課	275-6278	緑区市民総合窓口課	292-8121
稲毛区市民総合窓口課	284-6121	美浜区市民総合窓口課	270-3133

はり・きゅう・マッサージ施設利用助成

健康の保持・増進のため、はり・きゅう・マッサージ施設費用の一部を助成します。
ただし、保険適用の施術は、助成の対象外です。

- 対象者 満65歳以上の市民で、本人の前年の給与所得または年金所得が210万円未満の方（それ以外の所得のみの方は200万円未満）
- 助成方法 年間10枚の「はり・きゅう・マッサージ施設利用券」を交付しますので、施術を受けたときに施術所等に利用券を提出してください。
- 助成額 利用券1枚につき800円を助成します。
利用券は、1日1枚しか使えませんので、利用するたびに切り離し、1枚を施術者に提出してください。
- 施術所等 利用券は、市の指定した施術所又は出張専門施術者の行う施術を受けたときに利用できます。
- 利用期間 利用券交付日から令和7年3月末日まで
- 申込方法 各区役所市民総合窓口課または各市民センターで、利用券の交付を申請してください。（申請は令和6年4月1日から随時受け付けます。）
※市民センターで申請した場合、利用券の交付は後日郵送となります。
この他、郵便や電子での申請も可能です。
詳しくは、ホームページをご参照ください。 [千葉市 はりきゅうマッサージ](#) [検索](#)
- 申込みに必要な物
- ①申請者の本人確認ができるもの（保険証・運転免許証など）
※電子申請では、マイナンバーカードが必要になります。
 - ②利用者の前年（4月～6月に申請する場合は前々年）の所得が確認できるもの（課税証明書など）
ただし、千葉市で所得が確認できる方で課税台帳等により確認することに同意していただける方は不要です。
※同世帯の親族以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

《お問い合わせ先》			
中央区市民総合窓口課	221-2133	若葉区市民総合窓口課	233-8133
花見川区市民総合窓口課	275-6278	緑区市民総合窓口課	292-8121
稲毛区市民総合窓口課	284-6121	美浜区市民総合窓口課	270-3133

第8章 年金・税等の優遇

老齢基礎年金

●国民年金のしくみ

老後等の収入が得られにくい時期の生活など、将来へ備えるために社会全体で支えるしくみです。そして自分が高齢者になったときの生活は、そのときの働く世代の保険料によって支えられます。このように国民年金は、みんなのために、そして自分の将来のために世代をつないで助け合う制度です。

●老齢基礎年金

保険料を納めた期間、厚生年金（旧共済組合含む）の加入期間、免除期間、合算対象期間（国民年金に加入しなくてもよかった期間）などを合わせて 10 年以上ある人が、65 歳の誕生日の前日に受給権が発生し、受給権の発生した日の属する月の翌月から支給が開始される年金です。

●老齢基礎年金の計算式（年額）

<平成 21 年 3 月までの期間>

$$\begin{array}{l} \text{老齢基礎年金} \\ \text{の満額(※)} \end{array} \times \left[\begin{array}{l} \text{(保険料納付月数)} + \\ \frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{3} + \frac{\text{保険料 3/4}}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{保険料 1/2}}{\text{免除月数}} \times \frac{2}{3} + \frac{\text{保険料 1/4}}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{6} \end{array} \right] \\ \text{480 月(20 歳到達月から 60 歳到達月の前月までの 40 年間)}$$

<平成 21 年 4 月からの期間>

$$\begin{array}{l} \text{老齢基礎年金} \\ \text{の満額(※)} \end{array} \times \left[\begin{array}{l} \text{(保険料納付月数)} + \\ \frac{\text{保険料全額}}{\text{免除月数}} \times \frac{1}{2} + \frac{\text{保険料 3/4}}{\text{免除月数}} \times \frac{5}{8} + \frac{\text{保険料 1/2}}{\text{免除月数}} \times \frac{3}{4} + \frac{\text{保険料 1/4}}{\text{免除月数}} \times \frac{7}{8} \end{array} \right] \\ \text{480 月(20 歳到達月から 60 歳到達月の前月までの 40 年間)} \\ \text{(※)老齢基礎年金の額は年度毎に異なります。}$$

●繰上げ支給と繰下げ支給

老齢基礎年金の受給開始年齢は原則として 65 歳からですが、希望すれば 60 歳から 64 歳までに減額された年金を受け取ることも、66 歳以降に増額された年金を受け取ることもできます。なお、一度増減額された支給率は生涯変わりません。詳しくは年金事務所または各区役所市民総合窓口課までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》			
中央区・若葉区・緑区にお住まいの方		花見川区・稲毛区・美浜区にお住まいの方	
千葉年金事務所	242-6320	幕張年金事務所	212-8621
各区役所			
中央区市民総合窓口課	221-2133	若葉区市民総合窓口課	233-8133
花見川区市民総合窓口課	275-6278	緑区市民総合窓口課	292-8121
稲毛区市民総合窓口課	284-6121	美浜区市民総合窓口課	270-3133

税の控除

●障害者控除

障害者手帳をお持ちの方または障害者手帳をお持ちの方を扶養している方は、障害者控除が受けられます。(なお、障害者手帳をお持ちでない場合でも、6 か月程度以上ねたきりの状態が続いたり、認知症などで日常生活に支障のある 65 歳以上の方で一定の基準に該当する場合は、保健福祉センター所長が発行する「障害者控除対象者認定書」により、障害者控除を受けることが可能です。詳細は 95 ページをご確認ください。)

●老人扶養等控除

年齢が 70 歳以上（令和 6 年度は昭和 29 年 1 月 1 日以前に生まれた方）で合計所得金額が 48 万円以下の方を扶養している方は、一般の配偶者控除・扶養控除にかわって、老人配偶者控除・老人扶養控除が受けられます。(老人扶養控除対象の方と同居を常としている場合は、同居老親等として控除額を上乗せできます。)

また、老人配偶者控除・老人扶養控除対象の方と同居を常としており、対象者が特別障害者の場合は、同居特別障害者控除が受けられます。

※老人ホームなどに入居している場合は、同居を常としているとはいえません。

●公的年金等控除額

公的年金等の収入金額に応じて、次の表の算式により求めます。

受給者の年齢	その年中の公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金等控除額
65 歳以上の者 (令和 6 年度は昭和 34 年 1 月 1 日以前に 生まれた方)	330 万円未満 330 万円以上 410 万円未満 410 万円以上 770 万円未満 770 万円以上 1,000 万円未満 1,000 万円以上	110 万円 $(A) \times 25\% + 27 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ $(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ $(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ 195 万 5 千円
65 歳未満の者 (令和 6 年度は昭和 34 年 1 月 2 日以後に 生まれた方)	130 万円未満 130 万円以上 410 万円未満 410 万円以上 770 万円未満 770 万円以上 1,000 万円未満 1,000 万円以上	60 万円 $(A) \times 25\% + 27 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ $(A) \times 15\% + 68 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ $(A) \times 5\% + 145 \text{ 万 } 5 \text{ 千円}$ 195 万 5 千円

※令和 3 年度（令和 2 年分）から、公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が 1,000 万円を超える方は 10 万円、2,000 万円を超える方は 20 万円を上記の公的年金等控除額から減額します。

《お問い合わせ先》			
住民税（市・県民税）に関すること			
中央区・若葉区・緑区にお住まいの方		花見川区・稲毛区・美浜区にお住まいの方	
東部市税事務所市民税課 ＜若葉区役所内＞	233-8140	西部市税事務所市民税課 ＜美浜区役所内＞	270-3140
所得税に関すること			
千葉東税務署	中央区祐光 1-1-1	225-6811	
千葉南税務署	中央区蘇我 5-9-1	261-5571	
千葉西税務署	花見川区武石町 1-520	274-2111	

障害者控除対象者認定

身体障害者手帳をお持ちでなく、6 か月程度以上ねたきりの状態が続いていたり、認知症などで日常生活に支障のある 65 歳以上の方で一定の基準に該当する場合は、申請により保健福祉センター長の障害者控除対象者認定書の交付を受けることができます。（最長で 5 年分を遡及して申請することができますが、過去の介護保険の認定調査資料等を基に審査するため、5 年分の交付ができない場合があります。）

認定を受けた方、又は当該認定を受けた方を扶養している方は、この認定書を持って確定申告等を行うことにより、本人又は扶養者の障害者控除を受け、税金が減額になるなどの適用を受けられる場合があります。

詳しい手続きは、各区保健福祉センター高齢障害支援課にお問い合わせください。

《お問い合わせ先》			
中央区高齢障害支援課	221-2150	若葉区高齢障害支援課	233-8558
花見川区高齢障害支援課	275-6425	緑区高齢障害支援課	292-8138
稲毛区高齢障害支援課	284-6141	美浜区高齢障害支援課	270-3505

8

下水道使用料の一部減免

- 対象者 要介護者（65 歳以上で要介護 4 または 5）の方がいる世帯で、世帯の全員（同居を含む）の市県民税（均等割及び所得割）が非課税である世帯
- 減免額 基本使用料および月 10 立方メートルまでの従量使用料と、これらにかかる消費税等相当額

《お問い合わせ先》	
下水道経理課	245-5409

第9章 住まいのサービス

シルバーハウジング生活援助員派遣事業

シルバーハウジング（ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方が安心して快適な生活ができるように設備設計を行った市営住宅）に生活援助員（L S A：ライフサポートアドバイザー）を派遣し、入居者が安定した生活を営むことができるように、生活支援や緊急時の安否確認などのサービスを提供します。

●入居対象者

シルバーハウジングに入居できる方は、以下の条件を備えている世帯です。

- ①自炊等が可能な程度の健康状態にあり、次のいずれかの条件にあてはまること
（要介護状態区分が要介護3以上の認定を受けている方は申し込みできません。）
 - （ア）満65歳以上の単身者世帯
 - （イ）いずれかが満65歳以上の夫婦からなる世帯
 - （ウ）満65歳以上の親族のみで構成される世帯
- ②千葉市内に居住し、住民登録（外国人は在留資格を有し、1年以上居住している方）をしている方、または、申し込み日現在で千葉市内に勤務先のある方
- ③現に同居し、または同居しようとする親族（内縁関係にある方、婚約者を含む）がある方
なお、単身者の方は、2DK又は1LDKに限り住宅を申し込みできます。
- ④現に住宅に困窮していること
- ⑤入居収入基準内であること
- ⑥市町村民税を滞納していないこと
- ⑦申込者本人及び同居する親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

●団地名、戸数

団地名	所在地	間取り	戸数
仁戸名町団地	中央区仁戸名町 712-2	2LDK	2 戸
		2DK	8 戸
		1LDK	20 戸
計			30 戸

- L S Aの業務について 生活相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急援助が必要な場合の関係機関への連絡を行います。ホームヘルパーの業務である、調理や掃除、入浴の介助等はいりません。

- 入居者の負担金 家賃とは別に市民税所得割額に応じて負担金がかかります。

《お問い合わせ先》	
シルバーハウジングの入居・申し込みに関すること	
千葉市住宅供給公社 住宅班	245-7515 (令和6年7月16日以降) 301-6271
生活援助員に関すること	
高齢福祉課	245-5166

市営住宅（老人世帯向け住宅）

●老人世帯向け住宅

老人世帯向け住宅に入居できる方は、以下の条件を備えている世帯です。

- ・次の各号のいずれかの世帯
 - (1) 満 60 歳以上の方と次の(ア)から(ウ)のいずれかにあてはまる親族のみからなる世帯
 - (ア)配偶者（内縁関係にある方、婚約者を含む）
 - (イ)満 60 歳以上又は 18 歳未満の方
 - (ウ)重度・中度の身体障害者または知的障害者等の方
 - (2) 満 60 歳以上の単身世帯 ※単身者向け住宅のみが対象
- ・千葉市内に在住し、住民登録（外国人は在留資格を有し、日本に 1 年以上居住している方）をしている方、または、申し込み日現在で千葉市内に勤務先のある方
- ・現に住宅に困窮していること
- ・入居収入基準内であること
- ・市町村民税を滞納していないこと
- ・申込者本人及び同居する親族が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 6 号に規定する暴力団員でないこと

団地名	戸数	所在地	間取り	団地名	戸数	所在地	間取り
白旗	104	中央区白旗 1-2, 3	1K	桜木町第 2	6	若葉区桜木 2-24	3DK
松ヶ丘町	1	中央区松ヶ丘町 148	1LDK	西下田	12	若葉区御成台 2-1	2DK
〃	1	〃	2LDK	〃	7	〃	2LDK
〃	1	〃	3LDK	〃	6	〃	3LDK
星久喜町第 1	12	中央区星久喜町 1210	2DK	誉田 1 丁目	6	緑区誉田町 1-798-1	3DK
〃	5	〃	2LDK	誉田 2 丁目	8	緑区誉田町 2-2-25, 35	3DK
〃	6	〃	3LDK	誉田 2 丁目第 2	4	緑区誉田町 2-2-1462	3DK
千種町	4	花見川区千種町 354-2	3DK	鎌取	6	緑区鎌取町 112-23	3DK
天台	2	稲毛区天台 1-6-21	2LDK	おゆみ野第 1	6	緑区おゆみ野 5-28	3DK
〃	1	〃	3LDK	おゆみ野第 2	12	緑区おゆみ野 6-24-1, 2	3DK
轟町第 1	2	稲毛区轟町 2-8	2LDK	古市場第 3	6	緑区古市場町 474-300	3DK
〃	2	〃	3LDK	高浜第 1	4	美浜区高浜 1-2	3DK
轟町第 2	2	稲毛区轟町 1-15-6	2LDK	高浜第 2	16	美浜区高浜 1-5	3DK
〃	1	〃	3LDK	高浜第 3	16	美浜区高浜 4-2	3DK
貝塚	4	若葉区貝塚町 556-1	3DK	高浜第 4	4	美浜区高浜 1-7	3DK
貝塚第 2	10	若葉区貝塚町 192-4	1LDK				
〃	10	〃	2DK				

※なお、一般向けに入居者募集を行っている団地のうち、仁戸名町団地（83 戸）、宮野木町第 1 団地（216 戸）、宮野木町第 2 団地（69 戸）、桜木町団地（63 戸）及び小倉台団地（94 戸）については、部屋内がバリアフリー化されておりますので老人世帯も安心してお住まいいただけます。

●単身者向け住宅（45 ㎡以下または 2DK 以下の住宅等）※詳細は千葉市住宅供給公社にお問い合わせください。

単身者向け住宅に入居できる方は、戸籍上配偶者のいない方で、以下の条件を備えている方です。ただし、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方を除きます。

①(1)～(8)のいずれかの要件にあてはまること

(1)満 60 歳以上の方

(2)身体障害者の 1 級から 4 級までの手帳を交付されている方、精神障害者の 1 級から 3 級ま

での手帳を交付されている方、知的障害者で療育手帳を交付されている方

(3)生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を含む。)を受けている方

(4)戦傷病者として認定されている方

(5)原子爆弾による被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方

(6)引揚者で5年を経過していない方

(7)ハンセン病療養所入所者など

(8)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第1条第2項に規程する「被害者」で、次のいずれかに該当する方

- ・ 配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護又は婦人保護施設における保護が終了した日から5年を経過していない方
- ・ 裁判所へ保護命令の申立を行った方で、その保護命令が決定してから5年を経過していない方
- ・ 女性相談支援センター等による配偶者からの暴力の被害を受けている旨の証明書が発行されている方
- ・ 女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関又は行政機関若しくは関係機関と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体に対し、配偶者からの暴力の被害を受けていることを申し出たことが確認できる方

②千葉市内に居住し、住民登録（外国人は在留資格を有し、日本に1年以上居住している方）をしている方、または、申し込み日現在で千葉市内に勤務先のある方（①（8）に該当する方を除く）

③現に住宅に困窮していること

④入居収入基準内であること

⑤市町村民税を滞納していないこと

⑥「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員でないこと

●単身者向け住宅（2LDK以下の車いす世帯向け住宅）

（車いすを使用して生活することを前提として整備された住宅に限る。）

この単身者向け住宅に入居できる方は、戸籍上配偶者のいない方で、以下の条件を備えている方です。

① 次の（ア）または（イ）に該当し、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができる認められた方。

（ア）身体障害者の1級から4級までの手帳の交付を受けている方。

（イ）戦傷病者として認定されている方

●申請手続きに必要なもの

① 入居申込書

（千葉市住宅供給公社、同社ホームページ、各区役所で3・6・9月の25日頃及び12月20日頃に配布）

② 住宅困窮度評価依頼書

③ 住民票（世帯全員）

④ 市県民税所得証明書

⑤ 年金等を受給している方はその証書（最近の年金額がわかるはがき等のコピー）

⑥ 市町村民税の納税証明書

⑦ 障害福祉サービス受給者証（2LDK以下の車いす世帯向け住宅当選の場合）

⑧ 身体障害者手帳のコピー（1級～4級）（2LDK以下の車いす世帯向け住宅当選の場合）

⑨ その他

③～⑨については当選後の審査時に提出していただきます。
※申込の受付は郵送のみです。

《お問い合わせ先》	
千葉市住宅供給公社 入居支援班	245-7515 (令和6年7月16日以降) 301-6271

住宅改造相談

在宅の障害者または高齢者の居宅生活を安全で暮らしやすくするため、また介護をしやすくするために住宅の改造を考えている方の相談に応じます。

- 内容 介護と福祉に精通した、専門知識を有する相談員（住まいと福祉の会所属の一級建築士）及び作業療法士等が身体状況や家屋状況に応じたアドバイスをします。
例：障害もしくは高齢に伴う身体機能の低下による手すりの設置や段差解消など
※必要に応じ、相談員が改造検討する住宅に出向きます。
※住宅改修費支援サービスについては、各区高齢障害支援課へお問い合わせください。
- 実施日 毎月第1、3火曜日 午後1時から午後4時まで（応相談）
※事前に電話または窓口で予約が必要です。

《お問い合わせ先》	
千葉市障害者福祉センター	209-8779

住宅増改築相談

障害者や高齢者に配慮した住宅の増改築（バリアフリー化工事など）をしようとする方に公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター登録の増改築相談員（千葉市増改築相談員協議会会員）が相談に応じます。

- 実施日 毎月第2金曜日 午前10時から午後3時まで
- 開催場所 各区役所玄関ホール等（中央区はきぼーる1階アトリウム、稲毛区は決まり次第市HPに掲載）

《お問い合わせ先》	
千葉市増改築相談員協議会	285-3003

千葉市居住支援協議会相談窓口（すまいサポートちば）

市の住宅部局・福祉部局、外郭団体、不動産関係団体で構成する千葉市居住支援協議会にて、住宅確保要配慮者（60歳以上の高齢者、障害者など法律等で定められた方）の入居を支援するため、専用の相談窓口（すまいサポートちば）を設置しています。

- 対象者 住宅確保要配慮者、家主・不動産事業者等
- 内容 【相談支援】
入居に関するお困りごとをお聞きして、課題整理などを行い、状況に応じて関連する福祉等の窓口を紹介します。

【同行支援】

相談者の状況に応じて、物件内覧や契約手続きのため、同行支援を行います。

●開設日時

月曜日～金曜日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

《お問い合わせ先》	
すまいサポートちば (千葉県居住支援協議会相談窓口)	245-7514

住宅確保要配慮者円滑入居支援（家賃債務保証料等助成）

民間賃貸住宅への円滑な入居を支援するため、住宅確保要配慮者（60歳以上の高齢者や障害者など法律等で定められた方）のうち、一定の所得要件（*1）を満たす方に対して、家賃債務保証料等の一部を助成します。

- 以下の住宅へ入居する場合に、家賃債務保証会社等と保証契約を締結することで発生する保証料等について、初回分に限り6万円を上限額として助成します。（*2）

＜千葉市民間賃貸入居支援住宅＞

→ すまいのコンシェルジュ（千葉県住宅関連情報コーナー）から情報提供を受けた住宅。

＜住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅＞

→ 国のセーフティネット住宅システムに登録された住宅。

*1 補助対象者ごとに要件が異なりますので、詳細は以下のお問い合わせ先にご確認下さい。

*2 その他公的制度による同種の補助を受けている場合は対象外となります。

《お問い合わせ先》	
【千葉市民間賃貸入居支援住宅へ入居する場合】 すまいのコンシェルジュ (千葉県住宅関連情報提供コーナー)	245-5690
【住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅へ入居する場合】 住宅政策課 住宅企画第二班	245-5853

第10章 保健福祉センター・健康支援課案内図

中央保健福祉センター

〒260-8511
千葉市中央区中央4-5-1
(きぼーる13階)

●高齢障害支援課

高齢支援班	221-2150
介護保険室	221-2198
FAX	221-2602

●健康課

FAX	221-2582
	221-2590

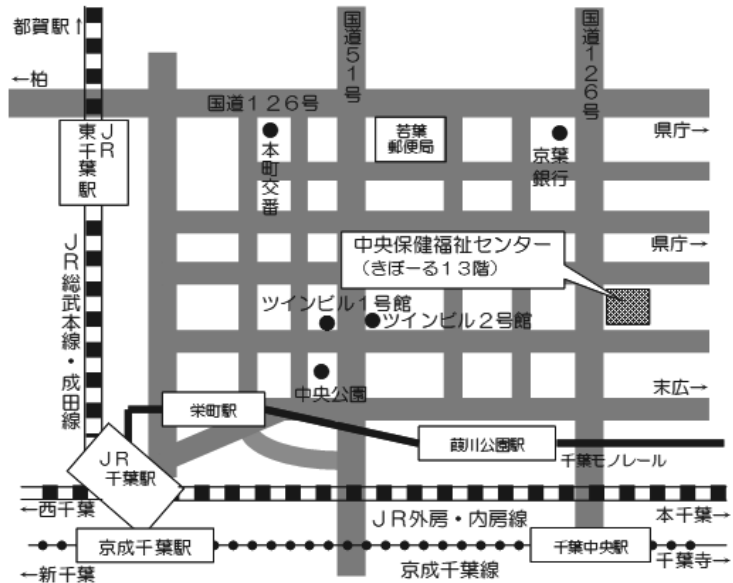
【交通】

(バス)

- ① JR「千葉駅」東口で、「大学病院行」「南矢作行」「中野操車場行」「いずみ台ローズタウン行」「成東駅行」「大宮高校行」行きに乗車、「中央三丁目」下車。目の前。

(鉄道)

- ① 京成「千葉中央駅」下車。
徒歩約10分。
- ② 千葉都市モノレール「葭川公園駅」下車。徒歩約4分。



花見川保健福祉センター

〒262-8510
千葉市花見川区瑞穂1-1

●高齢障害支援課

高齢支援班	275-6425
介護保険室	275-6401
FAX	275-6317

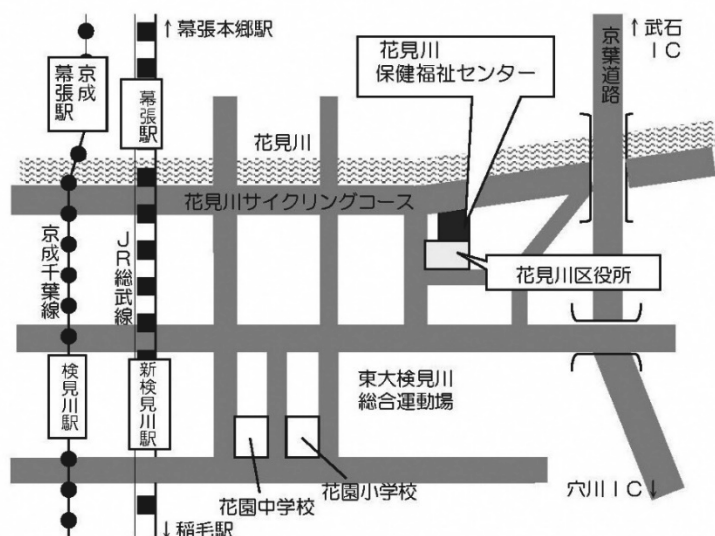
●健康課

FAX	275-6296
	275-6298

【交通】

(バス)

- ① JR「新検見川駅」北口で、「花見川区役所」「こてはし団地」「柏井高校」行きに乗車、「花見川区役所」下車。目の前。
- ② JR「幕張駅」北口で、「花見川区役所」行きに乗車、「花見川区役所」下車。目の前。



稲毛保健福祉センター

〒263-8550

千葉市稲毛区穴川 4-12-4

●高齢障害支援課

高齢支援班 284-6141
介護保険室 284-6242
FAX 284-6193

●健康課

284-6494
FAX 284-6496

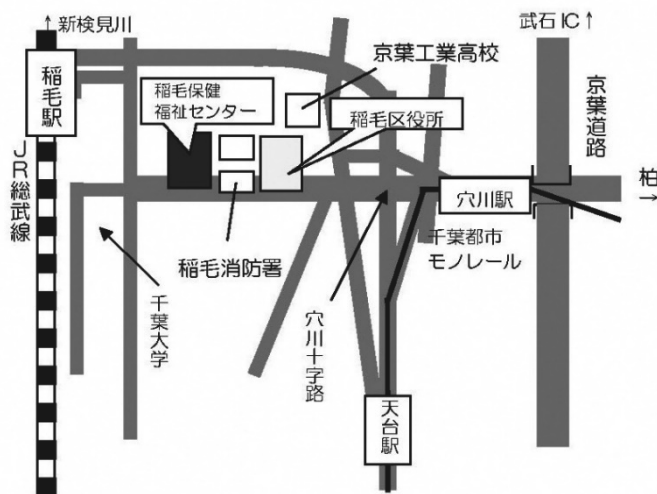
【交通】

(バス)

- ① J R「稲毛駅」東口で、「山王町」行に
乗車、「稲毛区役所」下車。
目の前。
- ② J R「稲毛駅」東口で、「ファミールハ
イツ」行に乗車、「穴川十字路」下車。
徒歩約 5 分。

(鉄道)

- ① 千葉都市モノレール「穴川駅」下車。
徒歩約 7 分。
- ② 千葉都市モノレール「天台駅」下車。
徒歩約 10 分。



若葉保健福祉センター

〒264-8550

千葉市若葉区貝塚 2-19-1

●高齢障害支援課

高齢支援班 233-8558
介護保険室 233-8264
FAX 233-8251

●健康課

233-8714
FAX 233-8198

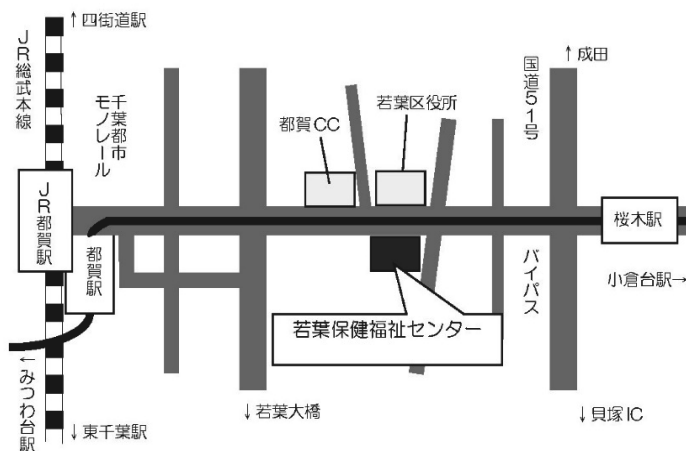
【交通】

(バス)

- ① J R「千葉駅」東口で、「都賀駅 (市
営霊園経由)」行に乗車、「若葉区役
所」下車。
徒歩約 1 分。
- ② J R「鎌取駅」で、「都賀駅」行に乗
車、「若葉区役所」下車。
徒歩約 1 分。

(鉄道)

- ① J R・モノレール「都賀駅」下車。
徒歩約 10 分。
- ② モノレール「桜木駅」下車。
徒歩約 10 分。



10

保健福祉センター・健康支援課案内図

緑保健福祉センター

〒266-8550
千葉市緑区鎌取町 226-1

●高齢障害支援課

高齢支援班 292-8138
介護保険室 292-9491
FAX 292-8276

●健康課

FAX 292-2630
292-1804

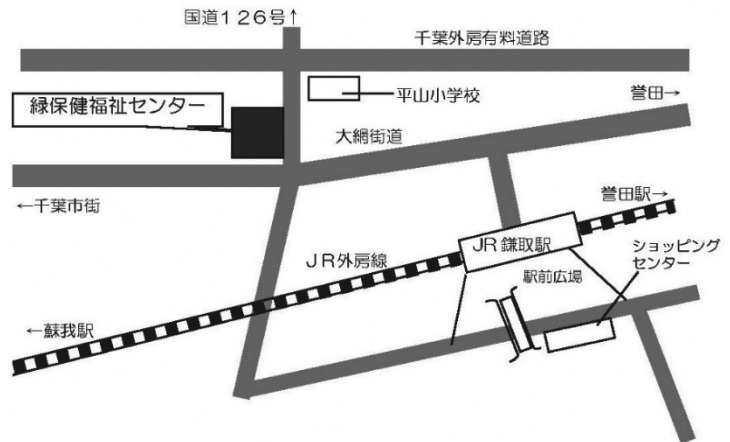
【交通】

(バス)

JR「鎌取駅」北口で、「千葉駅」
「都賀駅」行きに乗車、「鎌取市営
住宅」下車。
徒歩約1分

(鉄道)

JR「鎌取駅」下車。
徒歩約8分。



美浜保健福祉センター

〒261-8581
千葉市美浜区真砂 5-15-2

●高齢障害支援課

高齢支援班 270-3505
介護保険室 270-4073
FAX 270-3281

●健康課

FAX 270-2221
270-2065

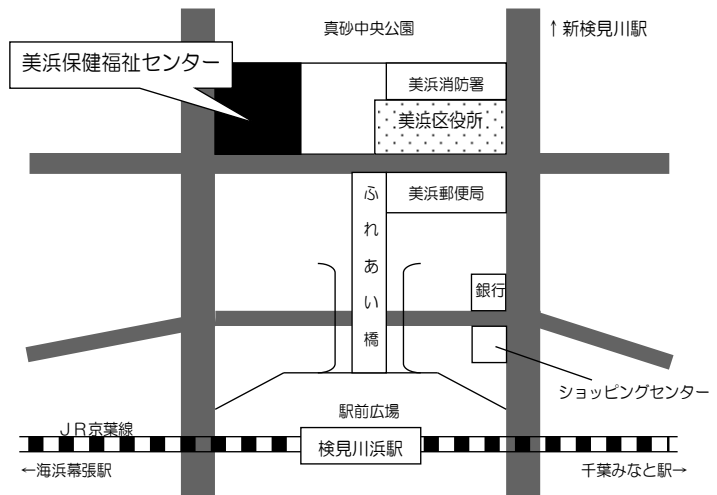
【交通】

(バス)

JR「新検見川駅」南口で「千葉西高
校」「海浜病院」行きに乗車、「美浜区
役所」下車。
目の前。

(鉄道)

JR「検見川浜駅」下車。
徒歩約8分。



健康支援課

〒260-0025

千葉市中央区問屋町 1-35

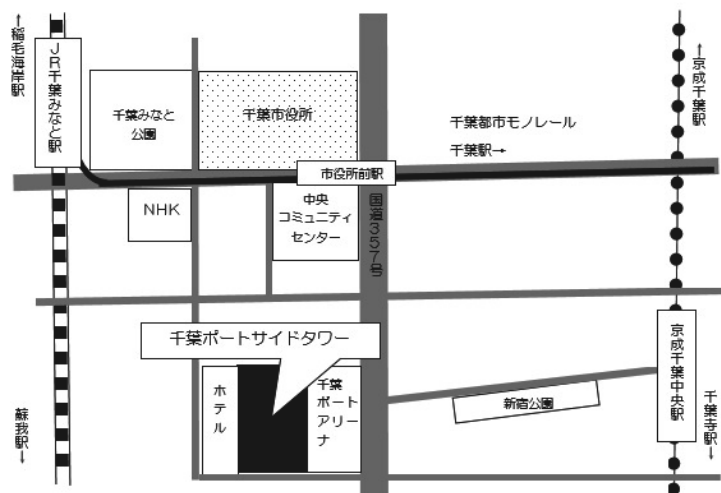
(千葉ポートサイドタワー11 階)

健康診査指導班	238-9926
検診班	238-9930
母子保健班	238-9925
難病対策班	238-9968
F A X	238-9946

【交通】

(鉄道)

- ① J R「千葉駅」・京成電鉄「千葉駅」から徒歩 18 分
- ② J R「千葉みなと駅」から徒歩 20 分
- ③ 千葉都市モノレール「市役所前駅」から徒歩 10 分



● 障害のある方に対する支援

相談窓口

障害のある方の相談窓口は各区高齢障害支援課になります。

各区 高齢障害支援課（障害支援班）				
	所在地	電話番号	FAX	手話通訳者専用 FAX
中央区	中央区中央 4-5-1 Qiball（きぼーる）13 階	221-2152	221-2602	221-7675
花見川区	花見川区瑞穂 1-1	275-6462	275-6317	271-1105
稲毛区	稲毛区穴川 4-12-4	284-6140	284-6193	284-6193
若葉区	若葉区貝塚 2-19-1	233-8154	233-8251	233-8835
緑区	緑区鎌取町 226-1	292-8150	292-8276	292-4770
美浜区	美浜区真砂 5-15-2	270-3154	270-3281	279-3333

●手話通訳者

各区保健福祉センターおよび障害者自立支援課に配置しています。

配置場所	配置時間	
中央区	月 火 水 金曜日：9:00～17:00	木曜日：9:00～11:00
花見川区	月 火 水 金曜日：9:00～17:00	木曜日：9:00～11:00
稲毛区	月 水 木 金曜日：9:00～17:00	火曜日：9:00～11:00
若葉区	月 水 木 金曜日：9:00～17:00	火曜日：13:00～15:00
緑区	月 火 金曜日：9:00～17:00	水曜日：9:00～12:00 木曜日：9:00～16:00
美浜区	月 水 金曜日：9:00～16:00	
障害者自立支援課	月 火 木 金曜日：9:00～17:00	水曜日：9:00～11:00

障害者福祉のあんない

障害のある方の相談窓口のほか、各種サービスを、福祉分野のみならず、住宅、就労、税、教育など、総合的に掲載している冊子を作成しています。

障害がある方への支援等につきましては、「障害者福祉のあんない」をご覧ください。

※各区保健福祉センター高齢障害支援課・健康課で冊子の配布を行っています。

● 付録

千葉市高齢者人口の推移

各年 10 月 1 日現在（国勢調査の結果による）

年	千葉市					全国		
	全年齢人口	65 歳以上	うち 65～74 歳	うち 75 歳以上	高齢化率 (65 歳以上の 人口の割合)	全年齢人口	65 歳以上	高齢化率
平成 2 年	829,455 人	61,085 人	37,775 人	23,310 人	7.4%	123,611 千人	14,895 千人	12.0%
平成 7 年	856,878 人	80,794 人	50,696 人	30,098 人	9.4%	125,570 千人	18,261 千人	14.5%
平成 12 年	887,164 人	111,959 人	71,935 人	40,024 人	12.6%	126,926 千人	22,005 千人	17.3%
平成 17 年	924,319 人	152,231 人	96,891 人	55,340 人	16.5%	127,768 千人	25,672 千人	20.1%
平成 22 年	961,749 人	198,850 人	121,134 人	77,716 人	20.7%	128,057 千人	29,245 千人	22.8%
平成 27 年	971,882 人	238,213 人	134,783 人	103,430 人	24.5%	127,095 千人	33,465 千人	26.3%
令和 2 年	974,951 人	249,963 人	119,717 人	130,246 人	25.6%	126,146 千人	36,027 千人	28.6%

千葉市区別高齢者人口

令和 6 年 3 月 31 日現在

区名	全年齢 人口 (A)	高齢者計 (65 歳以上)		前期高齢者 (65～74 歳)		後期高齢者 (75 歳以上)	
		人数 (B+C)	比率 (B+C) / A	人数 (B)	比率 (B/A)	人数 (C)	比率 (C/A)
中央区	215,098 人	48,417 人	22.5%	20,940 人	9.7%	27,477 人	12.8%
花見川区	177,156 人	48,905 人	27.6%	19,618 人	11.1%	29,287 人	16.5%
稲毛区	157,719 人	42,767 人	27.1%	18,115 人	11.5%	24,652 人	15.6%
若葉区	147,179 人	45,340 人	30.8%	17,449 人	11.9%	27,891 人	19.0%
緑区	129,531 人	31,555 人	24.4%	14,636 人	11.3%	16,919 人	13.1%
美浜区	154,248 人	40,543 人	26.3%	16,471 人	10.7%	24,072 人	15.6%
千葉市計	980,931 人	257,527 人	26.3%	107,229 人	10.9%	150,298 人	15.3%

※人口は、住民基本台帳を集計したもので、国勢調査によって集計したものとは一致しません。

千葉市区別要介護認定者数の状況

令和 6 年 3 月 31 日現在

区名	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
中央区	1,456 人	1,049 人	2,619 人	1,487 人	1,369 人	1,244 人	905 人	10,129 人
花見川区	1,628 人	625 人	2,823 人	1,229 人	1,089 人	1,048 人	788 人	9,230 人
稲毛区	1,235 人	799 人	2,008 人	1,159 人	1,018 人	939 人	668 人	7,826 人
若葉区	1,632 人	1,158 人	2,426 人	1,510 人	1,240 人	1,166 人	782 人	9,914 人
緑区	775 人	639 人	1,419 人	833 人	730 人	753 人	576 人	5,725 人
美浜区	1,321 人	802 人	1,916 人	826 人	774 人	656 人	486 人	6,781 人
千葉市計	8,047 人	5,072 人	13,211 人	7,044 人	6,220 人	5,806 人	4,205 人	49,605 人
(構成割合)	16.2%	10.2%	26.6%	14.2%	12.6%	11.7%	8.5%	100.0%



この冊子に記載の一部事業には、宝くじの収益金が活用されています。

宝くじの収益金は、お買い求めいただいた売り場のある自治体に、売上額に応じて配分され、公共事業に役立てられています。

是非、地元でのご購入をお願いいたします。

令和6年度版高齢者保健福祉のあらまし

【編集・発行】

千葉市 保健福祉局 高齢障害部 高齢福祉課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港 1-1

TEL 043-245-5166

FAX 043-245-5548

※令和5年2月末より、市役所新庁舎9階へ移転しております。

高齢者に関する各種相談 電話番号

※詳しくは本編をご覧ください。

■いきいきプラザ・いきいきセンター →P10 参照

保健師・生活指導員が病気の予防をはじめ、高齢者の生活相談、健康相談などを行っています。

中央いきいきプラザ	209-9000	大宮いきいきセンター	265-1751
蘇我いきいきセンター	264-6966	都賀いきいきセンター	232-4771
花見川いきいきプラザ	216-0080	緑いきいきプラザ	300-1313
花見川いきいきセンター	286-8030	越智いきいきセンター	205-1290
さつきが丘いきいきセンター	250-4651	土気いきいきセンター	205-1000
稲毛いきいきプラザ	242-8005	美浜いきいきプラザ	270-1800
あやめ台いきいきセンター	207-1388	真砂いきいきセンター	278-9641
若葉いきいきプラザ	228-5010		

■千葉市あんしんケアセンター →P39 参照

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、介護予防サービスのケアプラン作成をはじめ、高齢者の介護や福祉などに関するさまざまな相談に応じるほか、権利擁護などの業務を行います。

弁天	216-2131	さつきが丘	307-3225	小仲台	307-5780	誉田	300-4855
中央	216-2121	にれの木台	445-8012	稲毛	216-2831	土気	295-0110
千葉寺	263-3066	花園	216-2610	みつわ台	290-0120	土気 あすみが丘 出張所	205-5000
松ヶ丘	420-8325	幕張	212-7300	都賀	312-5110	真砂	278-0111
松ヶ丘 白旗出張所	308-9811	山王	304-7740	桜木	214-1841	磯辺	445-8440
浜野	305-0102	山王 宮野木出張所	307-9010	千城台	236-7400	磯辺 浜田出張所	441-7410
こてはし台	258-8750	園生	306-6881	大宮台	208-1212	高洲	278-2545
花見川	250-1701	天台	284-6811	鎌取	293-6911	幸町	301-5528

■福祉まるごとサポートセンター 245-5782・5397 →P41 参照

置かれた状況や年齢を問わず、福祉に関する困りごとをまるごと受け止めます。困りごとを整理し、必要に応じて専門機関と連携しながら、困りごとの解決に向けたサポートをします。

■千葉市家族介護者支援センター 302-2017 →P46 参照

高齢者を在宅で介護している家族の方がお困りの介護方法について相談に応じます。

■ちば認知症相談コールセンター →P57 参照

認知症の人を介護している家族の方などが、気軽に利用できる相談電話です。

市内プッシュ回線の固定電話からは、局番なしの#7100

ダイヤル回線、IP電話、携帯電話からは、238-7731

■千葉市認知症疾患医療センター 226-2736・2256 →P57 参照

認知症に関する鑑別診断と初期対応、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施し、認知症患者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援をします。

■千葉市成年後見支援センター 209-6000 →P62 参照

成年後見制度に関する様々な相談や申立てに関する支援を行います。

■千葉市生涯現役応援センター 256-4510 →P5 参照

シニア層による就労やボランティア等地域活動に関する情報提供・相談・紹介を行い、社会参加と生きがいづくりの支援を行います。